

半 期 報 告 書

(第 4 期中) 自 平成18年 4 月 1 日
至 平成18年 9 月30日

双日株式会社

(401575)

第4期中(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

双日株式会社

目 次

	頁
第4期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	7
4 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【販売の状況】	13
3 【対処すべき課題】	13
4 【経営上の重要な契約等】	14
5 【研究開発活動】	14
第3 【設備の状況】	15
1 【主要な設備の状況】	15
2 【設備の新設、除却の計画】	15
第4 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【株価の推移】	40
3 【役員の状況】	41
第5 【経理の状況】	42
1 【中間連結財務諸表等】	43
2 【中間財務諸表等】	112
第6 【提出会社の参考情報】	173
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	174
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年12月8日

【中間会計期間】 第4期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 双日株式会社

【英訳名】 Sojitz Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 土 橋 昭 夫

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂六丁目1番20号

【電話番号】 03-5520-5000(代表)

【事務連絡者氏名】 主計部長 濱 塚 純 一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂六丁目1番20号

【電話番号】 03-5520-5000(代表)

【事務連絡者氏名】 主計部長 濱 塚 純 一

【縦覧に供する場所】 双日株式会社名古屋支店
(名古屋市中区錦一丁目17番13号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
売上高 (百万円)	2,254,215	2,354,027	2,529,244	4,675,903	4,972,059
経常利益 (百万円)	25,762	42,622	46,394	58,088	78,773
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失(△) (百万円)	△241,071	25,908	31,356	△412,475	43,706
純資産額 (百万円)	61,688	396,540	584,759	280,241	426,949
総資産額 (百万円)	2,703,954	2,505,214	2,685,271	2,448,478	2,521,679
1株当たり純資産額 (円)	△947.63	△547.00	△24.54	△1,440.26	△368.95
1株当たり中間(当期) 純利益金額又は中間 (当期)純損失金額(△) (円)	△1,119.40	89.61	60.14	△1,876.48	126.21
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	—	74.49	35.11	—	99.55
自己資本比率 (%)	2.29	15.83	20.32	11.45	16.93
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△47,369	△11,264	6,528	△19,774	43,155
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	66,023	48,300	△262,436	241,109	99,155
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△129,933	24,982	120,894	△212,264	△55,805
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	290,013	475,947	369,757	409,266	506,254
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	16,802 [5,327]	17,246 [3,600]	18,218 [4,033]	16,586 [3,929]	17,213 [4,339]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員数を表示しております。

3 第2期中、第2期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため、記載しておりません。

4 第3期(平成18年3月期)において連結子会社でありました旧双日株式会社と平成17年10月1日付で合併しております。なお、旧双日株式会社は当社の連結子会社であったため、この合併は企業集団の状況に影響を与えません。

5 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の摘要指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

なお、旧双日株式会社の主要な連結経営指標等の推移は次のとおりであります。

回次	第188期中	第189期中	第188期
会計期間	自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日	自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日
売上高 (百万円)	2,254,279	2,353,966	4,675,993
経常利益 (百万円)	25,543	41,936	57,756
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失(△) (百万円)	△ 241,084	25,518	△ 412,550
純資産額 (百万円)	52,674	327,132	271,208
総資産額 (百万円)	2,703,158	2,506,833	2,453,185
1株当たり純資産額 (円)	60.23	202.62	167.98
1株当たり中間(当期)純利益金額 又は中間(当期)純損失金額(△) (円)	△ 275.70	15.81	△ 347.64
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	2.0	13.0	11.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 48,071	△ 12,558	△ 19,582
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	65,993	48,289	241,102
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 126,598	25,649	△ 208,581
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	288,237	474,798	408,755
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	16,633 [5,293]	17,061 [3,570]	16,419 [3,877]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員数を表示しております。

3 第188期中及び第188期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、1株当たり中間(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第189期中は、潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額を記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
売上高 (百万円)	—	—	1,326,917	—	1,328,787
営業収益 (百万円)	1,080	1,335	—	2,160	1,335
経常利益 (百万円)	165	602	17,323	186	19,767
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失(△) (百万円)	△411,652	357	9,873	△563,141	16,808
資本金 (百万円)	151,106	130,049	60,127	336,122	130,549
発行済株式総数 (株)	普通株式 215,694,333 I種優先株式 105,200,000 II種優先株式 26,300,000 III種優先株式 1,500,000	普通株式 401,399,900 I種優先株式 105,200,000 II種優先株式 26,300,000 III種優先株式 1,500,000 IV種優先株式 19,950,000 V種優先株式 12,875,000	普通株式 723,884,891 I種優先株式 78,900,000 II種優先株式 26,300,000 III種優先株式 1,500,000 IV種優先株式 19,950,000 V種優先株式 12,875,000	普通株式 240,246,254 I種優先株式 105,200,000 II種優先株式 26,300,000 III種優先株式 1,500,000 IV種優先株式 19,950,000 V種優先株式 12,875,000 VI種優先株式 1,000,000	普通株式 404,208,888 I種優先株式 85,200,000 II種優先株式 26,300,000 III種優先株式 1,500,000 IV種優先株式 19,950,000 V種優先株式 12,875,000
純資産額 (百万円)	61,748	340,596	542,871	280,246	442,417
総資産額 (百万円)	431,855	436,894	1,972,378	316,597	1,810,259
1株当たり純資産額 (円)	△947.35	△686.34	△28.37	△1,439.89	△330.61
1株当たり中間(当期)純 利益金額又は中間(当期) 純損失金額(△) (円)	△1,911.41	1.24	18.93	△2,561.41	48.55
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益金額 (円)	—	1.16	11.58	—	39.39
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.30	77.96	27.52	88.52	24.44
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	30	34	1,461 [176]	28	1,346 [158]

(注) 1 売上高および営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員数を表示しております。

3 第2期中、第2期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため、記載しておりません。

4 第3期(平成18年3月期)において連結子会社でありました旧双日株式会社と平成17年10月1日付で合併しております。

5 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の摘要指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

なお、旧双日株式会社の主要な経営指標等は次のとおりであります。

回次	第188期中	第189期中	第188期
会計期間	自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日	自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日
売上高 (百万円)	1,219,271	1,225,940	2,475,475
経常利益 (百万円)	4,585	2,918	8,735
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失(△) (百万円)	△ 253,940	3,774	△ 437,118
資本金 (百万円)	107,184	292,184	292,184
発行済株式総数 (千株)	874,551	1,614,551	1,614,551
純資産額 (百万円)	153,074	372,020	354,080
総資産額 (百万円)	2,040,416	1,833,214	1,790,372
1株当たり純資産額 (円)	175.03	230.42	219.31
1株当たり中間(当期)純利益 金額又は中間(当期)純損失金額 (△) (円)	△ 290.37	2.34	△ 368.33
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	7.5	20.3	19.8
従業員数 (名)	1,507	1,341	1,431

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員数を表示しております。

3 188期中及び第188期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、1株当たり中間(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第189期中は、潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額を記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

主要な関係会社の異動につきましては、下記「3 関係会社の状況」を参照願います。

3 【関係会社の状況】

(1) 子会社（非連結子会社を除く）

当中間連結会計期間において、新たに当社の連結子会社となった主なものは次のとおりであります。

事業の種類別 セグメントの名称	名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の所 有割合(%) (注)	関係内容			
						役員 の 兼任等 (人)	融資	営業上の 取引	設備の 賃貸借
機械・宇宙航空	Hyundai Motor (Thailand) Co., Ltd.	タイ・バン コク	Baht 400,000千	タイ国にお けるHyundai 車の販売会 社	70.0 (15.0)	1	無	当社の販売及 び仕入先であ ります。	—
機械・宇宙航空	Subaru Ukraine LLC	ウクライ ナ・キエフ	グリブナ 7,500千	ウクライナ におけるス バル車、部 品の輸入・ 販売	51.0	1	無	当社の販売先 であります。	—
生活産業	㈱デプラノ	東京都港区	70	インターネ ット関連事 業	100.0	2	無	—	建物
その他事業	㈱ARM	東京都港区	492	日本製アニ メコンテンツ の買い付け	100.0 (100.0)	2	無	当社の販売先 であります。	—
その他事業	日本コンテンツ投 資事業有限責任組 合	東京都港区	1,385	コンテンツ 事業会社へ の投資	63.3	—	無	—	—

(注) 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合であります。

平成18年8月1日を以って、当社は双日都市開発㈱を吸収合併いたしました。

事業の種類別 セグメントの名称	名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の所 有割合(%) (注)	関係内容			
						役員 の 兼任等 (人)	融資	営業上の 取引	設備の 賃貸借
建設・木材	双日都市開発㈱	東京都港区	2,800	不動産の売 買、管理、 賃貸、仲介	100.0	7	有	当社の販売及 び仕入先であ ります。	建物

(2) 関連会社（持分法を適用していない関連会社を除く）

当中間連結会計期間において、新たに当社の持分法適用関連会社となった主なものは次のとおりであります。

事業の種類別 セグメントの名称	名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の所 有割合(%) (注)	関係内容			
						役員 の 兼任等 (人)	融資	営業上の 取引	設備の 賃貸借
機械・宇宙航空	Crew Resources Worldwide, L.L.C.	米国・ホノ ルル	US\$ 1,000千	航空機運航 乗務員派遣 事業	33.0 (33.0)	—	無	—	—
機械・宇宙航空	Sakai Circuit Device of Vietnam Co., Ltd.	ベトナム・ ドンナイ	US\$ 3,636千	フレキシブル プリント 基板の製造 ・販売	40.0	2	無	当社の仕入先 であります。	—
エネルギー・金属 資源	Asia Power (Private) Limited	スリラン カ・コロン ボ	US\$ 22,000千	発電事業	38.3	1	無	—	—
その他事業	A.D. Vision, Inc.	米国・ヒュ ーストン	US\$ 3千	欧米におけ る日本製ア ニメの配給	21.5 (21.5)	1	無	当社の販売先 であります。	—

(注) 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成18年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)	
機械・宇宙航空	2,617	[153]
エネルギー・金属資源	849	[509]
化学品・合成樹脂	4,216	[1,161]
建設・木材	1,298	[106]
生活産業	5,085	[1,603]
海外現地法人	1,980	[60]
その他事業	2,173	[441]
合計	18,218	[4,033]

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当中間連結会計期間の平均人数を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数(名)	1,461	[176]
---------	-------	-------

(注)1 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当中間会計期間の平均人数を外数で記載しております。

(注)2 上記従業員は、海外支店及び海外駐在員事務所の現地社員 (205人) が含まれております。

(注)3 上記従業員の他に、海外現地法人及び事業会社への出向者 (598人) がおります。

(3) 労働組合の状況

労使関係については特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、個人消費及び設備投資の内需の2つの大きな柱が力強く伸びた結果、7月の金融当局によるゼロ金利政策の解除による影響も吸収し、堅調に推移しました。堅調な個人消費が続く背景には、雇用環境が改善していることに加え、企業の成長期待があり、設備投資の拡大と共に、裾野の広い経済拡大を続けています。

米国では、インフレ圧力を緩和するための金融政策が行われている中、実態経済は潜在成長力を維持する力を示しており、住宅価格動向の落ち着きと共に、バランスのある経済成長を持続しています。

欧州では、ドイツ、フランス等の設備投資・建設投資が経済全体を押し上げる動きとなり、個人消費も堅調に伸びています。為替面では引き続きユーロ高が続いているものの、欧州圏の経済はゆるやかな成長の基調となっています。

アジアでは、多くの国で好調な経済成長を示しました。輸出の伸びが景気を大きく牽引し、また内需も景気の高まりとともに拡大を続けています。9月にはタイでクーデターが発生したものの、経済活動への影響は限定的でした。

中国では、投資拡大と外需の好調により高い経済成長を実現していますが、中央政府は既に引き締め姿勢を強めてきています。一方、同様に高い経済成長が続くインドでは、製造業が引き続き力強さを増しています。

世界経済全体が、原油価格等の高止まりする資源価格の影響を懸念した当期間でありましたが、原油価格の落ち着きと共に、バランスの良い経済環境が今後も続くことが見込まれます。

当中間連結会計期間の連結売上高は、2兆5,292億44百万円と前年同期比7.4%の増収となりました。売上高の内容を取引形態別に前年同期と比較いたしますと、輸出取引はエネルギー・金属資源部門や機械・宇宙航空部門などが好調で18.3%、輸入取引は機械・宇宙航空部門などで7.2%、国内取引は建設・木材部門、化学品・合成樹脂部門での減収はあったものの、エネルギー・金属資源部門や生活産業部門などの伸長により0.8%、外国間取引はエネルギー・金属資源部門、機械・宇宙航空部門、生活産業部門、化学品・合成樹脂部門などで12.4%とすべての取引形態にて増収となりました。

また、商品部門別では、機械・宇宙航空部門が航空機関連や自動車関連の好調で23.0%、エネルギー・金属資源部門で資源価格が高止まりしており16.5%、生活産業部門が6.0%、化学品・合成樹脂部門が3.8%とそれぞれ前年同期比増収となりました。一方で、建設・木材部門では木材市況の回復があったものの、マンション販売が減少したことにより11.3%、海外現地法人では米州の一部機械関連取扱の減少などで11.8%とそれぞれ前年同期比減収となりました。

連結利益につきましては、売上総利益は機械・宇宙航空部門の自動車関連事業などが好調で前年同期比3.3%の増益の1,225億85百万円となりました。営業利益は人件費の増加による販売費及び一般管理費の増加があったものの売上総利益の増益により、393億21百万円と前年同期比3.8%の増益となりました。経常利益は営業利益の増益に加え、融資債権への引当などが一巡し、その他営業外収支が改善したことにより463億94百万円と前年同期比8.8%の増益となりました。特別損益につきましては、特別利益として投資有価証券売却益34億4百万円、貸倒引当金戻入益19億82百万円など合計77億34百万円を計上し、他方、特別損失として関係会社等整理・引当損89億53百万円、投資有価証券等評価損17億48百万円

など合計124億73百万円を計上し、47億38百万円の損失となりました。この結果、税金等調整前中間純利益は416億55百万円となり、法人税、住民税及び事業税88億10百万円の負担、法人税等調整額1億70百万円の利益を計上し、少数株主利益16億58百万円を控除した結果、中間純利益は313億56百万円と21.0%の増益となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

<機械・宇宙航空>

売上高は航空機関連や海外自動車関連事業の好調により5,285億87百万円と前年同期比23.0%の増収となり、営業利益も84億48百万円と前年同期比24.6%の増益となりました。

<エネルギー・金属資源>

資源価格の高止まりなどにより、売上高は6,649億2百万円と前年同期比16.5%の増収となり、営業利益も売上総利益が増加したことにより97億54百万円と前年同期比14.8%の増益となりました。

<化学品・合成樹脂>

売上高は3,227億61百万円と前年同期比3.8%の増収となりましたが、営業利益は販売費及び一般管理費の増加により92億52百万円と前年同期比3百万円の微減となりました。

<建設・木材>

木材市況の回復はあったもののマンション販売の減少により、売上高は1,743億58百万円と前年同期比11.3%の減収となりましたが、営業利益は木材取引での収益改善と販売費及び一般管理費の減少により53億1百万円と前年同期比16.1%の増益となりました。

<生活産業>

売上高は食料事業の伸長などで4,482億83百万円と前年同期比6.0%の増収となりましたが、営業利益は販売費及び一般管理費の増加により、31億1百万円と前年同期比25.3%の減益となりました。

<海外現地法人>

売上高は米州での一部機械関連取扱の減少などにより3,300億5百万円と前年同期比11.8%の減収となり、営業利益も販売費及び一般管理費の増加により21億8百万円と前年同期比40.2%の減益となりました。

<その他事業>

売上高は603億44百万円と前年同期比24.3%の増収となりました。営業利益も情報通信子会社が回復基調にあり12億79百万円と前年同期比3.5%の増益となりました。

所在地別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

<日本>

売上高は資源価格の高止まりや非鉄・貴金属の価格高騰による増収、航空機関連の取扱高の伸長により1兆9,119億32百万円と前年同期比6.3%の増収となりましたが、営業利益は販売費及び一般管理費の増加により182億67百万円と前年同期比1.4%の減益となりました。

<北米>

売上高は一部機械関連取扱の減少で1,665億4百万円と前年同期比9.9%の減収となり、営業利益も37億89百万円と前年同期比32.8%の減益となりました。

<欧州>

売上高は自動車販売子会社の好調などで824億75百万円と前年同期比11.9%の増収となり、営業利益も高収益なエネルギー事業子会社の寄与により45億24百万円と前年同期比68.8%の大幅な増益となりました。

<アジア・オセアニア>

石油取引子会社が好調であったことなどから売上高は3,315億39百万円と前年同期比19.9%の増収となり、営業利益も85億48百万円と前年同期比29.4%の増益となりました。

<その他の地域>

売上高は自動車製造販売子会社が好調で367億92百万円と前年同期比74.8%の増収となりましたが、営業利益は船舶事業子会社における保有船の入替えが一巡したこともあり36億8百万円と前年同期比13.3%の減益となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フローは65億28百万円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは2,624億36百万円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは1,208億94百万円の収入となりました。これに換算差額及び連結範囲の変更に伴う増減額を調整した結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は3,697億57百万円となりました。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の営業活動による資金は、前年同期比177億92百万円増加の65億28百万円の収入となりました。売上債権やたな卸資産の増加による支出増加があったものの営業利益の拡大に加え、仕入債務の増加により収入が支出を上回りました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の投資活動による資金は、前年同期比3,107億36百万円減少の2,624億36百万円の支出となりました。主な支出としましては、優先株式の買入に備え発行した転換社債型新株予約権付社債による資金を買入までの間に定期預金として支出したことによるものです。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の財務活動による資金は、前年同期比959億12百万円増加の1,208億94百万円の収入となりました。主な収入としましては、優先株式の買入に備え、転換社債型新株予約権付社債3,000億円を発行したことによる収入であります。

2 【販売の状況】

業績等の概要及び第5 経理の状況におけるセグメント情報を参照願います。

なお、取引形態別の販売の状況は以下のとおりであります。

形態	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前年同期比(%)
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
輸出	376,310	16.0	445,257	17.6	18.3
輸入	600,147	25.5	643,186	25.4	7.2
国内	932,215	39.6	940,099	37.2	0.8
外国間	445,354	18.9	500,701	19.8	12.4
合計	2,354,027	100.0	2,529,244	100.0	7.4

(注) 1 成約高と売上高の差額は僅少なため、成約高の記載を省略しております。

2 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

3 総販売実績に対し、10%以上に該当する販売先はありません。

3 【対処すべき課題】

当社の課題につきましては、当中間連結会計期間において重要な変更なく、平成18年度を初年度とする新中期経営計画『New Stage 2008』に掲げる施策をスケジュール通りに実行することによって、「成長戦略の一層の拡充」、「資本・財務戦略の加速」、「リスク管理の高度化」を確実に成し遂げることと認識しております。

「成長戦略の一層の拡充」については、「機能の拡充」と「事業投資の拡大」に基づく各事業の成長戦略を3ヵ年計画に織り込み、フォローアップ体制を構築することにより、「成長戦略の実行」を図ります。

「資本・財務戦略の加速」については、新中期経営計画『New Stage 2008』の進捗を市場にお示ししながら、資本構造の再編、資金調達構造の安定性向上を図ります。資本構造の再編については、前述のとおり優先株式を一掃し、株式価値の希薄化を抑制するとともに、外部資本調達により株主資本の減少を最小限に止め、資本構造の再編を進めます。

「リスク管理の高度化」については、これまでに取り組んでまいりましたリスク管理運営体制の改革、リスク審議制度改革、事後管理体制の改革、内部統制システムの構築、コンプライアンス体制の構築、ポートフォリオ管理改革の基本施策等により整備されたリスク管理体制を、グループレベルで一層の強化を図ることを課題としております。

SCVA経営管理を一層活用することで、低採算事業からの撤退、競合優位性を持つ事業への注力を継続的に推し進めることで、収益構造を変革し、事業ポートフォリオの改善を進めてまいります。

持続的な成長の達成と、『New Stage 2008』で掲げた目標の達成をより確実なものとしていくためには、当社グループの持続的発展を支える経営管理体制の一層の強化に努めることが最も重要であると考えております。そして、企業が持続的な発展を遂げるための条件として、コーポレート・ガバナンスの強化および内部統制体制の整備、CSRおよびコンプライアンスへの取り組みについても、十分な対応・体制の構築を図ってまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

自己株式の取得

当社は平成18年6月27日開催の当社定時株主総会にて承認可決され、当社第二回Ⅰ種優先株式、第三回Ⅰ種優先株式、第四回Ⅰ種優先株式及び第一回Ⅱ種優先株式の取得枠を設定し、また、同定時株主総会にて承認可決された定款変更により当社第一回Ⅱ種優先株式、第一回Ⅳ種優先株式、第一回Ⅴ種優先株式及び第二回Ⅴ種優先株式に取得条件を追加しておりますが、平成18年4月28日開催の取締役会決議に基づき、平成18年4月28日に以下の当社優先株式の取得に関する契約書を締結いたしました。

その主な内容は次のとおりであります。

1. 株式の種類

当社第二回Ⅰ種優先株式、第三回Ⅰ種優先株式、第四回Ⅰ種優先株式、第一回Ⅱ種優先株式、第一回Ⅳ種優先株式、第一回Ⅴ種優先株式、第二回Ⅴ種優先株式

2. 株式の取得価額の総額

3,429億20百万円、但し取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株あたりの取得価額は各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となり、仮に全ての優先株式を当該加算後の1株あたりの取得価額で取得すると、取得価額の総額は3,541億28百万円となります。

3. 株式を取得する相手方

株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社りそな銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、農林中央金庫

なお、当社が取得する各優先株式の取得価額、発行価額、株数、相手方の内訳などの詳細につきましては、第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (中間連結貸借対照表関係) の(追加情報)をご参照下さい。

5 【研究開発活動】

特記事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(3) 在外子会社

当中間連結会計期間において、SOJITZ AIRCRAFT LEASING B.V.が航空機を売却しております。当該設備の異動の状況は次のとおりであります。

事業の種類別 セグメントの名称	会社名	設備の内容	所在地	従業員数 (人)	土地		建物	その他	備考
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
機械・宇宙航空	SOJITZ AIRCRAFT LEASING B.V.	航空機	オランダ アムステルダム					7,558	

2 【設備の新設、除却の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,349,000,000
I種優先株式	78,900,000
II種優先株式	26,300,000
III種優先株式	1,500,000
IV種優先株式	19,950,000
V種優先株式	12,875,000
計	1,488,525,000

(注) 1 I種優先株式、II種優先株式、III種優先株式、IV種優先株式、V種優先株式の優先株主は、株主総会において議決権を有していません。

2 I種優先株式、II種優先株式およびIII種優先株式の優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期未処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、優先株主に対して優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、優先株主に対して優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有しております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月8日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	723,884,891	753,184,627 (注1)	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	—
第二回I種優先株式	26,300,000	26,300,000	—	(注)2
第三回I種優先株式	26,300,000	26,300,000	—	(注)3
第四回I種優先株式	26,300,000	26,300,000	—	(注)4
第一回II種優先株式	26,300,000	26,300,000	—	(注)5
第一回III種優先株式	1,500,000	1,500,000	—	(注)6
第一回IV種優先株式	19,950,000	19,950,000	—	(注)7
第一回V種優先株式	10,875,000	10,875,000	—	(注)8
第二回V種優先株式	2,000,000	2,000,000	—	(注)9
計	863,409,891	892,709,627	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成18年12月1日から、この半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 第二回I種優先株式の内容は次のとおりであります。

(A) 優先配当金

(1) I種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、I種優先株式を有する株主(以下「I種優先株主」という。)又はI種優先株式の登録質権者(以下「I種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、I種優先株式1株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「I種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定めるI種優先中間配当金を支払ったときは、当該I種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) I種優先配当金の額

I種優先配当金の額は、I種優先株式の発行価額(2,000円)に、それぞれの営業年度毎に下記の配当率(以下「I種優先配当率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、計算の結果が200円を超える場合は、I種優先配当金の額は200円とする。

I種優先配当率は、平成15年4月1日以降、次回配当率修正日(下記に定義される。)の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$I種優先配当率 = \text{日本円TIBOR}(1年物) + 1.0\%$$

「配当率修正日」は、平成16年4月1日及び、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

(3) I種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、I種優先株主又はI種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(以下「I種優先中間配当金」という。)を支払う。

(4) 非累積条項

ある営業年度においてI種優先株主又はI種優先登録質権者に対して支払う1株当たり利益配当金の額が上記(2)に定めるI種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

I種優先株主又はI種優先登録質権者に対しては、I種優先配当金を超えて配当は行わない。

(B) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、I種優先株主又はI種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、I種優先株式1株につき2,000円を支払う。

I種優先株主又はI種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

- (C) 買入消却
 当社は、いつでもI種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。
- (D) 議決権
 I種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、I種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、I種優先株主に対してI種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、又はその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、I種優先株主に対してI種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。
- (E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与
 当社は、法令に定める場合を除き、I種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
 当社は、I種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
- (F) 普通株式への転換予約権
 (1) 転換を請求し得べき期間
 平成20年5月14日から平成30年5月13日までとする。
 (2) 転換の条件
 I種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。
 (イ) 当初転換価額
 262円
 (ロ) 転換価額の修正
 転換価額は、平成20年5月14日から平成29年5月14日まで、毎年5月14日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値のない日を除く。)目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に修正される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。
 (ハ) 転換価額の調整
 転換価額は、平成15年6月1日以降、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$
 また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。
 (ニ) 転換により発行すべき普通株式数
 I種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{I種優先株主が転換請求のために提出したI種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$
- (G) 普通株式への強制転換
 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったI種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、I種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限強制転換価額」という。)を下回るときは、I種優先株式1株の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

但し、上記(F)(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記(F)(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

- (H) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い
I種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

- (I) 優先順位
各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

3 第三回I種優先株式の内容は次のとおりであります。

- (A) 優先配当金
- (1) I種優先配当金
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (2) I種優先配当金の額
第二回I種優先株式の記載に同じ。但し、I種優先配当年率は以下の算式により計算される年率とする。
$$\text{I種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR}(1\text{年物}) + 1.25\%$$
- (3) I種優先中間配当金
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (4) 非累積条項
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (5) 非参加条項
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (B) 残余財産の分配
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (C) 買入消却
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (D) 議決権
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (F) 普通株式への転換予約権
- (1) 転換を請求し得べき期間
平成22年5月14日から平成32年5月13日までとする。
- (2) 転換の条件
I種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。
- (イ) 当初転換価額
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (ロ) 転換価額の修正
第二回I種優先株式の記載に同じ。但し、転換価格修正日は、平成22年5月14日から平成31年5月14日までの毎年5月14日とする。
- (ハ) 転換価額の調整
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (ニ) 転換により発行すべき普通株式数
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (G) 普通株式への強制転換
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (H) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (I) 優先順位
第二回I種優先株式の記載に同じ。

4 第四回I種優先株式の内容は次のとおりであります。

- (A) 優先配当金
- (1) I種優先配当金
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (2) I種優先配当金の額
第二回I種優先株式の記載に同じ。但し、I種優先配当年率は以下の算式により計算される年率とす

- る。
- I種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.5%
- (3) I種優先中間配当金
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (4) 非累積条項
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (5) 非参加条項
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (B) 残余財産の分配
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (C) 買入消却
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (D) 議決権
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (F) 普通株式への転換予約権
- (1) 転換を請求し得べき期間
平成24年5月14日から平成34年5月13日までとする。
- (2) 転換の条件
I種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。
- (イ)当初転換価額
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (ロ)転換価額の修正
第二回I種優先株式の記載に同じ。但し、転換価格修正日は、平成24年5月14日から平成33年5月14日までの毎年5月14日とする。
- (ハ)転換価額の調整
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (ニ)転換により発行すべき普通株式数
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (G) 普通株式への強制転換
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (H) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- (I) 優先順位
第二回I種優先株式の記載に同じ。
- 5 第一回II種優先株式の内容は以下のとおりであります。
- (A) 優先配当金
- (1) II種優先配当金
当社は、利益配当を行うときは、II種優先株式を有する株主(以下「II種優先株主」という。)又はII種優先株式の登録質権者(以下「II種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、II種優先株式1株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「II種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定めるII種優先中間配当金を支払ったときは、当該II種優先中間配当金を控除した額とする。
- (2) II種優先配当金の額
II種優先配当金の額は、II種優先株式の発行価額(2,000円)に、それぞれの営業年度毎に下記の配当年率(以下「II種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、計算の結果が200円を超える場合は、II種優先配当金の額は200円とする。
II種優先配当年率は、平成15年4月1日以降、次回配当年率修正日(下記に定義される。)の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。
II種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.75%
「配当年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。
- (3) II種優先中間配当金
当社は、中間配当を行うときは、II種優先株主又はII種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録

- 質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(以下「Ⅱ種優先中間配当金」という。)を支払う。
- (4) 非累積条項
ある営業年度においてⅡ種優先株主又はⅡ種優先登録質権者に対して支払う1株当たり利益配当金の額が上記(2)に定めるⅡ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- (5) 非参加条項
Ⅱ種優先株主又はⅡ種優先登録質権者に対しては、Ⅱ種優先配当金を超えて配当は行わない。
- (B) 残余財産の分配
当社の残余財産の分配をするときは、Ⅱ種優先株主又はⅡ種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、Ⅱ種優先株式1株につき2,000円を支払う。
Ⅱ種優先株主又はⅡ種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (C) 買入消却
当社は、いつでもⅡ種優先株式を買受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。
- (D) Ⅱ種優先株主による償還請求権
(1) Ⅱ種優先株主は、平成27年5月14日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益が600億円を超える場合、毎年7月1日から7月31日までの期間(以下「償還請求可能期間」という。)において、当該当期末処分利益に2分の1を乗じた額から、当該償還請求がなされた営業年度の前営業年度に係る定時株主総会において決議した、又は決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額を限度として、その保有するⅡ種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当社は、償還請求可能期間満了の日から1ヵ月以内に、償還手続を行うものとする。
(2) 前記限度額を超えてⅡ種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は、償還請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。
(3) 償還価額は、Ⅱ種優先株式1株につき2,000円とする。
- (E) 議決権
Ⅱ種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、Ⅱ種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、Ⅱ種優先株主に対してⅡ種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、又はその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、Ⅱ種優先株主に対してⅡ種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。
- (F) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与
当社は、法令に定める場合を除き、Ⅱ種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
当社は、Ⅱ種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
- (G) 普通株式への転換予約権
(1) 転換を請求し得べき期間
平成26年5月14日から平成36年5月13日までとする。
(2) 転換の条件
Ⅱ種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。
(イ) 当初転換価額
262円
(ロ) 転換価額の修正
転換価額は、平成26年5月14日から平成35年5月14日まで、毎年5月14日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値のない日を除く。)目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に修正される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。
(ハ) 転換価額の調整
転換価額は、平成15年6月1日以降、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をい

う。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行} + \frac{\text{新発行・処分} \times \text{1株当たりの}}{\text{普通株式数}} \times \frac{\text{発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \\ \text{転換価額} = \text{転換価額}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(二) 転換により発行すべき普通株式数

II種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき} = \frac{\text{II種優先株主が転換請求のために提出した}}{\text{II種優先株式の発行価額の総額}} \\ \text{普通株式数} = \frac{\text{転換価額}}$$

(H) 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったII種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、II種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。)を下回るときは、II種優先株式1株の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

但し、上記(G)(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記(G)(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

(I) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

II種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(J) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

6 第一回III種優先株式の内容は次のとおりであります。

(A) 優先配当金

(1) III種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、III種優先株式を有する株主(以下「III種優先株主」という。)又はIII種優先株式の登録質権者(以下「III種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、III種優先株式1株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「III種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定めるIII種優先中間配当金を支払ったときは、当該III種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) III種優先配当金の額

1株につき15円

(3) III種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、III種優先株主又はIII種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(以下「III種優先中間配当金」という。)を支払う。

(4) 非累積条項

ある営業年度においてIII種優先株主又はIII種優先登録質権者に対して支払う1株当たり利益配当金の額が上記(2)に定めるIII種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

III種優先株主又はIII種優先登録質権者に対しては、III種優先配当金を超えて配当は行わない。

(B) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、III種優先株主又はIII種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、III種優先株式1株につき2,000円を支払う。

III種優先株主又はIII種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(C) 買入消却
 当社は、いつでもⅢ種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

(D) 130%コールオプションによる強制償還

(1) 当社は、平成18年5月14日以降、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値が20連続取引日(以下「取引日」というときは終値のない日を除く。)にわたり、当該各取引日に適用のあるⅢ種優先株式の転換価額の130%以上であった場合、当社はその選択により、当該20連続取引日の末日から30日以内に、Ⅲ種優先株主に対して償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、Ⅲ種優先株式の全部又は一部を強制償還することができる。

(2) 償還価額は、Ⅲ種優先株式1株につき2,000円とする。

(3) 一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。

(E) 議決権

Ⅲ種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、Ⅲ種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、Ⅲ種優先株主に対してⅢ種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、又はその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、Ⅲ種優先株主に対してⅢ種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

(F) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、Ⅲ種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、Ⅲ種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(G) 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成16年5月14日から平成25年5月13日までとする。

(2) 転換の条件

Ⅲ種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

568円

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成16年5月14日から平成24年5月14日まで、毎年5月14日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ10取引日(当該転換価額修正日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値がその時に有効な転換価額を下回る場合、かかる平均値に修正される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成15年11月14日以降、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(ニ) 転換により発行すべき普通株式数

Ⅲ種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{Ⅲ種優先株主が転換請求のために提出したⅢ種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(H) 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったⅢ種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「強制転

換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、Ⅲ種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額(以下「下限強制転換価額」という。)を下回るときは、Ⅲ種優先株式1株の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。また、強制転換価額が強制転換基準日の前日において適用のあるⅢ種優先株式の転換価額の100%に相当する金額(以下「上限強制転換価額」という。)を上回るときは、Ⅲ種優先株式1株の払込金相当額を当該上限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

但し、上記(G)(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記(G)(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額及び上限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

(I) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

Ⅲ種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(J) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

7 第一回Ⅳ種優先株式の内容は次のとおりであります。

(A) 配当金

(1) 第一回Ⅳ種配当金

当社は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に対して利益配当を行う場合において、その普通株式1株当たりの利益配当金の額と、当該営業年度において普通株主及び普通登録質権者に対して中間配当を支払った場合における普通株式1株当たりの中間配当金の額との合計額(以下「普通株式年間配当額」という。)が、50円以上となるときは、第一回Ⅳ種優先株式を有する株主(以下「第一回Ⅳ種優先株主」という。)又は第一回Ⅳ種優先株式の登録質権者(以下「第一回Ⅳ種優先登録質権者」という。)に対し、第一回Ⅳ種優先株式1株につき下記(2)に定める方法により決定される額の利益配当金(以下「第一回Ⅳ種配当金」という。)を支払う。

(2) 第一回Ⅳ種配当金の額

第一回Ⅳ種配当金の額は、普通株式年間配当額を、当該利益配当に係る基準日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値のない日は除く。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値で除した値に、10,000円を乗じ、さらにこれに1.2を乗じた額(以下「第一回Ⅳ種年間配当額」という。)とする。但し、当該営業年度において次項に定める第一回Ⅳ種中間配当金を支払ったときは、第一回Ⅳ種年間配当額から当該第一回Ⅳ種中間配当金の額を控除した残額がある場合に、当該残額を第一回Ⅳ種配当金として支払う。また、第一回Ⅳ種配当金の額は、当該営業年度において下記(4)に定める第一回Ⅳ種中間配当金を支払った場合における当該第一回Ⅳ種中間配当金の額と合計して、2,000円を超えないものとする。

(3) 第一回Ⅳ種配当金の支払順位

普通株式に係る利益配当金及び第一回Ⅳ種配当金の支払順位は同順位とする。

(4) 第一回Ⅳ種中間配当金

当社は、普通株主及び普通登録質権者に対して普通株式1株につき25円以上の額の中間配当金をもって中間配当を行うときは、第一回Ⅳ種優先株主又は第一回Ⅳ種優先登録質権者に対し、第一回Ⅳ種優先株式1株につき上記(2)に定める方法により決定される額の金銭(以下「第一回Ⅳ種中間配当金」という。)を支払う。但し、第一回Ⅳ種優先株式1株当たりの第一回Ⅳ種中間配当金の額は、1,000円を上限とする。なお、普通株式に係る中間配当金及び第一回Ⅳ種中間配当金の支払順位は同順位とする。

(B) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第一回Ⅳ種優先株主又は第一回Ⅳ種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、第一回Ⅳ種優先株式1株につき10,000円を支払う。第一回Ⅳ種優先株主又は第一回Ⅳ種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(C) 買入消却

当社はいつでも第一回Ⅳ種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

当社が優先株式を買い受け又は消却するときは、一又は複数の種類の優先株式のみについて、その全部又は一部の買い受け又は消却を行うことができる。

(D) 議決権

第一回Ⅳ種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与
 当社は、法令に定める場合を除き、第一回IV種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
 当社は、第一回IV種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(F) 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成36年10月29日以降とする。

(2) 転換の条件

第一回IV種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成36年10月29日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額とする。但し、上記計算の結果、当初転換価額が200円(以下「下限当初転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には、下限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成37年10月29日以降、毎年10月29日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成36年10月29日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(ニ) 転換により発行すべき普通株式数

第一回IV種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回IV種優先株主が転換請求のために提出した第一回IV種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(G) 期中転換があった場合の取扱い

第一回IV種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(H) 優先順位

IV種優先株式に係る利益配当金及び中間配当金の支払順位は、I種優先株式、II種優先株式、III種優先株式及びV種優先株式に劣後し、IV種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、I種優先株式、II種優先株式、III種優先株式、V種優先株式及びVI種優先株式に劣後するものとする。

8 第一回V種優先株式の内容は次のとおりであります。

(A) 配当金

(1) 第一回V種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、第一回V種優先株式を有する株主(以下「第一回V種優先株主」という。)又は第一回V種優先株式の登録質権者(以下「第一回V種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第一回V種優先株式1株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「第一回V種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める第一回V種優先中間配当金を支払ったときは、当該第一回V種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一回V種優先配当金の額

第一回V種優先配当金の額は、第一回V種優先株式の発行価額(12,000円)に、それぞれの営業年度毎に下記の配当率(以下「第一回V種優先配当率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、計算の結果が1,200円を超える場合は、第一回V種優先配当金の額は1,200円とする。

第一回V種優先配当率は、平成16年4月1日以降、次回配当率修正日(下記に定義される。)の前日までの各営業年度について、下記算式によりそれぞれ計算される年率とする。

平成17年3月31日に終了する営業年度から平成21年3月31日に終了する営業年度まで

第一回V種優先配当率 = 日本円TIBOR(1年物)+0.75%

平成22年3月31日に終了する営業年度から平成26年3月31日に終了する営業年度まで

第一回V種優先配当率 = 日本円TIBOR(1年物)+1.00%

平成27年3月31日に終了する営業年度から平成31年3月31日に終了する営業年度まで

第一回V種優先配当率 = 日本円TIBOR(1年物)+1.25%

平成32年3月31日に終了する営業年度から平成36年3月31日に終了する営業年度まで

第一回V種優先配当率 = 日本円TIBOR(1年物)+1.50%

平成37年3月31日に終了する営業年度以降

第一回V種優先配当率 = 日本円TIBOR(1年物)+1.75%

「配当率修正日」は、平成17年4月1日及び、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

「日本円TIBOR(1年物)」とは、各配当率修正日及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点(以下それぞれ「優先配当決定基準日」という。)において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

当該平均値の算出にあたり、優先配当決定基準日に日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

(3) 第一回V種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第一回V種優先株主又は第一回V種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(以下「第一回V種優先中間配当金」という。)を支払う。

(4) 非累積条項

ある営業年度において第一回V種優先株主又は第一回V種優先登録質権者に対して支払う1株当たり利益配当金の額が上記(2)に定める第一回V種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第一回V種優先株主又は第一回V種優先登録質権者に対しては、第一回V種優先配当金を超えて配当は行わない。

(B) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第一回V種優先株主又は第一回V種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、第一回V種優先株式1株につき12,000円を支払う。

第一回V種優先株主又は第一回V種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(C) 買入消却

当社はいつでも第一回V種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

当社が優先株式を買い受け又は消却するときは、一又は複数の種類の優先株式のみについて、その全部又は一部の買い受け又は消却を行うことができる。

(D) 議決権

第一回V種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第一回V種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、第一回V種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(F) 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成31年10月29日以降とする。

(2) 転換の条件

第一回V種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成31年10月29日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値のない日は除く。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額とする。但し、上記計算の結果、当初転換価額が200円(以下「下限当初転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には、下限当初転換価額をもって、また当初転換価額が2,162.2円(以下「上限当初転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成32年10月29日以降、毎年10月29日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の500%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成31年10月29日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(二) 転換により発行すべき普通株式数

第一回V種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回V種優先株主が転換請求のために提出した第一回V種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(G) 期中転換があった場合の取扱い

第一回V種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(H) 優先順位

V種優先株式に係る優先配当金及び優先中間配当金の支払順位は、I種優先株式、II種優先株式及びIII種優先株式と同順位とし、IV種優先株式に優先するものとする。

V種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、I種優先株式、II種優先株式、III種優先株式及びVI種優先株式と同順位とし、IV種優先株式に優先するものとする。

9 第二回V種優先株式の内容は次のとおりであります。

(A) 配当金

(1) 第二回V種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、第二回V種優先株式を有する株主(以下「第二回V種優先株主」という。)又は第二回V種優先株式の登録質権者(以下「第二回V種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第二回V種優先株式1株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「第二回V種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める第二回V種優先中間配当金を支払ったときは、当該第二回V種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第二回V種優先配当金の額

第二回V種優先配当金の額は、第二回V種優先株式の発行価額(10,000円)に、それぞれの営業年度毎に下記の配当率(以下「第二回V種優先配当率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、計算の結果が1,000円を超える場合は、第二回V種優先配当金の額は1,000円とする。

第二回V種優先配当率は、平成16年4月1日以降、次回配当率修正日(下記に定義される。)の前日までの各営業年度について、下記算式によりそれぞれ計算される年率とする。

平成17年3月31日に終了する営業年度から平成21年3月31日に終了する営業年度まで

第二回V種優先配当率＝日本円TIBOR(1年物)＋1.75%

平成22年3月31日に終了する営業年度から平成26年3月31日に終了する営業年度まで

第二回V種優先配当率＝日本円TIBOR(1年物)＋2.00%

平成27年3月31日に終了する営業年度から平成31年3月31日に終了する営業年度まで

第二回V種優先配当率＝日本円TIBOR(1年物)＋2.25%

平成32年3月31日に終了する営業年度から平成36年3月31日に終了する営業年度まで

第二回V種優先配当率＝日本円TIBOR(1年物)＋2.50%

平成37年3月31日に終了する営業年度以降

第二回V種優先配当率＝日本円TIBOR(1年物)＋2.75%

「配当率修正日」は、平成17年4月1日及び、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

「日本円TIBOR(1年物)」とは、各配当率修正日及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点(以下それぞれ「優先配当決定基準日」という。)において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

当該平均値の算出にあたり、優先配当決定基準日に日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

(3) 第二回V種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第二回V種優先株主又は第二回V種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(以下「第二回V種優先中間配当金」という。)を支払う。

(4) 非累積条項

ある営業年度において第二回V種優先株主又は第二回V種優先登録質権者に対して支払う1株当たり利益配当金の額が上記(2)に定める第二回V種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第二回V種優先株主又は第二回V種優先登録質権者に対しては、第二回V種優先配当金を超えて配当は行わない。

(B) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第二回V種優先株主又は第二回V種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、第二回V種優先株式1株につき10,000円を支払う。

第二回V種優先株主又は第二回V種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(C) 買入消却

当社はいつでも第二回V種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

当社が優先株式を買い受け又は消却するときは、一又は複数の種類の優先株式のみについて、その全部又は一部の買い受け又は消却を行うことができる。

(D) 議決権

第二回V種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第二回V種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、第二回V種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(F) 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成27年10月29日以降とする。

(2) 転換の条件

第二回V種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成27年10月29日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値のない日は除く。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額とする。但し、上記計算の結果、当初転換価額が200円(以下「下限当初転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には、下限当初転換価額をもって、また当初転換価額が864.9円(以下「上限当初転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成28年10月29日以降、毎年10月29日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の200%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成27年10月29日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(ニ) 転換により発行すべき普通株式数

第二回V種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第二回V種優先株主が転換請求のために提出した第二回V種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(G) 期中転換があった場合の取扱い

第二回V種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(H) 優先順位

V種優先株式に係る優先配当金及び優先中間配当金の支払順位は、I種優先株式、II種優先株式及びIII種優先株式と同順位とし、IV種優先株式に優先するものとする。

V種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、I種優先株式、II種優先株式、III種優先株式及びVI種優先株式と同順位とし、IV種優先株式に優先するものとする。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は平成18年5月25日に第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)を発行しております。

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	50	40
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年5月26日～ 平成20年5月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	(注)6	同左
新株予約権付社債の残高(百万円)	50,000	40,000

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を(注)2(B)記載の転換価額(ただし、(注)2(C)から(H)によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

2 本新株予約権の行使時の払込金額

- (A) 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。
- (B) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初694.1円とする。
- (C) 転換価額は、平成18年6月2日から平成20年5月16日までの間、平成18年6月2日および毎月第3金曜日(以下「決定日」という)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(以下「取引日」という)ときは、以下において言及するVWAPが算出されない日を除く。また、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(E)または(F)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(D)から(H)に準じて当社の取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が341.3円(以下「下限転換価額」という。ただし、(D)から(H)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が2,047.5円(以下「上限転換価額」という。ただし、(D)から(H)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。
- (D) 転換価額は、平成18年5月26日以降、(E)に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(E) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 下記(H)(2)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使による場合を除く。)
調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (2) 株式の分割により当社の普通株式を発行する場合。
調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。
- (3) 下記(H)(2)に定める時価を下回る当初価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換

できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合(ただし、本新株予約権付社債と同時に発行される第四回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を除く。)

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (F) 当社は、上記(E)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社の取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。
- (1) 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (2) その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権付社債と同時に発行される第四回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の転換価額の修正および調整の場合を除く。)
 - (3) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (G) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。
- (H) (1) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (2) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ46取引日(以下本(2)において「取引日」というときは、終値のない日を除く。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
 - (3) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、または株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式を控除した数とする。また、(E)(2)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- 3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額は、行使価額(修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。)とし、同発行価額中資本に組入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- 4 その他の本新株予約権の行使の条件
- 当社が下記(A)又は(B)のいずれかにより本社債が繰上償還される場合は、償還日以降、(C)により本社債が繰上償還される場合は、本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時以降、(D)により当社が本社債を買入消却する場合は、当社が本社債を消却した時以降、また期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時以降、対象となる本社債に付された本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

繰上償還

- (A) 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還
当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株主交換または株主移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面金額で繰上償還することができる。
- (B) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日の10銀行営業日前までに事前通知を行った上で、毎週金曜日に、残存する本社債の全部または一部を額面金額で繰上償還することができる。一部償還するときは抽選その他の方法により行う。
- (C) 本新株予約権の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、償還日の10銀行営業日前までに事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、毎月第4金曜日に、その保有する本社債の全部または一部を額面金額で繰上償還することを、当社に対して請求することができる。
- (D) 本新株予約権付社債の買入れおよび当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権のみを消却することはできない。
- 5 会社法第254条の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- 6 本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす。

当社は平成18年5月25日に第4回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)を発行しております。

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	150	150
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式(注)7	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)8	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成20年5月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)9	同左
新株予約権の行使の条件	(注)10	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)11	同左
代用払込みに関する事項	(注)12	同左
新株予約権付社債の残高(百万円)	150,000	150,000

(注)7 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を(注)8(B)記載の転換価額(ただし、(注)8(C)から(H)によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

8 本新株予約権の行使時の払込金額

- (A) 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。
- (B) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初694.1円とする。
- (C) 転換価額は、平成18年7月21日から平成20年5月16日までの間、毎月第3金曜日(平成18年7月21日を含み、以下「決定日」という)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(以下「取引日」というときは、以下において言及するVWAPが算出されない日を除く。また、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(E)または(F)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(D)から(H)に準じて当社の取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が341.3円(以下「下限転換価額」という。ただし、(D)から(H)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が2,047.5円(以下「上限転換価額」という。ただし、(D)から(H)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。
- (D) 転換価額は、平成18年5月26日以降、(E)に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (E) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (1) 下記(H)(2)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使による場合を除く。)の転換または行使による場合を除く。調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (2) 株式の分割により当社の普通株式を発行する場合。調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。
- (3) 下記(H)(2)に定める時価を下回る当初価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換

できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合(ただし、本新株予約権付社債と同時に発行される第三回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を除く。)

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (F) 当社は、上記(E)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社の取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。
- (1) 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (2) その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権付社債と同時に発行される第三回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の転換価額の修正および調整の場合を除く。)
 - (3) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (G) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。
- (H) (1) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (2) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ46取引日(以下本(2)において「取引日」というときは、終値のない日を除く。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
 - (3) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、または株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式を控除した数とする。また、(E) (2)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- 9 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額は、行使価額(修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。)とし、同発行価額中資本に組入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- 10 その他の本新株予約権の行使の条件
- 当社が下記(A)又は(B)のいずれかにより本社債が繰上償還される場合は、償還日以降、(C)により本社債が繰上償還される場合は、本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時以降、(D)により当社が本社債を買入消却する場合は、当社が本社債を消却した時以降、また期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時以降、対象となる本社債に付された本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

繰上償還

- (A) 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還
当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株主交換または株主移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面金額で繰上償還することができる。
- (B) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日の10銀行営業日前までに事前通知を行った上で、毎週金曜日に、残存する本社債の全部または一部を額面金額で繰上償還することができる。一部償還するときは抽選その他の方法により行う。
- (C) 本新株予約権の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、償還日の10銀行営業日前までに事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、毎月第4金曜日に、その保有する本社債の全部または一部を額面金額で繰上償還することを、当社に対して請求することができる。
- (D) 本新株予約権付社債の買入れおよび当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権のみを消却することはできない。
- 11 会社法第254条の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- 12 本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年5月15日 (注1)	41,791,601	591,825,489	—	130,549	—	91,676
平成18年6月15日～ 平成18年7月26日 (注2)	85,279,377	677,104,866	17,059	147,608	16,940	108,617
平成18年7月29日 (注3)	—	—	△120,549	27,059	△89,176	19,440
平成18年8月4日～ 平成18年9月21日 (注2)	186,305,025	863,409,891	33,068	60,127	32,931	52,372

- (注) 1 優先株式に係る転換予約権の行使による増加であります。
 第一回1種優先株式に付された転換予約権の行使による普通株式総数増加
 普通株式総数 48,091,601株
 割当先 資産管理サービス信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行
- 2 新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による増加であります。
 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）に付された
 新株予約権の行使による増加
 普通株式 発行価格 341.3円～450.7円 資本組入額 171.0～226.0円
 割当先 Nomura Securities (Bermuda) Ltd.
- 3 会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金120,549百万円および資本準備金89,176百
 万円を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。
- 4 当中間会計期間末から平成18年11月30日までの間に第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型
 新株予約権付社債間限定同順位特約付）に付された新株予約権の行使により、発行済株式数が29,299,736
 株、資本金が5,010百万円、資本準備金が4,989百万円増加しております。

(4) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (注)	東京都中央区晴海1丁目8-11	51,211	7.07
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (注)	東京都港区浜松町2丁目11-3	31,838	4.40
日本証券金融株式会社	東京都中央区茅場町1丁目2-10	26,573	3.67
バンクオブニューヨークジー ンエムクライアントアカウン ツイーアイエスジー (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	19,182	2.65
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1	13,128	1.81
資産管理サービス信託銀行株式 会社 (注)	東京都中央区晴海1丁目8-12	12,667	1.75
ユービーエスエイジーロンドン アジアエクイティーズ (常任代理人 UBS証券会社)	1 FINSBURY AVENUE, LONDON EC2M2PP, UNITED KINGDOM (東京都千代田区大手町1丁目5-1)	12,586	1.74
ジェーピーモルガンチェース アーオールイーエフジャスデ ックレンディングアカウント (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	730 THIRD AVENUE NEW YORK NY 10017, USA (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	12,052	1.66
モルガンスタンレーアンドカン パニーインターナショナルリミ テッド (常任代理人 モルガン・スタン レー証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, UNITED KINGDOM (東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3)	11,522	1.59
SBIイー・トレード証券株式 会社	東京都港区六本木1丁目6-1	9,493	1.31
計	—	200,257	27.66

(注) 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	49,649千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	31,373千株
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,374千株

② I種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	55,500	70.34
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	13,500	17.11
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2-1	5,400	6.85
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	3,000	3.80
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13-2	1,500	1.90
計	—	78,900	100.00

③ II種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	18,500	70.35
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	4,500	17.11
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2-1	1,800	6.84
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	1,000	3.80
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13-2	500	1.90
計	—	26,300	100.00

④ III種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
リーマンブラザーズアジア キャピタルカンパニー (常任代理人 リーマン・ブラ ザーズ証券会社東京支店)	26/F, TWO INTERNATIONAL FINANCE CENTRE 8 FINANCE STREET, CENTRAL, HONG KONG (東京都港区六本木6丁目10-1)	1,000	66.67
リーマンブラザーズアジア コマースリアルコープアジア (常任代理人 リーマン・ブラ ザーズ証券会社東京支店)	LEVEL 38 ONE PACIFIC PLACE 88 QUEENSWAY, HONG KONG (東京都港区六本木6丁目10-1)	500	33.33
計	—	1,500	100.00

⑤ IV種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	19,950	100.00
計	—	19,950	100.00

⑥ V種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	11,875	92.23
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	1,000	7.77
計	—	12,875	100.00

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 当社は、平成17年10月1日に旧双日株式会社と合併いたしました。このため、旧双日株式会社の前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間財務諸表を記載しております。

なお、旧双日株式会社は前中間会計期間において当社の企業集団に属しており、当該合併は企業集団の状況に影響を与えておりません。

2 監査証明について

(1) 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)及び前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、新日本監査法人及びあずさ監査法人により中間監査を受け、当中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の会計監査人は次のとおり異動しております。

前中間連結会計期間及び前中間会計期間	新日本監査法人及びあずさ監査法人
当中間連結会計期間及び当中間会計期間	あずさ監査法人

(2) 旧双日株式会社の前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間財務諸表については、新日本監査法人及びあずさ監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金	※1	493,642		675,323		521,937	
2 受取手形及び売掛金	※1,5	606,697		631,698		613,513	
3 有価証券	※1	8,151		6,771		6,471	
4 たな卸資産	※1	213,876		248,496		214,163	
5 短期貸付金		27,793		20,718		44,237	
6 繰延税金資産		7,069		7,155		8,886	
7 その他	※1	122,647		118,749		116,416	
8 貸倒引当金		△14,011		△11,946		△15,172	
流動資産合計		1,465,867	58.52	1,696,966	63.20	1,510,454	59.90
II 固定資産							
(1) 有形固定資産							
1 賃貸用固定資産		505		—		—	
減価償却累計額		△271	233	—	—	—	—
2 建物及び構築物	※1	93,962		91,914		91,564	
減価償却累計額		△43,616	50,346	△43,006	48,908	△42,335	49,228
3 機械装置 及び運搬具	※1	167,566		173,116		180,363	
減価償却累計額		△60,426	107,140	△68,453	104,663	△65,131	115,231
4 土地	※1	75,039		66,060		67,973	
5 建設仮勘定		—		2,562		2,921	
6 その他		35,626		26,353		27,341	
減価償却累計額		△18,625	17,000	△15,452	10,900	△16,032	11,309
有形固定資産合計		249,760	9.97	233,095	8.68	246,665	9.78
(2) 無形固定資産							
1 連結調整勘定		78,417		—		76,897	
2 のれん		—		72,010		—	
3 その他		25,100		23,727		23,233	
無形固定資産合計		103,518	4.13	95,738	3.56	100,131	3.97
(3) 投資その他の資産							
1 投資有価証券	※1,2	443,208		469,039		488,291	
2 長期貸付金		92,093		48,260		38,867	
3 固定化営業債権		228,906		165,256		176,527	
4 繰延税金資産		46,524		35,529		23,880	
5 その他	※1	55,775		58,824		58,793	
6 貸倒引当金		△181,796		△119,549		△122,956	
投資その他の 資産合計		684,712	27.33	657,363	24.48	663,403	26.31
固定資産合計		1,037,990	41.43	986,196	36.72	1,010,200	40.06
III 繰延資産		1,356	0.05	2,109	0.08	1,024	0.04
資産合計		2,505,214	100.00	2,685,271	100.00	2,521,679	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形及び買掛金	※1,5	446,856		490,461		451,438	
2 短期借入金	※1	860,197		637,531		775,555	
3 コマーシャル ペーパー		83,800		21,900		29,200	
4 社債(一年内償還)		41,030		1,393		9,358	
5 未払法人税等		9,268		7,049		7,774	
6 繰延税金負債		764		63		41	
7 賞与引当金		5,011		6,943		5,148	
8 その他	※1	129,665		124,873		138,198	
流動負債合計		1,576,593	62.93	1,290,217	48.04	1,416,716	56.18
II 固定負債							
1 社債	※1	72,525		331,372		99,036	
2 長期借入金	※1	355,013		414,298		473,109	
3 繰延税金負債		9,466		15,339		13,553	
4 再評価に係る 繰延税金負債		401		1,262		445	
5 退職給付引当金		27,684		23,659		25,558	
6 その他	※1	30,859		24,361		29,185	
固定負債合計		495,950	19.80	810,294	30.18	640,887	25.42
負債合計		2,072,544	82.73	2,100,512	78.22	2,057,603	81.60
(少数株主持分)							
少数株主持分		36,129	1.44	—	—	37,125	1.47
(資本の部)							
I 資本金		130,049	5.19	—	—	130,549	5.17
II 資本剰余金		210,254	8.40	—	—	166,754	6.61
III 利益剰余金		75,166	3.00	—	—	92,487	3.67
IV 土地再評価差額金		△2,682	△0.11	—	—	△2,619	△0.10
V その他有価証券 評価差額金		53,157	2.12	—	—	90,547	3.59
VI 為替換算調整勘定		△69,310	△2.77	—	—	△50,655	△2.01
VII 自己株式		△93	△0.00	—	—	△113	△0.00
資本合計		396,540	15.83	—	—	426,949	16.93
負債、少数株主持分 及び資本合計		2,505,214	100.00	—	—	2,521,679	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		—	—	60,127	2.24	—	—
2 資本剰余金		—	—	337,177	12.55	—	—
3 利益剰余金		—	—	122,464	4.56	—	—
4 自己株式		—	—	△119	△0.00	—	—
株主資本合計		—	—	519,649	19.35	—	—
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		—	—	77,940	2.90	—	—
2 繰延ヘッジ損益		—	—	1,200	0.05	—	—
3 土地再評価差額金		—	—	△1,981	△0.07	—	—
4 為替換算調整勘定 評価・換算差額等 合計		—	—	△51,164	△1.91	—	—
III 少数株主持分		—	—	39,114	1.46	—	—
純資産合計		—	—	584,759	21.78	—	—
負債純資産合計		—	—	2,685,271	100.00	—	—

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高		2,354,027	100.00	2,529,244	100.00	4,972,059	100.00
売上原価		2,235,356	94.96	2,406,658	95.15	4,729,892	95.13
売上総利益		118,670	5.04	122,585	4.85	242,166	4.87
販売費及び一般管理費							
1 役員報酬及び 従業員給料手当		26,933		28,205		54,504	
2 従業員賞与		1,186		1,169		6,825	
3 賞与引当金繰入額		5,011		6,943		5,148	
4 退職給付費用		1,441		1,493		3,238	
5 福利厚生費		4,872		4,967		9,892	
6 旅費及び交通費		4,042		4,286		8,361	
7 賃借料		8,222		6,491		15,360	
8 通信費		1,541		1,516		3,171	
9 租税公課		1,757		1,647		3,626	
10 交際費		960		987		2,012	
11 業務委託費		6,447		6,124		12,989	
12 減価償却費		4,149		3,295		8,547	
13 貸倒引当金繰入額		395		189		3,224	
14 連結調整勘定償却額		2,170				3,983	
15 のれん償却額				2,904			
16 その他		11,638	80.771	13,041	83.264	25,076	165.964
営業利益		37,899	1.61	39,321	1.55	76,202	1.53
営業外収益							
1 受取利息		6,305		7,307		13,213	
2 受取配当金		4,427		3,513		6,816	
3 有価証券売却益		1				8	
4 持分法による 投資利益		11,911		11,602		19,149	
5 投資有価証券売却益		1,834		1,436		2,042	
6 その他		10,005	34.485	8,540	32.400	18,488	59.718
営業外費用							
1 支払利息		18,514		19,602		38,571	
2 コマーシャル ペーパー利息		1,292		58		1,572	
3 貸倒引当金繰入額		3,574					
4 その他		6,380	29.761	5,667	25.327	17,003	57.147
経常利益		42,622	1.81	46,394	1.83	78,773	1.58

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
特別利益										
1 有形固定資産等 売却益	1	3,049			1,734			3,962		
2 投資有価証券売却益		3,913			3,404			9,522		
3 出資金売却益					180			12		
4 持分変動利益					95					
5 貸倒引当金戻入益		5,271			1,982			5,797		
6 特定海外債権 売却益					30			617		
7 過年度償却済債権 取立益		110	12,345	0.52	305	7,734	0.31	112	20,025	0.40
特別損失										
1 有形固定資産等 売却・除却損	2	843			911			1,723		
2 減損損失	3	1,887			692			2,022		
3 投資有価証券売却損		3,201			23			3,367		
4 出資金売却損					1			1,238		
5 投資有価証券等 評価損		386			1,748			950		
6 持分変動損失					4			2,954		
7 関係会社等整理・ 引当損	4	5,434			8,953			11,645		
8 特別退職金					136					
9 事業構造改善損	5	2,713	14,466	0.61		12,473	0.49	5,482	29,384	0.58
税金等調整前 中間(当期)純利益			40,501	1.72		41,655	1.65		69,414	1.40
法人税、住民税 及び事業税		9,786			8,810			16,484		
法人税等調整額		3,129	12,915	0.55	170	8,640	0.34	5,840	22,324	0.45
少数株主利益			1,678	0.07		1,658	0.07		3,383	0.07
中間(当期)純利益			25,908	1.10		31,356	1.24		43,706	0.88

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資本剰余金の部)					
資本剰余金期首残高			487,686		487,686
資本剰余金増加高					
1 新株予約権の行使		29,950		30,450	
2 資本減少による増加高		180,304	210,254	180,304	210,754
資本剰余金減少高					
1 資本剰余金取崩額		487,686		487,686	
2 優先株式買入消却			487,686	44,000	531,686
資本剰余金中間期末(期末)残高			210,254		166,754
(利益剰余金の部)					
利益剰余金期首残高			492,048		492,048
利益剰余金増加高					
1 中間(当期)純利益		25,908		43,706	
2 資本減少による増加高		55,818		55,818	
3 資本剰余金取崩額		487,686		487,686	
4 最小年金債務調整額	1			278	
5 未実現デリバティブ評価損益	2	118	569,531	164	587,654
利益剰余金減少高					
1 役員賞与		16		16	
2 土地再評価差額金取崩額		2,186		2,249	
3 連結子会社及び持分法適用会社の増減に係る減少高		113		545	
4 会計制度変更による減少高	3		2,316	307	3,119
利益剰余金中間期末(期末)残高			75,166		92,487

④ 【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	130,549	166,754	92,487	△113	389,678
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	50,127	49,872			100,000
資本金から資本剰余金への振替	△120,549	120,549			—
中間純利益			31,356		31,356
利益処分による役員賞与			△15		△15
土地再評価差額金取崩額			△1,174		△1,174
持分法適用会社の増減に係る増減高			△122		△122
会計制度変更による増減(注)			△39		△39
未実現デリバティブ評価損益			△26		△26
自己株式の取得				△5	△5
持分法適用会社の持分率変動による差額				△1	△1
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△70,422	170,422	29,977	△6	129,971
平成18年9月30日残高(百万円)	60,127	337,177	122,464	△119	519,649

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	90,547	—	△2,619	△50,655	32,271	37,125	464,075
中間連結会計期間中の変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)							100,000
資本金から資本剰余金への振替							—
中間純利益							31,356
利益処分による役員賞与							△15
土地再評価差額金取崩額							△1,174
持分法適用会社の増減に係る増減高							△122
会計制度変更による増減(注)							△39
未実現デリバティブ評価損益							△26
自己株式の取得							△5
持分法適用会社の持分率変動による差額							△1
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△12,606	1,200	638	△508	△11,276	1,988	△9,287
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△12,606	1,200	638	△508	△11,276	1,988	120,684
平成18年9月30日残高(百万円)	77,940	1,200	△1,981	△51,164	25,995	39,114	584,759

(注) 海外関係会社において、現地の会計制度の変更による剰余金の減少高であります。

⑤ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		40,501	41,655	69,414
減価償却費		10,912	10,946	25,958
減損損失		1,887	692	2,022
投資有価証券等評価損		386	1,748	950
連結調整勘定償却額		2,170	—	3,983
のれん償却額		—	2,132	—
貸倒引当金の減少額		△53,099	△6,739	△110,810
退職給付引当金の減少額		△1,568	△1,859	△3,630
受取利息及び受取配当金		△10,732	△10,821	△20,030
支払利息		19,807	19,660	40,143
為替差損益		298	82	320
持分法による投資損益(益△)		△11,911	△11,602	△19,149
投資有価証券等売却損益(益△)		△2,547	△5,086	△4,025
有形固定資産等売却・ 除却損益(益△)		△2,205	△823	△2,238
売上債権の増加(減少)額		23,989	△27,920	26,492
たな卸資産の増加額		△17,165	△34,703	△8,492
仕入債務の増加(減少)額		△32,268	43,238	△34,978
役員賞与の支払額		△21	△23	△21
その他		34,631	△1,959	112,593
小計		3,065	18,617	78,502
受取利息及び配当金の受取額		14,511	16,770	21,761
利息の支払額		△20,499	△19,336	△40,673
法人税等の支払額		△8,341	△9,523	△16,434
営業活動による キャッシュ・フロー		△11,264	6,528	43,155

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
定期預金の純増加(純減少)額		△1,339	△290,266	2,541
有価証券の純減少(純増加)額		1,802	6	△1,151
有形固定資産の取得による支出		△12,366	△7,570	△25,518
有形固定資産の売却による収入		8,764	10,900	16,462
投資有価証券の取得による支出		△7,991	△10,705	△24,380
投資有価証券の償還・ 売却による収入		17,728	21,441	59,272
短期貸付金の純減少額		17,730	25,320	27,022
長期貸付けによる支出		△5,381	△15,589	△9,717
長期貸付金の回収による収入		14,887	2,028	37,546
連結範囲の変更を伴う子会社 株式の取得による支出		△296	△37	△296
連結範囲の変更を伴う子会社 株式の売却による支出(収入)		416	△47	937
その他		14,346	2,082	16,436
投資活動による キャッシュ・フロー		48,300	△262,436	99,155
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金の純減少額		△165,550	△96,687	△233,618
コマーシャルペーパーの 純減少額		△55,400	△7,300	△110,000
長期借入れによる収入		233,761	32,706	487,025
長期借入金の返済による支出		△100,783	△129,978	△262,600
社債の発行による収入		124,169	334,775	154,872
社債の償還による支出		△10,927	△10,889	△46,030
少数株主への株式の発行 による収入		—	—	56
優先株式の買入による支出		—	—	△44,000
自己株式の取得による支出		△7	△5	△26
少数株主への配当金の支払額		△279	△558	△805
その他		—	△1,167	△678
財務活動による キャッシュ・フロー		24,982	120,894	△55,805
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		4,687	△1,800	11,921
V 現金及び現金同等物の減少 (増加)額		66,706	△136,813	98,426
VI 現金及び現金同等物の期首残高		409,266	506,254	409,266
VII 連結範囲の変更に伴う現金 及び現金同等物の増加(減少)額		△24	316	△1,438
VIII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	475,947	369,757	506,254

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項 連結子会社の数は324社であります。主な連結子会社は以下のとおりであります。</p> <p>双日(株) 双日マシナリー(株) 双日マリンアンド エンジニアリング(株) 双日エアロスペース(株) 双日エネルギー(株) エヌエヌ・ケミカル(株) (注：平成17年10月1日を以ってエヌエヌ・ケミカル(株)は双日ケミカル(株)へと社名変更致しました。) グローバル・ケミカル・ホールディングス(株) プラ・ネット・ホールディングス(株) プラネット(株) プラマテルズ(株) サン建材(株) ニコム建物管理(株) 日商岩井不動産(株) (注：平成17年10月15日を以って日商岩井不動産(株)は双日都市開発(株)に社名変更致しました。) 双日ジーエムシー(株) 双日食料(株) (株)ニチメンインフィニティ 第一紡績(株) 双日九州(株) 日商エレクトロニクス(株) MMC Automotriz, S.A. Catherine Hill Resources Pty. Ltd. P.T. Kaltim Methanol Industri Thai Central Chemical Public Co., Ltd. 双日米国会社 双日欧州会社 双日アジア会社 双日中国会社 双日香港会社</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 連結子会社の数は331社であります。主な連結子会社は以下のとおりであります。</p> <p>双日マシナリー(株) 双日マリンアンド エンジニアリング(株) 双日エアロスペース(株) 双日エネルギー(株) 双日ケミカル(株) グローバル・ケミカル・ホールディングス(株) (注：当社は平成18年10月1日を以って双日ケミカル(株)及びグローバル・ケミカル・ホールディングス(株)を吸収合併致しました。) プラ・ネット・ホールディングス(株) プラネット(株) プラマテルズ(株) サン建材(株) (注：平成18年10月1日を以ってサン建材(株)は双日建材(株)に社名変更致しました。) 双日総合管理(株) 双日ジーエムシー(株) 双日食料(株) (株)ニチメンインフィニティ 第一紡績(株) 双日九州(株) 日商エレクトロニクス(株) MMC Automotriz, S.A. Catherine Hill Resources Pty. Ltd. Industri P.T. Kaltim Methanol Thai Central Chemical Public Co., Ltd. 双日米国会社 双日欧州会社 双日アジア会社 双日中国会社 双日香港会社</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 連結子会社の数は321社であります。</p> <p>このうち、主な連結子会社名は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>当中間連結会計期間において新規設立、重要性の増加等により、新たに7社を連結の範囲に含めました。その主な連結子会社名は以下のとおりであります。</p> <p>SPSシンテックス(株) Sojitz Automotive Investment Pte. Ltd. 青島南南飲料有限公司 (株)ディ・ストーム</p> <p>また、売却及び持分法非適用子会社への移行等により12社が減少しております。</p> <p>連結の範囲より除外した子会社は、在外子会社61社、国内子会社21社、計82社であります。これらの非連結子会社の総資産、売上高、中間純損益、及び利益剰余金等は、いずれも小規模であり、かつ全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。なお、主な非連結子会社名は次のとおりです。</p> <p>MONARCH MARITIME, S. A.</p>	<p>当中間連結会計期間において新規設立・取得等により、新たに17社を連結の範囲に含めました。その主な連結子会社名は以下のとおりであります。</p> <p>Hyundai Motor (Thailand) Co., Ltd. Subaru Ukraine LLC (株)デプラノ (株)ARM 日本コンテンツ投資事業 有限責任組合</p> <p>また、清算等により7社が減少しております。</p> <p>なお、非連結子会社の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)、及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも小規模であり、かつ全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。主な非連結子会社名は以下のとおりであります。</p> <p>(有)シーアールジェー インベストメント</p>	<p>当連結会計年度において新規設立、取得等により、新たに24社を連結の範囲に含めました。その主な連結子会社名は以下のとおりであります。</p> <p>SPSシンテックス(株) 青島南南飲料有限公司</p> <p>また、売却、清算及び持分法非適用子会社への移行等により32社が減少しております。</p> <p>なお、非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)、及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも小規模であり、かつ全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。主な非連結子会社名は以下のとおりであります。</p> <p>(有)シーアールジェー インベストメント</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>2 持分法の適用に関する事項 非連結子会社及び関連会社のうち非連結子会社10社、関連会社182社に対する投資について持分法を適用しております。持分法適用の範囲に含めた主な非連結子会社及び関連会社は以下のとおりであります。</p> <p>非連結子会社 MONARCH MARITIME, S.A. 関連会社 アリスタライフ サイエンス(株) エルエヌジージャパン(株) (株)メタルワン</p> <p>当中間連結会計期間において新規設立・取得等により13社が増加し、持分法非適用関連会社への移行及び売却等により9社が減少しております。</p> <p>なお、持分法を適用していない非連結子会社82社、関連会社27社、計109社は、それぞれ中間連結純損益、連結利益剰余金等に及ぼす影響は軽微であり、かつ全体としても重要性はありません。主な持分法非適用子会社及び関連会社は以下のとおりであります。</p> <p>信和合成有限公司</p> <p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社は196社であります。これらの子会社のうち、中間決算日が中間連結決算日から3ヶ月を超えない子会社については当該子会社の中間財務諸表を使用しておりますが、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p> <p>中間連結決算日との差異が3ヶ月を超えている子会社については中間連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続きによる決算を行っております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項 非連結子会社及び関連会社のうち非連結子会社12社、関連会社188社に対する投資について持分法を適用しております。持分法適用の範囲に含めた主な関連会社は以下のとおりであります。</p> <p>アリスタライフ サイエンス(株) エルエヌジージャパン(株) (株)メタルワン</p> <p>当中間連結会計期間において新規設立・取得等により15社が増加し、売却等により7社が減少しております。</p> <p>なお、持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ中間連結純損益、連結利益剰余金等に重要な影響を及ぼしておりません。主な持分法非適用関連会社は以下のとおりであります。</p> <p>信和合成有限公司</p> <p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社は200社であります。これらの子会社のうち、中間決算日と中間連結決算日の差異が3ヶ月を超えない連結子会社については当該子会社の中間財務諸表を使用しておりますが、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p> <p>中間連結決算日との差異が3ヶ月を超えている連結子会社については中間連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続きによる決算を行っております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項 非連結子会社及び関連会社のうち非連結子会社12社、関連会社180社に対する投資について持分法を適用しております。持分法適用の範囲に含めた主な関連会社は以下のとおりであります。</p> <p>アリスタライフ サイエンス(株) エルエヌジージャパン(株) (株)メタルワン</p> <p>当連結会計年度において新規設立・取得等により32社が増加し、売却等により28社が減少しております。</p> <p>なお、持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結純損益、連結利益剰余金等に重要な影響を及ぼしておりません。主な持分法非適用子会社及び関連会社は以下のとおりであります。</p> <p>信和合成有限公司</p> <p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は192社であります。これらの子会社のうち、当該決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えない連結子会社については当該子会社の決算財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。</p> <p>連結決算日との差異が3ヶ月を超えている連結子会社については連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続きによる決算を行っております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券(投資有価証券を含む)</p> <p>a 売買目的有価証券 …時価法によっております。 売却原価は主として移動平均法により算出しております。</p> <p>b 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>c その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 尚、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>② デリバティブ 時価法によっております。</p> <p>③ 運用目的の金銭の信託 時価法によっております。</p> <p>④ たな卸資産 主として個別法または移動平均法による原価法によっておりますが、一部の在外連結子会社では個別法による低価法を採用しております。</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券(投資有価証券を含む)</p> <p>a 売買目的有価証券 同左</p> <p>b 満期保有目的の債券 同左</p> <p>c その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>② デリバティブ 同左</p> <p>③ 運用目的の金銭の信託 同左</p> <p>④ たな卸資産 同左</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券(投資有価証券を含む)</p> <p>a 売買目的有価証券 同左</p> <p>b 満期保有目的の債券 同左</p> <p>c その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>② デリバティブ 同左</p> <p>③ 運用目的の金銭の信託 同左</p> <p>④ たな卸資産 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(附属設備を除く)は定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物(含む賃貸用固定資産) 3～65年 機械装置及び運搬具 2～25年</p> <p>② 無形固定資産 主として定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。また、一部の連結子会社では、鉱業権について生産高比例法によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えて、支給見込額を計上しております。</p> <p>③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(附属設備を除く)は定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 2～65年 機械装置及び運搬具 2～25年</p> <p>② 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払に備えて、役員賞与支給見込額を計上することとしております。なお、当中間連結会計期間末においては計上しておりません。</p> <p>④ 退職給付引当金 同左</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(4) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産及び負債は、当該子会社等の中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。 換算差額は、少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、一部の在外連結子会社については売買取引に係る方法に準じた会計処理方法によっております。</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約、通貨スワップ及び通貨オプションについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。</p>	<p>(追加情報) 当社は、退職給付制度として確定拠出年金制度及び前払退職金制度を採用していましたが、平成18年4月1日より確定拠出年金制度及び退職一時金制度または前払退職金制度を採用することに変更致しました。この制度変更による平成18年度以降の損益への影響は軽微であります。</p> <p>(4) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産及び負債は、当該子会社等の中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。 換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同左</p>	<p>(追加情報) 当社は、事業子会社である旧双日株式会社を合併したことにより、退職給付制度として確定拠出年金制度及び前払退職金制度を採用していましたが、平成18年4月1日より確定拠出年金制度及び退職一時金制度または前払退職金制度を採用することに変更致しました。この制度変更による平成18年度以降の損益への影響は軽微であります。</p> <p>(4) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産及び負債は、当該子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。換算差額は、少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 外貨建取引の為替変動リスクに対して為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引を、借入金、貸付金、利付債券等の金利変動リスクに対して金利スワップ取引、金利キャップ取引、金利オプション取引を、貴金属、穀物、石油等の商品価格変動リスクに対しては商品先物取引、商品先渡取引等をヘッジ手段として用いております。</p> <p>③ ヘッジ方針 事業活動に伴って発生する通貨、金利、有価証券、商品の相場変動リスクを回避するため、社内管理規程に基づき、主としてデリバティブ取引によりリスクをヘッジしております。</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動等を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。 ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 繰延資産の処理方法 新株発行費は、3年間で均等償却しております。 社債発行費は、社債の償還期限又は商法施行規則に規定する最長期間（3年間）のいずれか短い期間で均等償却しております。但し、金額僅少なものは一括費用処理しております。</p>	<p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 繰延資産の処理方法 開業費は、国内連結子会社については、5年間で、また、在外連結子会社については、所在国の会計基準に準拠して定められた期間により均等償却しております。 株式交付費は、3年間で均等償却しております。 社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。 尚、平成18年3月31日以前に発行した社債に係る社債発行費は、社債の償還期限又は3年間のいずれか短い期間で均等償却しております。但し、金額僅少なものは一括費用処理しております。</p>	<p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 繰延資産の処理方法 開業費は、国内連結子会社については、商法施行規則の規定する期間により、また、在外連結子会社については、所在国の会計基準に準拠して定められた期間により均等償却しております。 新株発行費は、3年間で均等償却しております。 社債発行費は、社債の償還期限又は商法施行規則に規定する最長期間（3年間）のいずれか短い期間で均等償却しております。但し、金額僅少なものは一括費用処理しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>② 大型不動産開発事業に係る支払利息の取得原価への算入 大型不動産開発事業(総投資額が20億円以上かつ開発期間が1年超のもの)に係る正常な開発期間中の支払利息は取得原価に算入しております。</p> <p>③ 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>④ 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>② 大型不動産開発事業に係る支払利息の取得原価への算入 同左</p> <p>③ 消費税等の会計処理 同左</p> <p>④ 連結納税制度の適用 同左</p>	<p>② 大型不動産開発事業に係る支払利息の取得原価への算入 同左</p> <p>③ 消費税等の会計処理 同左</p> <p>④ 連結納税制度の適用 同左</p>
<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動リスクを負わない取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間連結会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより税金等調整前中間純利益は1,887百万円減少しております。なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は2,022百万円減少しております。なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)ならびに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は、544,444百万円であります。なお、当中間連結会計期間末における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
—————	<p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当中間連結会計期間より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p>	—————
—————	<p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。</p>	—————
—————	<p>(企業結合会計に係る会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正による中間連結財務諸表の表示に関する変更は以下のとおりです。</p> <p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>当中間連結会計期間より、連結調整勘定および営業権を「のれん」として表示しております。なお、前中間連結会計期間末において、営業権は、中間連結貸借対照表の無形固定資産「その他」に1,399百万円含まれております。</p>	—————

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>当中間連結会計期間より、連結調整勘定償却額および営業権償却額を「のれん償却額」として表示しております。前中間連結会計期間において、営業権償却額は「減価償却費」に含めて表示しており、その金額は540百万円であります。</p> <p>また、負ののれん償却額については当中間連結会計期間より営業外収益「その他」に含めて表示しております。前中間連結会計期間において、負ののれん償却額は「連結調整勘定償却額」に含めて表示しており、その金額は712百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>当中間連結会計期間より、「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」として表示しております。</p>	

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
<p>「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第97号)が、平成16年6月9日に公布され、平成16年12月1日より適用となり、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号)が平成17年2月15日付で改正されたことに伴い、当中間連結会計期間から投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)を従来の投資その他の資産の「その他」より「投資有価証券」に表示を変更しております。なお、前中間連結会計期間末の「その他」に含まれる当該出資の額は、11,066百万円、当中間連結会計期間末の「投資有価証券」に含まれる当該出資の額は、12,373百万円であります。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(中間連結貸借対照表) 従来「貸貸用固定資産」およびその「減価償却累計額」は区分掲記しておりましたが、資産処分の結果、当中間連結会計期間末において、資産の総額の100分の5以下となり、重要性が低下したため、当該資産を示す科目である「機械装置及び運搬具」およびその「減価償却費累計額」に含めて表示することに変更いたしました。当中間連結会計期間末における「貸貸用固定資産」およびその「減価償却累計額」はそれぞれ275百万円および187百万円であります。</p>
<p>—————</p>	<p>(中間連結損益計算書) 前中間連結会計期間において「貸倒引当金繰入額」は営業外費用の100分の10を超えたため区分掲記しておりましたが、当中間連結会計期間においては営業外費用の100分の10を超えないため、営業外費用「その他」に含めて表示しております。当中間連結会計期間において営業外費用「その他」に含めて表示した「貸倒引当金繰入額」は222百万円であります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)				当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)				前連結会計年度末 (平成18年3月31日)			
※1 このうち債務の担保及び保証金等の代用として供している資産は次のとおりであります。 (1) 債務の担保に供している資産				※1 このうち債務の担保及び保証金等の代用として供している資産は次のとおりであります。 (1) 債務の担保に供している資産				※1 このうち債務の担保及び保証金等の代用として供している資産は次のとおりであります。 (1) 債務の担保に供している資産			
担保提供資産 (百万円)		対応債務(百万円)		担保提供資産 (百万円)		対応債務(百万円)		担保提供資産 (百万円)		対応債務(百万円)	
現金及び預金	11,282	支払手形及び買掛金	5,796	現金及び預金	1,873	支払手形及び買掛金	14,168	現金及び預金	11,728	支払手形及び買掛金	12,341
受取手形及び売掛金	7,268	短期借入金	13,854	受取手形及び売掛金	5,833	短期借入金	24,080	受取手形及び売掛金	6,813	短期借入金	31,133
たな卸資産	22,832	その他流動負債	11,509	たな卸資産	17,321	その他流動負債	14,221	たな卸資産	25,418	その他流動負債	16,973
その他流動資産	477	長期借入金	77,000	その他流動資産	524	社債	220	その他流動資産	518	社債	220
建物及び構築物	12,817	社債	220	建物及び構築物	10,398	長期借入金	42,268	建物及び構築物	11,287	長期借入金	42,798
機械装置及び運搬具	19,503	その他固定負債	608	機械装置及び運搬具	19,556	その他固定負債	440	機械装置及び運搬具	22,322	その他固定負債	440
土地	18,335			土地	15,615			土地	17,463		
投資有価証券(有価証券含む)	78,515			投資有価証券(有価証券含む)	100,907			投資有価証券(有価証券含む)	108,744		
長期貸付金	278			長期貸付金	289			長期貸付金	288		
投資その他の資産(その他)	216			投資その他の資産(その他)	236			投資その他の資産(その他)	219		
(注) 上記のほか、投資有価証券、短期貸付金、長期貸付金については、連結上消去されている子会社株式、子会社貸付金がそれぞれ31,084百万円、18,785百万円あり、また、双日米国会社の借入金(28,638百万円)については、米国の動産担保法制による担保設定がされております。				(注) 上記のほか、投資有価証券、短期貸付金、長期貸付金については、連結上消去されている子会社株式、子会社貸付金がそれぞれ26,350百万円、13,438百万円あり、また、双日米国会社の借入金(17,477百万円)については、米国の動産担保法制による担保設定がされております。				(注) 上記のほか、投資有価証券、短期貸付金、長期貸付金については、連結上消去されている子会社株式、子会社貸付金がそれぞれ26,350百万円、16,204百万円あり、また、双日米国会社の借入金(45,019百万円)については、米国の動産担保法制による担保設定がされております。			
(2) 取引保証金等の代用として供している資産 現金及び預金 2,311百万円 投資有価証券(有価証券含む) 42,725百万円				(2) 取引保証金等の代用として供している資産 現金及び預金 2,934百万円 投資有価証券(有価証券含む) 58,800百万円				(2) 取引保証金等の代用として供している資産 現金及び預金 2,443百万円 投資有価証券(有価証券含む) 59,287百万円			
(注) 上記のほか、投資有価証券については、連結上消去されている子会社株式が1,499百万円あります。				(注) 上記のほか、投資有価証券については、連結上消去されている子会社株式が560百万円あります。							

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)																																										
<p>※2 このうち貸付有価証券が4,497百万円含まれております。</p> <p>3 偶発債務 下記には保証債務48,081百万円の他に保証類似行為として、保証予約等856百万円を含んでおります。 連結会社以外の会社の銀行借入等に対する保証</p> <table> <tr> <td>P. T. CHANDRA ASRI</td> <td>7,542百万円</td> </tr> <tr> <td>ボンタン・エルエヌジー・トレイン・エイチ投資</td> <td>5,049百万円</td> </tr> <tr> <td>ボンタン・トレイン・ジー・プロジェクト・ファイナンス</td> <td>3,852百万円</td> </tr> <tr> <td>エルエヌジージャパン</td> <td>3,638百万円</td> </tr> <tr> <td>ALBACORA JAPAO ETROLEO LIMITADA</td> <td>2,637百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(94件)</td> <td>26,217百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>48,938百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 連帯保証等において当社グループの負担額が特定されているものについては、当社の負担額を記載しております。</p> <p>4 手形割引高及び裏書譲渡高 (1) 受取手形割引高 31,028百万円 (2) 受取手形裏書譲渡高 248百万円</p> <p>※5</p>	P. T. CHANDRA ASRI	7,542百万円	ボンタン・エルエヌジー・トレイン・エイチ投資	5,049百万円	ボンタン・トレイン・ジー・プロジェクト・ファイナンス	3,852百万円	エルエヌジージャパン	3,638百万円	ALBACORA JAPAO ETROLEO LIMITADA	2,637百万円	その他(94件)	26,217百万円	合計	48,938百万円	<p>※2</p> <p>3 偶発債務 下記には保証債務36,560百万円の他に保証類似行為として、保証予約等762百万円を含んでおります。 連結会社以外の会社の銀行借入等に対する保証</p> <table> <tr> <td>エルエヌジージャパン</td> <td>8,857百万円</td> </tr> <tr> <td>ボンタン・エルエヌジー・トレイン・エイチ投資</td> <td>4,355百万円</td> </tr> <tr> <td>ボンタン・トレイン・ジー・プロジェクト・ファイナンス</td> <td>2,696百万円</td> </tr> <tr> <td>USIMINAS SIDERURGIAS DE MINAS GERAIS S. A.</td> <td>2,269百万円</td> </tr> <tr> <td>日本アサハンアルミニウム株式会社</td> <td>2,007百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(91件)</td> <td>17,136百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>37,323百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 連帯保証等において当社グループの負担額が特定されているものについては、当社の負担額を記載しております。</p> <p>4 手形割引高及び裏書譲渡高 (1) 受取手形割引高 32,024百万円 (2) 受取手形裏書譲渡高 444百万円</p> <p>※5 中間連結期末日満期手形の会計処理 中間連結期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間連結会計期間の末日が金融機関の休日であったため、次の中間連結期末日満期手形が、中間連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 10,554百万円 支払手形 13,107百万円</p>	エルエヌジージャパン	8,857百万円	ボンタン・エルエヌジー・トレイン・エイチ投資	4,355百万円	ボンタン・トレイン・ジー・プロジェクト・ファイナンス	2,696百万円	USIMINAS SIDERURGIAS DE MINAS GERAIS S. A.	2,269百万円	日本アサハンアルミニウム株式会社	2,007百万円	その他(91件)	17,136百万円	合計	37,323百万円	<p>※2 このうち貸付有価証券が5,519百万円含まれております。</p> <p>3 偶発債務 下記には保証債務42,493百万円の他に保証類似行為として、保証予約等636百万円を含んでおります。 連結会社以外の会社の銀行借入等に対する保証</p> <table> <tr> <td>ボンタン・エルエヌジー・トレイン・エイチ投資</td> <td>4,790百万円</td> </tr> <tr> <td>エルエヌジージャパン</td> <td>3,615百万円</td> </tr> <tr> <td>ボンタン・トレイン・ジー・プロジェクト・ファイナンス</td> <td>3,357百万円</td> </tr> <tr> <td>USIMINAS SIDERURGIAS DE MINAS GERAIS S. A.</td> <td>2,584百万円</td> </tr> <tr> <td>ALBACORA JAPAO PETROLEO LIMITADA</td> <td>2,346百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(96件)</td> <td>26,434百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43,130百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 連帯保証等において当社の負担額が特定されているものについては、当社の負担額を記載しております。</p> <p>4 手形割引高及び裏書譲渡高 (1) 受取手形割引高 29,112百万円 (2) 受取手形裏書譲渡高 305百万円</p> <p>※5</p>	ボンタン・エルエヌジー・トレイン・エイチ投資	4,790百万円	エルエヌジージャパン	3,615百万円	ボンタン・トレイン・ジー・プロジェクト・ファイナンス	3,357百万円	USIMINAS SIDERURGIAS DE MINAS GERAIS S. A.	2,584百万円	ALBACORA JAPAO PETROLEO LIMITADA	2,346百万円	その他(96件)	26,434百万円	合計	43,130百万円
P. T. CHANDRA ASRI	7,542百万円																																											
ボンタン・エルエヌジー・トレイン・エイチ投資	5,049百万円																																											
ボンタン・トレイン・ジー・プロジェクト・ファイナンス	3,852百万円																																											
エルエヌジージャパン	3,638百万円																																											
ALBACORA JAPAO ETROLEO LIMITADA	2,637百万円																																											
その他(94件)	26,217百万円																																											
合計	48,938百万円																																											
エルエヌジージャパン	8,857百万円																																											
ボンタン・エルエヌジー・トレイン・エイチ投資	4,355百万円																																											
ボンタン・トレイン・ジー・プロジェクト・ファイナンス	2,696百万円																																											
USIMINAS SIDERURGIAS DE MINAS GERAIS S. A.	2,269百万円																																											
日本アサハンアルミニウム株式会社	2,007百万円																																											
その他(91件)	17,136百万円																																											
合計	37,323百万円																																											
ボンタン・エルエヌジー・トレイン・エイチ投資	4,790百万円																																											
エルエヌジージャパン	3,615百万円																																											
ボンタン・トレイン・ジー・プロジェクト・ファイナンス	3,357百万円																																											
USIMINAS SIDERURGIAS DE MINAS GERAIS S. A.	2,584百万円																																											
ALBACORA JAPAO PETROLEO LIMITADA	2,346百万円																																											
その他(96件)	26,434百万円																																											
合計	43,130百万円																																											

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)																																																										
<p>(追加情報) 自己株式の取得 当社は本年6月28日開催の当社株主総会にて承認可決され、当社第一回I種優先株式の所得枠を設定しておりますが、平成17年7月27日開催の取締役会決議に基づき、平成17年8月5日に当社第一回I種優先株式の売買契約を締結いたしました。 その内容は次のとおりであります。</p> <p>1. 株式の種類 当社第一回I種優先株式</p> <p>2. 株式の買入価格 1株当たり2,200円(発行価格2,000円に対する割合110%)</p> <p>3. 株式の買入価格の総額 440億円</p> <p>4. 買い入れる株式の総数 20,000,000株</p> <p>5. 買い入れる相手方、買入株式数および買入価格の総額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">相手方</th> <th style="text-align: center;">買入株式数</th> <th style="text-align: center;">買入価格の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社UFJ銀行</td> <td style="text-align: right;">15,000,000株</td> <td style="text-align: right;">33,000,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社東京三菱銀行</td> <td style="text-align: right;">3,500,000株</td> <td style="text-align: right;">7,700,000,000円</td> </tr> <tr> <td>三菱信託銀行株式会社</td> <td style="text-align: right;">1,000,000株</td> <td style="text-align: right;">2,200,000,000円</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td style="text-align: right;">500,000株</td> <td style="text-align: right;">1,100,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">20,000,000株</td> <td style="text-align: right;">44,000,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)三菱信託銀行株式会社は平成17年10月1日付にてUFJ信託銀行株式会社と合併し、三菱UFJ信託銀行株式会社となっております。</p> <p>6. 受渡期日 平成18年1月13日</p>	相手方	買入株式数	買入価格の総額	株式会社UFJ銀行	15,000,000株	33,000,000,000円	株式会社東京三菱銀行	3,500,000株	7,700,000,000円	三菱信託銀行株式会社	1,000,000株	2,200,000,000円	農林中央金庫	500,000株	1,100,000,000円	合計	20,000,000株	44,000,000,000円	<p>(追加情報) 自己株式の取得 当社は平成18年6月27日開催の当社定時株主総会にて承認可決され、当社第二回I種優先株式、第三回I種優先株式、第四回I種優先株式及び第一回II種優先株式の取得枠を設定し、また、同定時株主総会にて承認可決された定款変更により当社第一回II種優先株式、第一回IV種優先株式、第一回V種優先株式及び第二回V種優先株式に取得条件を追加しておりますが、平成18年4月28日開催の取締役会決議に基づき、平成18年4月28日に以下の当社優先株式の取得に関する契約書を締結いたしました。 その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) 株式の種類 当社第二回I種優先株式 当社第三回I種優先株式 当社第四回I種優先株式 当社第一回II種優先株式 当社第一回IV種優先株式 当社第一回V種優先株式 当社第二回V種優先株式</p> <p>(2) 株式の取得価額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">種類</th> <th style="text-align: right;">1株当たりの取得価額</th> <th style="text-align: right;">発行価額および発行価額に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二回I種優先株式</td> <td style="text-align: right;">2,160円</td> <td style="text-align: right;">2,000円 108%</td> </tr> <tr> <td>第三回I種優先株式</td> <td style="text-align: right;">2,120円</td> <td style="text-align: right;">2,000円 106%</td> </tr> <tr> <td>第四回I種優先株式</td> <td style="text-align: right;">2,080円</td> <td style="text-align: right;">2,000円 104%</td> </tr> <tr> <td>第一回II種優先株式</td> <td style="text-align: right;">2,040円</td> <td style="text-align: right;">2,000円 102%</td> </tr> <tr> <td>第一回IV種優先株式</td> <td style="text-align: right;">2,300円</td> <td style="text-align: right;">10,000円 23%</td> </tr> <tr> <td>第一回V種優先株式</td> <td style="text-align: right;">5,160円</td> <td style="text-align: right;">12,000円 43%</td> </tr> <tr> <td>第二回V種優先株式</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> <td style="text-align: right;">10,000円 100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。</p> <p>(3) 株式の取得価額の総額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>第二回I種優先株式</td> <td style="text-align: right;">568億8百万円</td> </tr> <tr> <td>第三回I種優先株式</td> <td style="text-align: right;">557億56百万円</td> </tr> <tr> <td>第四回I種優先株式</td> <td style="text-align: right;">547億4百万円</td> </tr> <tr> <td>第一回II種優先株式</td> <td style="text-align: right;">536億52百万円</td> </tr> <tr> <td>第一回IV種優先株式</td> <td style="text-align: right;">458億85百万円</td> </tr> <tr> <td>第一回V種優先株式</td> <td style="text-align: right;">561億15百万円</td> </tr> <tr> <td>第二回V種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">3,429億20百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先</p>	種類	1株当たりの取得価額	発行価額および発行価額に対する割合	第二回I種優先株式	2,160円	2,000円 108%	第三回I種優先株式	2,120円	2,000円 106%	第四回I種優先株式	2,080円	2,000円 104%	第一回II種優先株式	2,040円	2,000円 102%	第一回IV種優先株式	2,300円	10,000円 23%	第一回V種優先株式	5,160円	12,000円 43%	第二回V種優先株式	10,000円	10,000円 100%	第二回I種優先株式	568億8百万円	第三回I種優先株式	557億56百万円	第四回I種優先株式	547億4百万円	第一回II種優先株式	536億52百万円	第一回IV種優先株式	458億85百万円	第一回V種優先株式	561億15百万円	第二回V種優先株式	200億円	合計	3,429億20百万円	
相手方	買入株式数	買入価格の総額																																																										
株式会社UFJ銀行	15,000,000株	33,000,000,000円																																																										
株式会社東京三菱銀行	3,500,000株	7,700,000,000円																																																										
三菱信託銀行株式会社	1,000,000株	2,200,000,000円																																																										
農林中央金庫	500,000株	1,100,000,000円																																																										
合計	20,000,000株	44,000,000,000円																																																										
種類	1株当たりの取得価額	発行価額および発行価額に対する割合																																																										
第二回I種優先株式	2,160円	2,000円 108%																																																										
第三回I種優先株式	2,120円	2,000円 106%																																																										
第四回I種優先株式	2,080円	2,000円 104%																																																										
第一回II種優先株式	2,040円	2,000円 102%																																																										
第一回IV種優先株式	2,300円	10,000円 23%																																																										
第一回V種優先株式	5,160円	12,000円 43%																																																										
第二回V種優先株式	10,000円	10,000円 100%																																																										
第二回I種優先株式	568億8百万円																																																											
第三回I種優先株式	557億56百万円																																																											
第四回I種優先株式	547億4百万円																																																											
第一回II種優先株式	536億52百万円																																																											
第一回IV種優先株式	458億85百万円																																																											
第一回V種優先株式	561億15百万円																																																											
第二回V種優先株式	200億円																																																											
合計	3,429億20百万円																																																											

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)																																																																					
	<p>株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は3,541億28百万円となります。</p> <p>(4) 取得する株式の総数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>取得株式数</th> <th>発行済株式総数に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二回I種優先株式</td> <td>26,300,000株</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第三回I種優先株式</td> <td>26,300,000株</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第四回I種優先株式</td> <td>26,300,000株</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第一回II種優先株式</td> <td>26,300,000株</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第一回IV種優先株式</td> <td>19,950,000株</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第一回V種優先株式</td> <td>10,875,000株</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第二回V種優先株式</td> <td>2,000,000株</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>138,025,000株</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 取得する相手方、取得株式数および取得価額の総額</p> <p>第二回I種優先株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>18,500,000株</td> <td>39,960,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>4,500,000株</td> <td>9,720,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社りそな銀行</td> <td>1,800,000株</td> <td>3,888,000,000円</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ信託銀行株式会社</td> <td>1,000,000株</td> <td>2,160,000,000円</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>500,000株</td> <td>1,080,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,300,000株</td> <td>56,808,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は578億60百万円となります。</p> <p>第三回I種優先株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>18,500,000株</td> <td>39,220,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>4,500,000株</td> <td>9,540,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社りそな銀行</td> <td>1,800,000株</td> <td>3,816,000,000円</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ信託銀行株式会社</td> <td>1,000,000株</td> <td>2,120,000,000円</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>500,000株</td> <td>1,060,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,300,000株</td> <td>55,756,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は568億8百万円となります。</p>	種類	取得株式数	発行済株式総数に対する割合	第二回I種優先株式	26,300,000株	100%	第三回I種優先株式	26,300,000株	100%	第四回I種優先株式	26,300,000株	100%	第一回II種優先株式	26,300,000株	100%	第一回IV種優先株式	19,950,000株	100%	第一回V種優先株式	10,875,000株	100%	第二回V種優先株式	2,000,000株	100%	合計	138,025,000株		相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	39,960,000,000円	株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,720,000,000円	株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,888,000,000円	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,160,000,000円	農林中央金庫	500,000株	1,080,000,000円	合計	26,300,000株	56,808,000,000円	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	39,220,000,000円	株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,540,000,000円	株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,816,000,000円	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,120,000,000円	農林中央金庫	500,000株	1,060,000,000円	合計	26,300,000株	55,756,000,000円	
種類	取得株式数	発行済株式総数に対する割合																																																																					
第二回I種優先株式	26,300,000株	100%																																																																					
第三回I種優先株式	26,300,000株	100%																																																																					
第四回I種優先株式	26,300,000株	100%																																																																					
第一回II種優先株式	26,300,000株	100%																																																																					
第一回IV種優先株式	19,950,000株	100%																																																																					
第一回V種優先株式	10,875,000株	100%																																																																					
第二回V種優先株式	2,000,000株	100%																																																																					
合計	138,025,000株																																																																						
相手方	取得株式数	取得価額の総額																																																																					
株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	39,960,000,000円																																																																					
株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,720,000,000円																																																																					
株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,888,000,000円																																																																					
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,160,000,000円																																																																					
農林中央金庫	500,000株	1,080,000,000円																																																																					
合計	26,300,000株	56,808,000,000円																																																																					
相手方	取得株式数	取得価額の総額																																																																					
株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	39,220,000,000円																																																																					
株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,540,000,000円																																																																					
株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,816,000,000円																																																																					
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,120,000,000円																																																																					
農林中央金庫	500,000株	1,060,000,000円																																																																					
合計	26,300,000株	55,756,000,000円																																																																					

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)																																																
	<p style="text-align: center;">第四回Ⅰ種優先株式</p> <table border="1" data-bbox="587 241 992 504"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>18,500,000株</td> <td>38,480,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>4,500,000株</td> <td>9,360,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社りそな銀行</td> <td>1,800,000株</td> <td>3,744,000,000円</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ信託銀行株式会社</td> <td>1,000,000株</td> <td>2,080,000,000円</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>500,000株</td> <td>1,040,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,300,000株</td> <td>54,704,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は557億56百万円となります。</p> <p style="text-align: center;">第一回Ⅱ種優先株式</p> <table border="1" data-bbox="587 824 992 1086"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>18,500,000株</td> <td>37,740,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>4,500,000株</td> <td>9,180,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社りそな銀行</td> <td>1,800,000株</td> <td>3,672,000,000円</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ信託銀行株式会社</td> <td>1,000,000株</td> <td>2,040,000,000円</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>500,000株</td> <td>1,020,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,300,000株</td> <td>53,652,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は547億4百万円となります。</p> <p style="text-align: center;">第一回Ⅳ種優先株式</p> <table border="1" data-bbox="587 1406 992 1478"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>19,950,000株</td> <td>45,885,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は498億75百万円となります。</p>	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	38,480,000,000円	株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,360,000,000円	株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,744,000,000円	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,080,000,000円	農林中央金庫	500,000株	1,040,000,000円	合計	26,300,000株	54,704,000,000円	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	37,740,000,000円	株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,180,000,000円	株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,672,000,000円	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,040,000,000円	農林中央金庫	500,000株	1,020,000,000円	合計	26,300,000株	53,652,000,000円	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	19,950,000株	45,885,000,000円	
相手方	取得株式数	取得価額の総額																																																
株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	38,480,000,000円																																																
株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,360,000,000円																																																
株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,744,000,000円																																																
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,080,000,000円																																																
農林中央金庫	500,000株	1,040,000,000円																																																
合計	26,300,000株	54,704,000,000円																																																
相手方	取得株式数	取得価額の総額																																																
株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	37,740,000,000円																																																
株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,180,000,000円																																																
株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,672,000,000円																																																
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,040,000,000円																																																
農林中央金庫	500,000株	1,020,000,000円																																																
合計	26,300,000株	53,652,000,000円																																																
相手方	取得株式数	取得価額の総額																																																
株式会社三菱東京UFJ銀行	19,950,000株	45,885,000,000円																																																

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)																		
	<p style="text-align: center;">第一回V種優先株式</p> <table border="1" data-bbox="590 235 989 324"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>10,875,000株</td> <td>56,115,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は587億25百万円となります。</p> <p style="text-align: center;">第二回V種優先株式</p> <table border="1" data-bbox="590 638 989 795"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>1,000,000株</td> <td>10,000,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>1,000,000株</td> <td>10,000,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,000,000株</td> <td>20,000,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は204億円となります。</p> <p>(6) 取得日 平成19年3月30日、平成19年4月1日から平成19年6月に開催される定時株主総会の開催日の前日までの間の日で当社が別に定める日(追加取得日)、平成19年9月28日および平成20年3月31日。</p> <p>(7) 各取得日の合計取得額 直前の取得日の取得にかかる取締役会決議の日(初回の取得日の場合、第三回及び第四回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」)の発行日)から当該取得日の取得にかかる取締役会の前日までに転換されたCB転換総額。前記にかかわらず当社の裁量によりこれを上回る額をもって合計取得額として定める場合などこれを上回ることができる。</p> <p>(8) 取得順位 第二回I種、第三回I種、第四回I種、第一回II種、第二回V種、第一回IV種、第一回V種の順</p>	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	10,875,000株	56,115,000,000円	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	1,000,000株	10,000,000,000円	株式会社みずほコーポレート銀行	1,000,000株	10,000,000,000円	合計	2,000,000株	20,000,000,000円	
相手方	取得株式数	取得価額の総額																		
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,875,000株	56,115,000,000円																		
相手方	取得株式数	取得価額の総額																		
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,000,000株	10,000,000,000円																		
株式会社みずほコーポレート銀行	1,000,000株	10,000,000,000円																		
合計	2,000,000株	20,000,000,000円																		

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
	<p>(9)取得方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 種 / 種優先株式 平成19年3月30日の取得日および追加取得日においては、平成18年6月27日開催の定時株主総会にて承認決議された「自己株式取得枠設定」に基づき、商法に規定する必要な手続を経て取得する。平成19年3月30日の取得日および追加取得日における取得の後も 種、種優先株式が残存する場合は、当社は平成18年6月27日開催の定時株主総会の直後の定時株主総会またはその他の株主総会にて「自己株式取得枠設定」の決議を行うものとし、平成19年9月28日および平成20年3月31日の取得日においては、当該決議に基づき、会社法に規定する必要な手続を経て取得する。 ・ 種 / 種優先株式 これら優先株式について定款変更によって付された取得条項に基づき、会社法に規定する必要な手続を経て取得する。 <p>(10)停止条件</p> <p>本契約に基づく当社による優先株式の取得は、平成18年4月28日開催の取締役会にて別途、発行を決議した、Nomura Securities (Bermuda) Ltd.を割当先とする転換社債型新株予約権付社債がすべて発行されること、平成18年6月27日開催の定時株主総会（以下「本株主総会」）にて当社の発行可能株式数、当社の普通株式の発行可能種類株式総数を増加する当社の定款変更の議案が承認され、会社法上必要な種類株主総会の決議がなされること、本株主総会にて資本および資本準備金の減少に係る各議案が承認され、資本減少および資本準備金の減少の効力が発生すること、本株主総会にて取得の対象となる 種、種優先株式に係る「自己株式取得枠設定」の議案が承認されること、平成19年3月30日の取得日および追加取得日（当社がこれを定めた場合）において本契約に従い合意取得対象優先株式の全部が取得</p>	

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
	<p>されなかった場合における、残存する本優先株式の取得については、本株主総会の直後の定時株主総会またはその他の株主総会にて「自己株式取得枠設定」の議案が承認されること、本株主総会にて種、種優先株式について取得条項を追加する当社の定款変更の議案が承認されることおよび当該種類の株主全員の合意が得られること、その他商法および会社法上優先株式の取得が法的に可能となることを条件とする。</p> <p>(11)譲渡制限 各優先株主は、平成18年4月28日から平成20年3月31日までの間、当社の事前の承諾なく、その保有する優先株式を第三者に譲渡できない。</p> <p>(12)契約期間 平成18年4月28日から下記のうち、いずれか先に到来した日まで。 本契約に基づく優先株式全ての取得および決済が終了した日 (10)の停止条件が成就しないことが確定した日 平成20年3月31日</p>	

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																											
<p>※1 有形固定資産等売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>機械装置及び 運搬具</td> <td>1,292百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>858百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>898百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,049百万円</td> </tr> </table>				機械装置及び 運搬具	1,292百万円	土地	858百万円	その他	898百万円	計	3,049百万円	<p>※1 有形固定資産等売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>機械装置及び 運搬具</td> <td>1,604百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>99百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,734百万円</td> </tr> </table>				機械装置及び 運搬具	1,604百万円	土地	99百万円	その他	30百万円	計	1,734百万円	<p>※1 有形固定資産等売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>1,917百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び 運搬具</td> <td>1,833百万円</td> </tr> <tr> <td>建物及び 構築物ほか</td> <td>212百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,962百万円</td> </tr> </table>				土地	1,917百万円	機械装置及び 運搬具	1,833百万円	建物及び 構築物ほか	212百万円	計	3,962百万円
機械装置及び 運搬具	1,292百万円																																		
土地	858百万円																																		
その他	898百万円																																		
計	3,049百万円																																		
機械装置及び 運搬具	1,604百万円																																		
土地	99百万円																																		
その他	30百万円																																		
計	1,734百万円																																		
土地	1,917百万円																																		
機械装置及び 運搬具	1,833百万円																																		
建物及び 構築物ほか	212百万円																																		
計	3,962百万円																																		
<p>※2 有形固定資産等売却・除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>339百万円</td> </tr> <tr> <td>建物及び 構築物</td> <td>251百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>252百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>843百万円</td> </tr> </table>				土地	339百万円	建物及び 構築物	251百万円	その他	252百万円	計	843百万円	<p>※2 有形固定資産等売却・除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>365百万円</td> </tr> <tr> <td>建物及び 構築物</td> <td>230百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>315百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>911百万円</td> </tr> </table>				土地	365百万円	建物及び 構築物	230百万円	その他	315百万円	計	911百万円	<p>※2 有形固定資産等売却・除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び 構築物</td> <td>431百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>396百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び 運搬具ほか</td> <td>895百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,723百万円</td> </tr> </table>				建物及び 構築物	431百万円	土地	396百万円	機械装置及び 運搬具ほか	895百万円	計	1,723百万円
土地	339百万円																																		
建物及び 構築物	251百万円																																		
その他	252百万円																																		
計	843百万円																																		
土地	365百万円																																		
建物及び 構築物	230百万円																																		
その他	315百万円																																		
計	911百万円																																		
建物及び 構築物	431百万円																																		
土地	396百万円																																		
機械装置及び 運搬具ほか	895百万円																																		
計	1,723百万円																																		
<p>※3 当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位に拠って資産のグループ化を行っております。</p> <p>主として、関係会社において、収益性が著しく低下している遊休不動産・事業資産等の帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,887百万円)として特別損失に計上しております。</p>				<p>※3 当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位に拠って資産のグループ化を行っております。</p> <p>関係会社において、収益性が著しく低下している遊休不動産・事業資産等の帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(692百万円)として特別損失に計上しております。</p>				<p>※3 当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位に拠って資産のグループ化を行っております。</p> <p>主として、関係会社において、収益性が著しく低下している遊休不動産・事業資産等の帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,022百万円)として特別損失に計上しております。</p>																											
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																								
関東地方	遊休不動産・事業資産等	土地及び建物等	578	中部地方	遊休不動産・事業資産等	土地及び建物等	536	関東地方	遊休不動産・事業資産等	土地及び建物等	681																								
東北地方	遊休不動産・事業資産等	土地及び建物等	433	東北地方	遊休不動産・事業資産等	土地及び建物等	78	東北地方	遊休不動産・事業資産等	土地及び建物等	435																								
その他	遊休不動産・事業資産等	土地及び建物等	875	その他	遊休不動産・事業資産等	土地及び建物等	77	その他	遊休不動産・事業資産等	土地及び建物等	905																								

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																						
<p>地域ごとの減損損失の内訳は以下のとおりです。 関東地方578百万円 (内、土地470百万円、建物等108百万円) 東北地方433百万円 (内、土地299百万円、建物等134百万円) その他 875百万円 (内、土地481百万円、建物等393百万円)</p> <p>回収可能価額は、主として、不動産鑑定評価額を基にした正味売却価額、もしくは使用価値により測定しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて算定しております。</p>	<p>地域ごとの減損損失の内訳は以下のとおりです。 中部地方536百万円 (内、土地484百万円、建物等52百万円) 東北地方78百万円 (内、土地 31百万円、建物等46百万円) その他 77百万円 (内、土地 76百万円、建物等1百万円)</p> <p>回収可能価額は、主として、不動産鑑定評価額を基にした正味売却価額、もしくは使用価値により測定しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて算定しております。</p>	<p>地域ごとの減損損失の内訳は以下のとおりです。 関東地方681百万円 (内、土地565百万円、建物等115百万円) 東北地方435百万円 (内、土地299百万円、建物等136百万円) その他 905百万円 (内、土地489百万円、建物等415百万円)</p> <p>回収可能価額は、主として、不動産鑑定評価額を基にした正味売却価額、もしくは使用価値により測定しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて算定しております。</p>																						
<p>※4 関係会社等の事業整理等に伴う損失であり、内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="239 1052 558 1220"> <tr> <td>株式消却損・ 評価損</td> <td style="text-align: right;">2,194百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金 繰入額等</td> <td style="text-align: right;">3,239百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">5,434百万円</td> </tr> </table>	株式消却損・ 評価損	2,194百万円	貸倒引当金 繰入額等	3,239百万円	計	5,434百万円	<p>※4 関係会社等の事業整理等に伴う損失であり、内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="662 1052 981 1265"> <tr> <td>のれん一時 償却額</td> <td style="text-align: right;">4,222百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金 繰入額</td> <td style="text-align: right;">3,980百万円</td> </tr> <tr> <td>株式消却損・ 評価損等</td> <td style="text-align: right;">750百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">8,953百万円</td> </tr> </table>	のれん一時 償却額	4,222百万円	貸倒引当金 繰入額	3,980百万円	株式消却損・ 評価損等	750百万円	計	8,953百万円	<p>※4 関係会社等の事業整理等に伴う損失であり、内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1082 1052 1401 1265"> <tr> <td>株式消却損・ 評価損</td> <td style="text-align: right;">5,561百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金 繰入額</td> <td style="text-align: right;">2,592百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒償却損等</td> <td style="text-align: right;">3,492百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">11,645百万円</td> </tr> </table>	株式消却損・ 評価損	5,561百万円	貸倒引当金 繰入額	2,592百万円	貸倒償却損等	3,492百万円	計	11,645百万円
株式消却損・ 評価損	2,194百万円																							
貸倒引当金 繰入額等	3,239百万円																							
計	5,434百万円																							
のれん一時 償却額	4,222百万円																							
貸倒引当金 繰入額	3,980百万円																							
株式消却損・ 評価損等	750百万円																							
計	8,953百万円																							
株式消却損・ 評価損	5,561百万円																							
貸倒引当金 繰入額	2,592百万円																							
貸倒償却損等	3,492百万円																							
計	11,645百万円																							
<p>※5 新事業計画の実施に伴い、不採算事業・取引などの縮小・撤退を行ったことにより発生した損失及び将来発生する損失に備えるために所要額を計上したものであり、その内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="239 1478 558 1601"> <tr> <td>貸倒引当金 繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,719百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">994百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">2,713百万円</td> </tr> </table>	貸倒引当金 繰入額	1,719百万円	その他	994百万円	計	2,713百万円	<p>※5</p>	<p>※5 従前の中期経営計画の実施に伴い、不採算事業・取引などの縮小・撤退を行ったことにより発生した損失及び将来発生する損失に備えるために所要額を計上したものであり、その内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1082 1512 1401 1646"> <tr> <td>貸倒引当金 繰入額</td> <td style="text-align: right;">4,215百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒償却損等</td> <td style="text-align: right;">1,266百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">5,482百万円</td> </tr> </table>	貸倒引当金 繰入額	4,215百万円	貸倒償却損等	1,266百万円	計	5,482百万円										
貸倒引当金 繰入額	1,719百万円																							
その他	994百万円																							
計	2,713百万円																							
貸倒引当金 繰入額	4,215百万円																							
貸倒償却損等	1,266百万円																							
計	5,482百万円																							

(中間連結剰余金計算書関係)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>※1</p>	<p>※1 米国関係会社において年金資産が年金債務に満たない額を米国会計基準に従い、資本直入したものであります。</p>
<p>※2 海外関係会社においてデリバティブの公正価値の変動額を米国会計基準に従い、資本直入したものであります。</p>	<p>※2 海外関係会社においてデリバティブの公正価値の変動額を米国会計基準に従い、資本直入したものであります。</p>
<p>※3</p>	<p>※3 海外関係会社において、現地の会計制度の変更による剰余金の減少高であります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	404,208,888	319,676,003	—	723,884,891
I種優先株式(株)	85,200,000	—	6,300,000	78,900,000
II種優先株式(株)	26,300,000	—	—	26,300,000
III種優先株式(株)	1,500,000	—	—	1,500,000
IV種優先株式(株)	19,950,000	—	—	19,950,000
V種優先株式(株)	12,875,000	—	—	12,875,000
合計(株)	550,033,888	319,676,003	6,300,000	863,409,891

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による増加 271,584,402株

第一回I種優先株式の転換による増加による増加 48,091,601株

減少数の内訳は、次の通りであります。

第一回I種優先株式に付された転換予約権の行使 6,300,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	223,777	15,622	—	239,399

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 10,762株

持分法適用会社の持分率変動による増加 4,860株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																								
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>493,642百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△24,889百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)</td> <td>7,195百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>475,947百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	493,642百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△24,889百万円	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	7,195百万円	現金及び現金同等物	<u>475,947百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>675,323百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△311,558百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)</td> <td>5,992百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>369,757百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	675,323百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△311,558百万円	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	5,992百万円	現金及び現金同等物	<u>369,757百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>521,937百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△21,405百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定の内、MMF等</td> <td>5,722百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>506,254百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	521,937百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△21,405百万円	有価証券勘定の内、MMF等	5,722百万円	現金及び現金同等物	<u>506,254百万円</u>
現金及び預金勘定	493,642百万円																									
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△24,889百万円																									
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	7,195百万円																									
現金及び現金同等物	<u>475,947百万円</u>																									
現金及び預金勘定	675,323百万円																									
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△311,558百万円																									
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	5,992百万円																									
現金及び現金同等物	<u>369,757百万円</u>																									
現金及び預金勘定	521,937百万円																									
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△21,405百万円																									
有価証券勘定の内、MMF等	5,722百万円																									
現金及び現金同等物	<u>506,254百万円</u>																									

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)					当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)					前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械装置及び運搬具	2,344	1,554	8	781	機械装置及び運搬具	2,678	1,769	9	899	機械装置及び運搬具	2,425	1,642	11	771
その他	3,783	1,989	2	1,790	その他	3,918	1,945	9	1,963	その他	3,821	1,898	20	1,902
合計	6,128	3,544	11	2,572	合計	6,596	3,715	19	2,862	合計	6,246	3,540	32	2,673
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 2 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 1,614百万円 1年超 2,191百万円 合計 3,805百万円 リース資産減損勘定の残高 11百万円					(注) 同左 2 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 1,593百万円 1年超 2,150百万円 合計 3,743百万円 リース資産減損勘定の残高 13百万円					(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 2 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 1,548百万円 1年超 2,011百万円 合計 3,560百万円 リース資産減損勘定の残高 23百万円				
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 支払リース料 639百万円 リース資産減損勘定の取崩額 2百万円 減価償却費相当額 639百万円 減損損失 13百万円 4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 1年内 271百万円 1年超 1,238百万円 合計 1,509百万円					(注) 同左 3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 支払リース料 670百万円 リース資産減損勘定の取崩額 5百万円 減価償却費相当額 670百万円 減損損失 19百万円 4 減価償却費相当額の算定方法 同左 オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 1年内 1,243百万円 1年超 4,571百万円 合計 5,814百万円					(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 支払リース料 1,275百万円 リース資産減損勘定の取崩額 8百万円 減価償却費相当額 1,275百万円 減損損失 32百万円 4 減価償却費相当額の算定方法 同左 オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 1年内 1,363百万円 1年超 5,508百万円 合計 6,872百万円				

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (貸主側) 1 リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間期末残高	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (貸主側) 1 リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間期末残高	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (貸主側) 1 リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び期末残高																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置 及び 運搬具</td> <td>439</td> <td>187</td> <td>252</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>254</td> <td>170</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>694</td> <td>357</td> <td>336</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間期末 残高 (百万円)	機械装置 及び 運搬具	439	187	252	その他	254	170	84	合計	694	357	336	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置 及び 運搬具</td> <td>435</td> <td>314</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>263</td> <td>234</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>699</td> <td>548</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間期末 残高 (百万円)	機械装置 及び 運搬具	435	314	120	その他	263	234	29	合計	699	548	150	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置 及び 運搬具</td> <td>439</td> <td>283</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>263</td> <td>214</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>702</td> <td>497</td> <td>205</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	機械装置 及び 運搬具	439	283	156	その他	263	214	49	合計	702	497	205
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間期末 残高 (百万円)																																															
機械装置 及び 運搬具	439	187	252																																															
その他	254	170	84																																															
合計	694	357	336																																															
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間期末 残高 (百万円)																																															
機械装置 及び 運搬具	435	314	120																																															
その他	263	234	29																																															
合計	699	548	150																																															
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)																																															
機械装置 及び 運搬具	439	283	156																																															
その他	263	214	49																																															
合計	702	497	205																																															
2 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 646百万円 1年超 829百万円 合計 1,476百万円	2 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 590百万円 1年超 304百万円 合計 894百万円	2 未経過リース料期末残高相当額 1年内 632百万円 1年超 531百万円 合計 1,164百万円																																																
(注1) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の中間期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定しております。	(注1) 同左	(注1) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定しております。																																																
(注2) 上記に含まれる転貸リース取引に係わる貸主側の未経過リース料中間期末残高相当額は1,026百万円(うち、1年内458百万円)であります。なお、借主側の残高はほぼ同額であり、上記の借主側の未経過リース料中間期末残高相当額に含まれております。	(注2) 上記に含まれる転貸リース取引に係わる貸主側の未経過リース料中間期末残高相当額は646百万円(うち、1年内462百万円)であります。なお、借主側の残高はほぼ同額であり、上記の借主側の未経過リース料中間期末残高相当額に含まれております。	(注2) 上記に含まれる転貸リース取引に係わる貸主側の未経過リース料期末残高相当額は824百万円(うち、1年内453百万円)であります。なお、借主側の残高はほぼ同額であり、上記の借主側の未経過リース料期末残高相当額に含まれております。																																																
3 受取リース料、減価償却費 受取リース料 100百万円 減価償却費 60百万円	3 受取リース料、減価償却費 受取リース料 90百万円 減価償却費 55百万円	3 受取リース料、減価償却費 受取リース料 225百万円 減価償却費 151百万円																																																
オペレーティング・リース取引 (貸主側) 未経過リース料 1年内 391百万円 1年超 1,577百万円 合計 1,969百万円	オペレーティング・リース取引 (貸主側) 未経過リース料 1年内 716百万円 1年超 3,024百万円 合計 3,740百万円	オペレーティング・リース取引 (貸主側) 未経過リース料 1年内 763百万円 1年超 3,384百万円 合計 4,148百万円																																																
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。																																																

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日)

種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
海外公社債	2,189	2,639	449
合計	2,189	2,639	449

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日)

種類	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	107,844	180,669	72,824
(2) 債券			
国債	425	425	0
社債	1,380	1,585	204
海外公社債	1,886	1,896	10
(3) その他	2,603	3,261	658
合計	114,139	187,837	73,697

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日)

(1) 満期保有目的の債券 (百万円)

非上場外国債券	31
その他	499
合計	531

(2) その他有価証券 (百万円)

非上場株式	61,517
社債	0
非上場外国債券	1,119
投資事業有限責任組合及び それに類する組合への出資	12,373
その他	7,239
合計	82,250

(注) 当中間連結会計期間において、有価証券について181百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、時価のある有価証券については期末における時価が50%以上下落した銘柄全てを対象とするほか、時価の下落率が30%以上の銘柄についても回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日)

種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債	15	15	-
(2) 海外公社債	1,916	2,350	434
合計	1,931	2,365	434

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日)

種類	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	108,504	211,954	103,450
(2) 債券			
国債	409	409	0
社債	32	23	△9
海外公社債	1,343	1,505	162
(3) その他	2,789	3,531	742
合計	113,078	217,424	104,345

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日)

(1) 満期保有目的の債券 (百万円)

非上場外国債券	28
その他	499
合計	528

(2) その他有価証券 (百万円)

株式	43,995
社債	0
非上場外国債券	3
非上場債券	4,315
投資事業有限責任組合及び それに類する組合への出資	15,408
その他	1,535
合計	65,258

(注) 当中間連結会計期間において、有価証券について1,744百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、時価のある有価証券については期末における時価が50%以上下落した銘柄全てを対象とするほか、時価の下落率が30%以上の銘柄についても回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債	15	15	-
(2) 海外公社債	1,958	2,455	497
合計	1,973	2,470	497

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日)

種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	107,508	230,590	123,081
(2) 債券			
国債	798	798	△0
社債	333	333	-
海外公社債	1,529	1,634	105
(3) その他	2,833	3,754	921
合計	113,002	237,111	124,108

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日)

(1) 満期保有目的の債券	(百万円)
非上場外国債券	33
その他	499
合計	533
(2) その他有価証券	(百万円)
株式	49,068
社債	0
非上場外国債券	3
非上場債券	3,475
投資事業有限責任組合及び それに類する組合への出資	14,392
その他	2,084
合計	69,024

(注) 当連結会計年度において、有価証券について950百万円減損処理を行っております。
 なお、減損処理にあたっては、期末における時価が50%以上下落した銘柄全てを対象とするほか、時価の下落率が30%以上の銘柄についても回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末(平成17年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

1 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	28,324	—	29,009	△ 685
	タイバーツ	3,085	—	3,152	△ 66
	その他	6,128	—	6,331	△ 203
	計	37,538	—	38,494	△ 955
	買建				
	米ドル	82,122	—	84,805	2,683
	ユーロ	6,428	—	6,443	14
	英ポンド	10,889	—	10,954	65
その他	3,601	—	3,680	79	
	計	103,042	—	105,884	2,842
合計		—	—	—	1,886

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引 為替予約取引の時価については、中間決算日の先物為替相場に基づき算出しております。
なお、評価損益はすべて中間連結損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

2 金利関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	1,106	—	22	22
	支払固定・受取変動	11,579	10,473	△ 364	△ 364
	支払変動・受取変動	2,581	—	△ 14	△ 14
	計	—	—	—	△ 355
	金利キャップ取引				
買建	1,000 (0)	— (—)	0	△ 0	
合計		—	—	—	△ 356

(注) 1 時価の算定方法

金利スワップ取引 主として金融機関から提示された価格によっております。
金利キャップ取引 主として金融機関から提示された価格によっております。
なお、評価損益はすべて中間連結損益計算書に計上しております。

2 契約額等の欄の()内は、キャップ取引のオプション料であります。

3 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

3 商品関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	商品先物取引				
	金属				
	売建	1,617	—	1,825	△ 208
	買建	955	—	1,026	70
	石油				
	売建	790	—	818	△ 28
	買建	709	—	728	19
	食料				
	売建	513	—	484	28
	買建	446	—	421	△ 25
	売建計	2,920	—	3,128	△ 208
	買建計	2,112	—	2,176	64
市場取引以外の取引	商品先渡取引				
	金属				
	売建	157	—	161	△ 3
	買建	808	—	954	145
	売建計	157	—	161	△ 3
買建計	808	—	954	145	
合計		—	—	—	△ 1

(注) 1 時価の算定方法

商品先物取引 中間決算日現在の東京工業品取引所、東京穀物商品取引所等の最終価格により算定しております。

商品先渡取引 一般に公表されている期末指標価格によって算定しております。

なお、評価損益はすべて中間連結損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

当中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

1 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	27,639	-	27,927	288
	ユーロ	4,571	-	4,619	47
	タイバーツ	3,578	-	3,665	86
	豪ドル	2,189	-	2,223	33
	その他	18,377	-	18,443	66
	計	56,356	-	56,879	522
	買建				
	米ドル	29,199	4,013	29,563	364
	英ポンド	11,723	-	12,077	353
	ユーロ	8,402	-	8,498	96
	その他	12,653	-	12,694	40
	計	61,978	4,013	62,833	854
	通貨スワップ取引				
受取ユーロ・支払円	7,355	-	112	112	
受取英ポンド・支払米ドル	5,854	-	19	19	
受取英ポンド・支払円	2,105	-	4	4	
受取米ドル・支払円	1,565	-	35	35	
その他	1,349	294	2	2	
計	18,230	294	95	95	
合計		-	-	-	426

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引 為替予約取引の時価については、中間決算日の先物為替相場に基づき算出しております。
なお、評価損益はすべて中間連結損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

2 金利関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取変動・支払固定	10,819	10,819	215	215
合計		-	-	-	215

(注) 1 時価の算定方法

金利スワップ取引 主として金融機関から提示された価格によっております。
なお、評価損益はすべて中間連結損益計算書に計上しております。

2 契約額等の欄の()内は、キャップ取引のオプション料であります。

3 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

3 商品関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	商品先物取引				
	金属				
	売建	1,460	-	1,420	40
	買建	2,074	-	2,013	61
	石油				
	売建	3,310	-	3,182	128
	買建	3,326	-	3,121	204
	食料				
	売建	730	-	710	20
	買建	531	-	564	33
	売建計	5,502	-	5,313	188
	買建計	5,932	-	5,699	232
市場取引以外の取引	商品先渡取引				
	金属				
	売建	3,202	-	3,234	31
	買建	2,639	-	2,695	55
	石油				
	売建	1,802	-	1,621	181
	買建	1,543	-	1,442	101
	売建計	5,005	-	4,855	149
買建計	4,183	-	4,137	45	
合計		-	-	-	59

(注) 1 時価の算定方法

商品先物取引 中間決算日現在の東京工業品取引所、東京穀物商品取引所等の最終価格により算定しております。

商品先渡取引 一般に公表されている期末指標価格によって算定しております。

なお、評価損益はすべて中間連結損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

前連結会計年度末（平成18年3月31日）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

1 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	28,149	319	28,422	272
	タイバーツ	3,019	-	3,464	444
	豪ドル	2,615	-	2,546	69
	英ポンド	1,547	-	1,554	6
	ユーロ	1,534	-	1,550	16
	その他	3,435	-	3,454	18
	計	40,303	319	40,992	689
	買建				
	米ドル	60,329	-	60,769	439
	英ポンド	13,313	-	13,541	228
	ユーロ	5,132	-	5,246	114
	豪ドル	2,761	-	2,692	69
その他	4,168	-	4,213	45	
計	85,705	-	86,463	758	
合計		-	-	-	68

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引 為替予約取引の時価については、決算日の先物為替相場に基づき算出しております。

なお、評価損益はすべて連結損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

2 金利関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取変動・支払固定	10,033	10,010	115	115
	受取変動・支払変動	2,218	-	0	0
合計		-	-	-	116

(注) 1 時価の算定方法

金利スワップ取引 主として取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、評価損益はすべて連結損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

3 商品関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	商品先物取引				
	金属				
	売建	474	-	534	59
	買建	438	-	460	22
	石油				
	売建	2,569	-	2,618	48
	買建	726	-	738	11
	食料				
	売建	2,512	-	2,488	23
	買建	1,691	-	1,692	0
	売建計	5,556	-	5,640	84
	買建計	2,856	-	2,891	34
市場取引以外の取引	商品先渡取引				
	金属				
	売建	2,262	-	2,390	127
	買建	2,370	-	2,531	161
	石油				
	買建	1,053	-	1,095	42
	売建計	2,262	-	2,390	127
	買建計	3,423	-	3,627	203
合計		-	-	-	26

(注) 1 時価の算定方法

商品先物取引 期末日現在の東京穀物商品取引所、東京工業品取引所等の最終価格により算定しております。

商品先渡取引 一般に公表されている期末指標価格によって算定しております。

なお、評価損益はすべて連結損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	機械・ 宇宙航空 (百万円)	エネルギー・金属 資源 (百万円)	化学品・ 合成樹脂 (百万円)	建設・ 木材 (百万円)	生活産業 (百万円)	海外 現地法人 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高										
(1) 外部顧客に 対する売上高	429,706	570,964	310,869	196,628	422,992	374,325	48,540	2,354,027	—	2,354,027
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	7,479	13,995	22,201	1,466	6,584	162,561	19,460	233,750	(233,750)	—
計	437,185	584,959	333,071	198,095	429,576	536,887	68,001	2,587,778	(233,750)	2,354,027
営業費用	430,403	576,466	323,815	193,530	425,426	533,358	66,764	2,549,766	(233,638)	2,316,128
営業利益	6,781	8,493	9,255	4,565	4,150	3,528	1,236	38,012	(112)	37,899

(注) 1 商品・サービスの種類、性質、製造方法、販売方法等の類似性、損益集計及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2 各事業の主な商品は次のとおりであります。

- (1) 機械・宇宙航空 …… 自動車及び自動車部品、同製造関連設備機器、建設機械、ベアリング、発電機、各種産業機械、船舶、車輛、航空機及び関連機器、電子・通信及び家電関連設備機器、製鉄・セメント関連プラント設備機器、医療、金属加工機及び関連設備他
- (2) エネルギー・金属資源 …… 石油・ガス、石油製品、原子燃料、原子力関連機器、石炭、鉄鉱石、合金鉄、アルミナ、アルミ、銅、亜鉛、錫、貴金属、海洋石油生産設備機器、発電、変電、送電設備・資機材、エネルギー・化学プラント、鉄鋼関連事業他
- (3) 化学品・合成樹脂 …… 有機化学品、無機化学品、精密化学品、工業塩、化学肥料、医・農薬、化粧品、食品化学原料、窯業・鉱産物、汎用樹脂、エンジニアリングプラスチック等合成樹脂原料、工業用及び包装、食品用フィルム・シート、液晶・電解銅箔等電子材料、プラスチック成型機、その他合成樹脂製品他
- (4) 建設・木材 …… マンションの企画・建設・分譲、宅地造成・販売、ビル事業、建設工事請負、不動産売買・賃貸・仲介・管理、商業施設開発事業、建設資材、輸入原木、製材・合板・集成材など木材製品、住宅建材他
- (5) 生活産業 …… 羽毛原料及び羽毛製品、綿・化合繊維物、不織布、各種ニット生地・製品、繊維原料一般、産業資材用繊維原料及び製品、衣料製品、インテリア、寝具・寝装品及びホームファッション関連製品、穀物、小麦粉、油脂、油糧・飼料原料、畜水産物、畜水産加工品、青果物、冷凍野菜、冷凍食品、菓子、菓子原料、コーヒー豆、砂糖、その他各種食品及び原料、育児用品、物資製品、チップ植林事業他
- (6) 海外現地法人 …… 世界の主要拠点において、複数の商品を取扱う総合商社
- (7) その他事業 …… 職能サービス、国内地域法人、物流・保険サービス事業、ベンチャーキャピタル、企業再生ファンドの運営・管理、情報産業関連事業、ITコンテンツ、バイオメディカル、環境事業、不動産賃貸事業、情報処理、コンピュータソフト開発他

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,585百万円であり、その主なものは、旧双日(株)における職能グループの費用であります。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	機械・宇宙航空 (百万円)	エネルギー・金属資源 (百万円)	化学品・合成樹脂 (百万円)	建設・木材 (百万円)	生活産業 (百万円)	海外現地法人 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高										
(1) 外部顧客に対する売上高	528,587	664,902	322,761	174,358	448,283	330,005	60,344	2,529,244	—	2,529,244
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4,137	4,065	22,429	1,066	7,167	178,556	12,641	230,065	(230,065)	—
計	532,725	668,968	345,191	175,424	455,451	508,562	72,986	2,759,310	(230,065)	2,529,244
営業費用	524,276	659,213	335,938	170,123	452,349	506,454	71,706	2,720,062	(230,139)	2,489,922
営業利益	8,448	9,754	9,252	5,301	3,101	2,108	1,279	39,247	74	39,321

(注) 1 商品・サービスの種類、性質、製造方法、販売方法等の類似性、損益集計及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2 各事業の主な商品は次のとおりであります。

- (1) 機械・宇宙航空 …… 自動車及び自動車部品、同製造関連設備機器、建設機械、ベアリング、発電機、各種産業機械、船舶、車輛、航空機及び関連機器、電子・通信及び家電関連設備機器、製鉄・セメント関連プラント設備機器、金属加工機及び関連設備他
- (2) エネルギー・金属資源 …… 石油・ガス、石油製品、原子燃料、原子力関連機器、石炭、鉄鉱石、合金鉄、アルミナ、アルミ、銅、亜鉛、錫、貴金属、海洋石油生産設備機器、発電、変電、送電設備・資機材、エネルギー・化学プラント、鉄鋼関連事業他
- (3) 化学品・合成樹脂 …… 有機化学品、無機化学品、機能化学品、精密化学品、工業塩、化学肥料、化粧品、食品化学原料、窯業・鉱産物、稀土、汎用樹脂、エンジニアリングプラスチック等合成樹脂原料、工業用及び包装、食品用フィルム・シート、液晶・電解銅箔等電子材料、プラスチック成型機、その他合成樹脂製品他
- (4) 建設・木材 …… マンションの企画・建設・分譲、宅地造成・販売、ビル事業、建設工事請負、不動産売買・賃貸・仲介・管理、商業施設開発事業、建設資材、輸入原木、製材・合板・集成材など木材製品、住宅建材他
- (5) 生活産業 …… 羽毛原料及び羽毛製品、綿・化繊織物、不織布、各種ニット生地・製品、繊維原料一般、産業資材用繊維原料及び製品、衣料製品、インテリア、寝具・寝装品及びホームファッション関連製品、穀物、小麦粉、油脂、油糧・飼料原料、畜水産物、畜水産加工品、青果物、冷凍野菜、冷凍食品、菓子、菓子原料、コーヒー豆、砂糖、その他各種食品及び原料、育児用品、物資製品、チップ植林事業他
- (6) 海外現地法人 …… 世界の主要拠点において、複数の商品を取扱う総合商社
- (7) その他事業 …… 職能サービス、国内地域法人、物流・保険サービス事業、ベンチャーキャピタル、企業再生ファンドの運営・管理、情報産業関連事業、ITコンテンツ、環境事業、医療機器・ヘルスケア、不動産賃貸事業、情報処理、コンピュータソフト開発他

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は 235百万円であり、その主なものは当社における職能グループの費用であります。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	機械・ 宇宙航空 (百万円)	エネルギ- ー・金属 資源 (百万円)	化学品・ 合成樹脂 (百万円)	建設・ 木材 (百万円)	生活産業 (百万円)	海外 現地法人 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高										
(1) 外部顧客に 対する売上高	958,343	1,207,031	632,861	419,746	868,055	768,547	117,474	4,972,059	—	4,972,059
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	12,434	10,279	46,354	3,105	14,015	318,325	20,792	425,306	(425,306)	—
計	970,778	1,217,310	679,216	422,851	882,070	1,086,872	138,266	5,397,366	(425,306)	4,972,059
営業費用	954,737	1,199,293	662,659	413,244	874,096	1,082,226	135,698	5,321,956	(426,098)	4,895,857
営業利益	16,040	18,017	16,556	9,606	7,973	4,646	2,568	75,409	792	76,202

(注) 1 商品・サービスの種類、性質、製造方法、販売方法等の類似性、損益集計及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2 各事業の主な商品は次のとおりであります。

- (1) 機械・宇宙航空 …… 自動車及び自動車部品、同製造関連設備機器、建設機械、ベアリング、発電機、各種産業機械、船舶、車輛、航空機及び関連機器、電子・通信及び家電関連設備機器、製鉄・セメント関連プラント設備機器、医療、金属加工機及び関連設備他
- (2) エネルギー・金属資源 …… 石油・ガス、石油製品、原子燃料、原子力関連機器、石炭、鉄鉱石、合金鉄、アルミナ、アルミ、銅、亜鉛、錫、貴金属、海洋石油生産設備機器、発電、変電、送電設備・資機材、エネルギー・化学プラント、鉄鋼関連事業他
- (3) 化学品・合成樹脂 …… 有機化学品、無機化学品、精密化学品、工業塩、化学肥料、医・農薬、化粧品、食品化学原料、窯業・鉱産物、汎用樹脂、エンジニアリングプラスチック等合成樹脂原料、工業用及び包装、食品用フィルム・シート、液晶・電解銅箔等電子材料、プラスチック成型機、その他合成樹脂製品他
- (4) 建設・木材 …… マンションの企画・建設・分譲、宅地造成・販売、ビル事業、建設工事請負、不動産売買・賃貸・仲介・管理、商業施設開発事業、建設資材、輸入原木、製材・合板・集成材など木材製品、住宅建材他
- (5) 生活産業 …… 羽毛原料及び羽毛製品、綿・化繊織物、不織布、各種ニット生地・製品、繊維原料一般、産業資材用繊維原料及び製品、衣料製品、インテリア、寝具・寝装品及びホームファッション関連製品、穀物、小麦粉、油脂、油糧・飼料原料、畜水産物、畜水産加工品、青果物、冷凍野菜、冷凍食品、菓子、菓子原料、コーヒー豆、砂糖、その他各種食品及び原料、育児用品、物資製品、チップ植林事業他
- (6) 海外現地法人 …… 世界の主要拠点において、複数の商品を取扱う総合商社
- (7) その他事業 …… 職能サービス、国内地域法人、物流・保険サービス事業、ベンチャーキャピタル、企業再生ファンドの運営・管理、情報産業関連事業、ITコンテンツ、バイオメディカル、環境事業、不動産賃貸事業、情報処理、コンピュータソフト開発他

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は3,770百万円であり、その主なものは、当社及び旧双日(株)における職能グループの費用であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,797,942	184,796	73,717	276,525	21,045	2,354,027	—	2,354,027
(2) セグメント間の 内部売上高	147,650	55,700	21,910	106,962	85	332,309	(332,309)	—
計	1,945,592	240,497	95,627	383,487	21,130	2,686,336	(332,309)	2,354,027
営業費用	1,927,058	234,858	92,947	376,879	16,967	2,648,711	(332,583)	2,316,128
営業利益	18,533	5,638	2,680	6,608	4,163	37,624	274	37,899

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 日本以外の区分に属する主な国又は地域
- | | |
|-----------|-------------|
| 北米 | : 米国、カナダ |
| 欧州 | : 英国、ロシア |
| アジア・オセアニア | : シンガポール、中国 |
| その他の地域 | : アフリカ、中南米 |

- 3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,585百万円であり、その主なものは、旧双日㈱における職能グループの費用であります。

当中間連結会計期間(自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,911,932	166,504	82,475	331,539	36,792	2,529,244	—	2,529,244
(2) セグメント間の 内部売上高	167,654	52,249	14,280	121,500	151	355,836	(355,836)	—
計	2,079,587	218,754	96,756	453,039	36,943	2,885,081	(355,836)	2,529,244
営業費用	2,061,320	214,964	92,231	444,490	33,335	2,846,343	(356,420)	2,489,922
営業利益	18,267	3,789	4,524	8,548	3,608	38,738	583	39,321

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 日本以外の区分に属する主な国又は地域
- | | |
|-----------|-------------|
| 北米 | : 米国、カナダ |
| 欧州 | : 英国、ロシア |
| アジア・オセアニア | : シンガポール、中国 |
| その他の地域 | : 中南米、アフリカ |

- 3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は235百万円であり、その主なものは、当社における職能グループの費用であります。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	3,796,590	361,726	186,529	580,645	46,567	4,972,059	—	4,972,059
(2) セグメント間の 内部売上高	276,221	122,563	43,019	199,905	261	641,972	(641,972)	—
計	4,072,812	484,289	229,549	780,551	46,829	5,614,031	(641,972)	4,972,059
営業費用	4,033,019	475,152	223,514	766,946	39,259	5,537,893	(642,035)	4,895,857
営業利益	39,792	9,136	6,034	13,604	7,569	76,138	63	76,202

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 日本以外の区分に属する主な国又は地域
- | | |
|-----------|-------------|
| 北米 | : 米国、カナダ |
| 欧州 | : 英国、ロシア |
| アジア・オセアニア | : シンガポール、中国 |
| その他の地域 | : 中南米、アフリカ |

- 3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は3,770百万円であり、その主なものは、当社及び旧双日㈱における職能グループの費用であります。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	北米	欧州	アジア・ オセアニア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	167,043	84,132	462,156	108,333	821,664
II 連結売上高(百万円)					2,354,027
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	7.1	3.6	19.6	4.6	34.9

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米……………米国、カナダ
- (2) 欧州……………英国、オランダ
- (3) アジア・オセアニア……中国、シンガポール
- (4) その他の地域……………中南米、中東

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	北米	欧州	アジア・ オセアニア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	168,133	91,733	540,902	145,188	945,959
II 連結売上高(百万円)					2,529,244
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	6.7	3.6	21.4	5.7	37.4

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米……………米国、カナダ
- (2) 欧州……………英国、ロシア
- (3) アジア・オセアニア……中国、シンガポール
- (4) その他の地域……………中南米、中東

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	北米	欧州	アジア・ オセアニア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	324,211	164,008	1,011,595	249,088	1,748,904
II 連結売上高(百万円)					4,972,059
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	6.5	3.3	20.3	5.0	35.2

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米……………米国、カナダ
- (2) 欧州……………英国、オランダ
- (3) アジア・オセアニア……中国、シンガポール
- (4) その他の地域……………中南米、中東

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

存続会社： 当社 総合商社
被合併会社： 双日都市開発株式会社 総合不動産業

(2) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、双日都市開発株式会社は解散いたしました。

(3) 結合後企業の名称

双日株式会社

(4) 取引の概要(共通支配下の取引)

当社の都市開発部は双日都市開発株式会社と共同でマンション分譲事業等を推進してまいりました。今般、当社はグループ経営のさらなる効率化を図るとともに、当社グループが保有する総合商社機能を一体となって活用することで、業務効率の改善および経費削減を図るために、当該事業を完全に一本化することとし、平成18年8月1日付にて双日都市開発株式会社を吸収合併いたしました。

当社は双日都市開発株式会社の発行済株式の全てを保有していることから、合併に際しては新株式の発行及び資本金の増加は行いません。また、合併交付金の支払は行いません。

2. 実施した会計処理の概要

当該合併は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)における「共通支配下における取引」に該当し、中間財務諸表において4,516百万円の「のれん」を中間貸借対照表に計上するとともに特別損失として、「抱合せ株式消滅差損」2,727百万円を計上しております。

なお、中間連結財務諸表においては、双日都市開発株式会社は、当社の100%連結子会社であり、この合併は企業集団の状況に影響はありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額 △547円0銭	1株当たり純資産額 △24円54銭	1株当たり純資産額 △368円95銭
1株当たり 中間純利益金額 89円61銭	1株当たり 中間純利益金額 60円14銭	1株当たり 当期純利益金額 126円21銭
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額 74円49銭	潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額 35円11銭	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 99円55銭

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
中間連結貸借対照表の純 資産の部の合計額 (百万円)	—	584,759	—
普通株式に係る純資産 額(百万円)	—	△17,754	—
差額の主な内訳 (百万円)			
少数株主持分	—	39,114	—
優先株式に係る払込 金額	—	563,400	—
普通株式の発行済株式 数(千株)	—	723,884	—
普通株式の自己株式数 (千株)	—	239	—
1株当たり純資産額 の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	—	723,645	—

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益(百 万円)	25,908	31,356	43,706
普通株主に帰属しない 金額(百万円)			
利益処分による役員 賞与金	—	—	14
普通株式に係る中間 (当期)純利益 (百万円)	25,908	31,356	43,691
普通株式の期中平均株 式数(千株)	289,138	521,434	346,172
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益調 整額(百万円)			
社債発行費償却	48	—	—
子会社又は関連会社 の発行する潜在株式 に係る調整額	—	1,420	1,214
普通株式増加数(千株)	59,342	331,158	80,515
うち転換社債型 新株予約権付社債	44,715	313,631	22,602
うち優先株式	14,627	17,527	57,912

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>第一回I種、第二回I種、第三回I種、第四回I種、第一回II種、第一回IV種、第一回V種及び第二回V種優先株式</p> <p>これらの詳細については、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等」に記載のとおりであります。</p>	<p>第二回I種、第三回I種、第四回I種、第一回II種、第一回IV種、第一回V種及び第二回V種優先株式</p> <p>これらの詳細については、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等」に記載のとおりであります。</p>	<p>第二回I種、第三回I種、第四回I種、第一回II種、第一回IV種、第一回V種及び第二回V種優先株式</p> <p>これらの詳細については、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>当社は平成17年9月29日の社債の発行枠設定にかかわる取締役会決議に基づき、平成17年12月6日に下記内容の無担保普通社債を発行しました。</p> <p>第5回無担保普通社債</p> <p>1) 社債の総額 金100億円</p> <p>2) 各社債の金額 金1億円の1種</p> <p>3) 発行価額の総額 金100億円</p> <p>4) 発行価格 額面100円につき金100円</p> <p>5) 利率 年2.41%</p> <p>6) 利払日 毎年6月6日および12月6日</p> <p>7) 償還の方法 イ. 満期償還 ロ. 買入消却</p> <p>8) 払込期日 平成17年12月6日</p> <p>9) 社債の発行日 平成17年12月6日</p> <p>10) 償還期限 平成22年12月6日</p> <p>11) 発行場所 日本国</p> <p>12) 募集の方法 一般募集</p> <p>13) 物上担保・保証の有無 無担保</p> <p>14) 資金の用途 運転資金等</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																								
		<p>(1) 当社は平成18年4月28日開催の取締役会決議に基づき、平成18年4月28日に以下の当社優先株式の取得に関する契約書を締結いたしました。 その内容は次のとおりであります。</p> <p>1) 株式の種類 当社第二回I種優先株式 当社第三回I種優先株式 当社第四回I種優先株式 当社第一回II種優先株式 当社第一回IV種優先株式 当社第一回V種優先株式 当社第二回V種優先株式</p> <p>2) 株式の取得価額</p> <table border="1" data-bbox="1013 739 1404 1153"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>1株当たりの取得価額</th> <th>発行価額および発行価額に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二回I種優先株式</td> <td>2,160円</td> <td>2,000円 108%</td> </tr> <tr> <td>第三回I種優先株式</td> <td>2,120円</td> <td>2,000円 106%</td> </tr> <tr> <td>第四回I種優先株式</td> <td>2,080円</td> <td>2,000円 104%</td> </tr> <tr> <td>第一回II種優先株式</td> <td>2,040円</td> <td>2,000円 102%</td> </tr> <tr> <td>第一回IV種優先株式</td> <td>2,300円</td> <td>10,000円 23%</td> </tr> <tr> <td>第一回V種優先株式</td> <td>5,160円</td> <td>12,000円 43%</td> </tr> <tr> <td>第二回V種優先株式</td> <td>10,000円</td> <td>10,000円 100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。</p> <p>3) 株式の取得価額の総額</p> <table border="1" data-bbox="1013 1355 1404 1590"> <tbody> <tr> <td>第二回I種優先株式</td> <td>568億8百万円</td> </tr> <tr> <td>第三回I種優先株式</td> <td>557億56百万円</td> </tr> <tr> <td>第四回I種優先株式</td> <td>547億4百万円</td> </tr> <tr> <td>第一回II種優先株式</td> <td>536億52百万円</td> </tr> <tr> <td>第一回IV種優先株式</td> <td>458億85百万円</td> </tr> <tr> <td>第一回V種優先株式</td> <td>561億15百万円</td> </tr> <tr> <td>第二回V種優先株式</td> <td>200億円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,429億20百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は3,541億28百万円となります。</p>	種類	1株当たりの取得価額	発行価額および発行価額に対する割合	第二回I種優先株式	2,160円	2,000円 108%	第三回I種優先株式	2,120円	2,000円 106%	第四回I種優先株式	2,080円	2,000円 104%	第一回II種優先株式	2,040円	2,000円 102%	第一回IV種優先株式	2,300円	10,000円 23%	第一回V種優先株式	5,160円	12,000円 43%	第二回V種優先株式	10,000円	10,000円 100%	第二回I種優先株式	568億8百万円	第三回I種優先株式	557億56百万円	第四回I種優先株式	547億4百万円	第一回II種優先株式	536億52百万円	第一回IV種優先株式	458億85百万円	第一回V種優先株式	561億15百万円	第二回V種優先株式	200億円	合計	3,429億20百万円
種類	1株当たりの取得価額	発行価額および発行価額に対する割合																																								
第二回I種優先株式	2,160円	2,000円 108%																																								
第三回I種優先株式	2,120円	2,000円 106%																																								
第四回I種優先株式	2,080円	2,000円 104%																																								
第一回II種優先株式	2,040円	2,000円 102%																																								
第一回IV種優先株式	2,300円	10,000円 23%																																								
第一回V種優先株式	5,160円	12,000円 43%																																								
第二回V種優先株式	10,000円	10,000円 100%																																								
第二回I種優先株式	568億8百万円																																									
第三回I種優先株式	557億56百万円																																									
第四回I種優先株式	547億4百万円																																									
第一回II種優先株式	536億52百万円																																									
第一回IV種優先株式	458億85百万円																																									
第一回V種優先株式	561億15百万円																																									
第二回V種優先株式	200億円																																									
合計	3,429億20百万円																																									

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																					
		<p>4) 取得する株式の総数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>取得株式数</th> <th>発行済株式総数に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二回I種優先株式</td> <td>26,300,000株</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第三回I種優先株式</td> <td>26,300,000株</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第四回I種優先株式</td> <td>26,300,000株</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第一回II種優先株式</td> <td>26,300,000株</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第一回IV種優先株式</td> <td>19,950,000株</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第一回V種優先株式</td> <td>10,875,000株</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第二回V種優先株式</td> <td>2,000,000株</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>138,025,000株</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5) 取得する相手方、取得株式数および取得価額の総額</p> <p>第二回I種優先株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>18,500,000株</td> <td>39,960,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>4,500,000株</td> <td>9,720,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社りそな銀行</td> <td>1,800,000株</td> <td>3,888,000,000円</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ信託銀行株式会社</td> <td>1,000,000株</td> <td>2,160,000,000円</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>500,000株</td> <td>1,080,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,300,000株</td> <td>56,808,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は578億60百万円となります。</p> <p>第三回I種優先株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>18,500,000株</td> <td>39,220,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>4,500,000株</td> <td>9,540,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社りそな銀行</td> <td>1,800,000株</td> <td>3,816,000,000円</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ信託銀行株式会社</td> <td>1,000,000株</td> <td>2,120,000,000円</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>500,000株</td> <td>1,060,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,300,000株</td> <td>55,756,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は568億8百万円となります。</p>	種類	取得株式数	発行済株式総数に対する割合	第二回I種優先株式	26,300,000株	100%	第三回I種優先株式	26,300,000株	100%	第四回I種優先株式	26,300,000株	100%	第一回II種優先株式	26,300,000株	100%	第一回IV種優先株式	19,950,000株	100%	第一回V種優先株式	10,875,000株	100%	第二回V種優先株式	2,000,000株	100%	合計	138,025,000株		相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	39,960,000,000円	株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,720,000,000円	株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,888,000,000円	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,160,000,000円	農林中央金庫	500,000株	1,080,000,000円	合計	26,300,000株	56,808,000,000円	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	39,220,000,000円	株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,540,000,000円	株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,816,000,000円	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,120,000,000円	農林中央金庫	500,000株	1,060,000,000円	合計	26,300,000株	55,756,000,000円
種類	取得株式数	発行済株式総数に対する割合																																																																					
第二回I種優先株式	26,300,000株	100%																																																																					
第三回I種優先株式	26,300,000株	100%																																																																					
第四回I種優先株式	26,300,000株	100%																																																																					
第一回II種優先株式	26,300,000株	100%																																																																					
第一回IV種優先株式	19,950,000株	100%																																																																					
第一回V種優先株式	10,875,000株	100%																																																																					
第二回V種優先株式	2,000,000株	100%																																																																					
合計	138,025,000株																																																																						
相手方	取得株式数	取得価額の総額																																																																					
株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	39,960,000,000円																																																																					
株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,720,000,000円																																																																					
株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,888,000,000円																																																																					
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,160,000,000円																																																																					
農林中央金庫	500,000株	1,080,000,000円																																																																					
合計	26,300,000株	56,808,000,000円																																																																					
相手方	取得株式数	取得価額の総額																																																																					
株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	39,220,000,000円																																																																					
株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,540,000,000円																																																																					
株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,816,000,000円																																																																					
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,120,000,000円																																																																					
農林中央金庫	500,000株	1,060,000,000円																																																																					
合計	26,300,000株	55,756,000,000円																																																																					

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																
		<p>第四回Ⅰ種優先株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>18,500,000株</td> <td>38,480,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>4,500,000株</td> <td>9,360,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社りそな銀行</td> <td>1,800,000株</td> <td>3,744,000,000円</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ信託銀行株式会社</td> <td>1,000,000株</td> <td>2,080,000,000円</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>500,000株</td> <td>1,040,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,300,000株</td> <td>54,704,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は557億56百万円となります。</p> <p>第一回Ⅱ種優先株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>18,500,000株</td> <td>37,740,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>4,500,000株</td> <td>9,180,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社りそな銀行</td> <td>1,800,000株</td> <td>3,672,000,000円</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ信託銀行株式会社</td> <td>1,000,000株</td> <td>2,040,000,000円</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>500,000株</td> <td>1,020,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,300,000株</td> <td>53,652,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は547億4百万円となります。</p> <p>第一回Ⅳ種優先株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>19,950,000株</td> <td>45,885,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は498億75百万円となります。</p>	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	38,480,000,000円	株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,360,000,000円	株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,744,000,000円	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,080,000,000円	農林中央金庫	500,000株	1,040,000,000円	合計	26,300,000株	54,704,000,000円	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	37,740,000,000円	株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,180,000,000円	株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,672,000,000円	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,040,000,000円	農林中央金庫	500,000株	1,020,000,000円	合計	26,300,000株	53,652,000,000円	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	19,950,000株	45,885,000,000円
相手方	取得株式数	取得価額の総額																																																
株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	38,480,000,000円																																																
株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,360,000,000円																																																
株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,744,000,000円																																																
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,080,000,000円																																																
農林中央金庫	500,000株	1,040,000,000円																																																
合計	26,300,000株	54,704,000,000円																																																
相手方	取得株式数	取得価額の総額																																																
株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	37,740,000,000円																																																
株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,180,000,000円																																																
株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,672,000,000円																																																
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,040,000,000円																																																
農林中央金庫	500,000株	1,020,000,000円																																																
合計	26,300,000株	53,652,000,000円																																																
相手方	取得株式数	取得価額の総額																																																
株式会社三菱東京UFJ銀行	19,950,000株	45,885,000,000円																																																

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																		
		<p>第一回V種優先株式</p> <table border="1" data-bbox="1007 275 1412 349"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京 UFJ銀行</td> <td>10,875,000株</td> <td>56,115,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は587億2500万円となります。</p> <p>第二回V種優先株式</p> <table border="1" data-bbox="1007 674 1412 824"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京 UFJ銀行</td> <td>1,000,000株</td> <td>10,000,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほ コーポレート銀行</td> <td>1,000,000株</td> <td>10,000,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,000,000株</td> <td>20,000,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は204億円となります。</p> <p>6) 取得日 平成19年3月30日、平成19年4月1日から平成19年6月に開催される定時株主総会の開催日の前日までの間の日で当社が別に定める日(追加取得日)、平成19年9月28日および平成20年3月31日。</p> <p>7) 各取得日の合計取得額 直前の取得日の取得にかかる取締役会決議の日(初回の取得日の場合、第三回及び第四回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」)の発行日)から当該取得日の取得にかかる取締役会の前日までに転換されたCB転換総額。前記にかかわらず当社の裁量によりこれを上回る額をもって合計取得額として定める場合などこれを上回ることができる。</p> <p>8) 取得順位 第二回I種、第三回I種、第四回I種、第一回II種、第二回V種、第一回IV種、第一回V種の順</p>	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京 UFJ銀行	10,875,000株	56,115,000,000円	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京 UFJ銀行	1,000,000株	10,000,000,000円	株式会社みずほ コーポレート銀行	1,000,000株	10,000,000,000円	合計	2,000,000株	20,000,000,000円
相手方	取得株式数	取得価額の総額																		
株式会社三菱東京 UFJ銀行	10,875,000株	56,115,000,000円																		
相手方	取得株式数	取得価額の総額																		
株式会社三菱東京 UFJ銀行	1,000,000株	10,000,000,000円																		
株式会社みずほ コーポレート銀行	1,000,000株	10,000,000,000円																		
合計	2,000,000株	20,000,000,000円																		

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		<p>9) 取得方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I 種 / II 種優先株式 平成19年3月30日の取得日および追加取得日においては、平成18年6月27日開催の定時株主総会にて承認決議された「自己株式取得枠設定」に基づき、商法に規定する必要な手続を経て取得する。平成19年3月30日の取得日および追加取得日における取得の後も I 種、II 種優先株式が残存する場合は、当社は平成18年6月27日開催の定時株主総会の直後の定時株主総会またはその他の株主総会にて「自己株式取得枠設定」の決議を行うものとし、平成19年9月28日および平成20年3月31日の取得日においては、当該決議に基づき、会社法に規定する必要な手続を経て取得する。 ・ IV 種 / V 種優先株式 これら優先株式について定款変更によって付された取得条項に基づき、会社法に規定する必要な手続を経て取得する。 <p>10) 停止条件</p> <p>本契約に基づく当社による優先株式の取得は、①平成18年4月28日開催の取締役会にて別途、発行を決議した、Nomura Securities (Bermuda) Ltd.を割当先とする転換社債型新株予約権付社債がすべて発行されること、②平成18年6月27日開催の定時株主総会（以下「本株主総会」）にて当社の発行可能株式総数、当社の普通株式の発行可能種類株式総数を増加する当社の定款変更の議案が承認され、会社法上必要な種類株主総会の決議がなされること、③本株主総会にて資本および資本準備金の減少に係る各議案が承認され、資本減少および資本準備金の減少の効力が発生すること、④本株主総会にて取得の対象となる I 種、II 種優先株式に係る「自己株式取得枠設定」の議案が承認されること、⑤平成19年3月30日の取得日および追加取得日（当社がこれを定めた場合）において本契約に従い合意取得対象優先株式の全部が取</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																		
		<p>得されなかった場合における、残存する本優先株式の取得については、本株主総会の直後の定時株主総会またはその他の株主総会にて「自己株式取得枠設定」の議案が承認されること、⑥本株主総会にてIV種、V種優先株式について取得条項を追加する当社の定款変更の議案が承認されることおよび当該種類の株主全員の合意が得られること、その他商法および会社法上優先株式の取得が法的に可能となることを条件とする。</p> <p>11) 譲渡制限 各優先株主は、平成18年4月28日から平成20年3月31日までの間、当社の事前の承諾なく、その保有する優先株式を第三者に譲渡できない。</p> <p>12) 契約期間 平成18年4月28日から下記のうち、いずれか先に到来した日まで。 ①本契約に基づく優先株式全ての取得および決済が終了した日 ②10)の停止条件が成就しないことが確定した日 ③平成20年3月31日</p>																		
		<p>(2) 当社は平成18年4月28日開催の取締役会にて下記の優先株式にかかる商法第210条の規定に基づく自己株式の取得枠の設定について、平成18年6月27日開催の当社定時株主総会に付議することを決議し、同総会にて承認決議されました。その内容は次のとおりであります。</p> <p>1) 取得する株式の種類 当社第二回I種優先株式 当社第三回I種優先株式 当社第四回I種優先株式 当社第一回II種優先株式</p> <p>2) 取得する株式の総数</p> <table border="1" data-bbox="1013 1646 1414 1993"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>取得する株式の総数</th> <th>発行済株式総数に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二回I種優先株式</td> <td>26,300,000株(上限)</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第三回I種優先株式</td> <td>26,300,000株(上限)</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第四回I種優先株式</td> <td>26,300,000株(上限)</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第一回II種優先株式</td> <td>26,300,000株(上限)</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>105,200,000株(上限)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	取得する株式の総数	発行済株式総数に対する割合	第二回I種優先株式	26,300,000株(上限)	100%	第三回I種優先株式	26,300,000株(上限)	100%	第四回I種優先株式	26,300,000株(上限)	100%	第一回II種優先株式	26,300,000株(上限)	100%	合計	105,200,000株(上限)	
種類	取得する株式の総数	発行済株式総数に対する割合																		
第二回I種優先株式	26,300,000株(上限)	100%																		
第三回I種優先株式	26,300,000株(上限)	100%																		
第四回I種優先株式	26,300,000株(上限)	100%																		
第一回II種優先株式	26,300,000株(上限)	100%																		
合計	105,200,000株(上限)																			

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																					
		<p>3) 株式の取得価額の総額 2,209億20百万円(上限)</p> <p>4) 取得する相手方 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社りそな銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社および農林中央金庫</p> <p>5) 取得する期間 平成18年6月27日開催の当社定時株主総会において承認決議された資本および資本準備金の減少にかかる効力が発生した時から平成19年6月開催予定の次期定時株主総会終結の時まで。</p> <p>(注) 上記の内容については、平成18年6月27日開催の当社定時株主総会において、「自己株式取得の件」、「資本減少の件」ならびに「資本準備金減少の件」が承認可決されることを条件としており、全て承認決議されました。</p>																					
		<p>(3) 当社は平成18年4月28日開催の取締役会にて下記の優先株式について、平成18年6月27日開催の当社定時株主総会において取得条件を追加する定款変更を行うことを付議することを決議し、同総会にて承認決議されました。</p> <p>その取得条件に関する主たる追加内容は次のとおりであります。</p> <p>1) 取得条件を追加する株式の種類 当社第一回IV種優先株式 当社第一回V種優先株式 当社第二回V種優先株式</p> <p>2) 取得条件を追加する株式の総数</p> <table border="1" data-bbox="1013 1512 1412 1769"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>取得する株式の総数</th> <th>発行済株式総数に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一回IV種優先株式</td> <td>19,950,000株(上限)</td> <td>100%(上限)</td> </tr> <tr> <td>第一回V種優先株式</td> <td>10,875,000株(上限)</td> <td>100%(上限)</td> </tr> <tr> <td>第二回V種優先株式</td> <td>2,000,000株(上限)</td> <td>100%(上限)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>32,825,000株(上限)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 取得条件を追加する株式の取得価額</p> <table border="1" data-bbox="1013 1836 1412 1937"> <tbody> <tr> <td>第一回IV種優先株式</td> <td>2,300円(上限)</td> </tr> <tr> <td>第一回V種優先株式</td> <td>5,160円(上限)</td> </tr> <tr> <td>第二回V種優先株式</td> <td>10,000円(上限)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	取得する株式の総数	発行済株式総数に対する割合	第一回IV種優先株式	19,950,000株(上限)	100%(上限)	第一回V種優先株式	10,875,000株(上限)	100%(上限)	第二回V種優先株式	2,000,000株(上限)	100%(上限)	合計	32,825,000株(上限)		第一回IV種優先株式	2,300円(上限)	第一回V種優先株式	5,160円(上限)	第二回V種優先株式	10,000円(上限)
種類	取得する株式の総数	発行済株式総数に対する割合																					
第一回IV種優先株式	19,950,000株(上限)	100%(上限)																					
第一回V種優先株式	10,875,000株(上限)	100%(上限)																					
第二回V種優先株式	2,000,000株(上限)	100%(上限)																					
合計	32,825,000株(上限)																						
第一回IV種優先株式	2,300円(上限)																						
第一回V種優先株式	5,160円(上限)																						
第二回V種優先株式	10,000円(上限)																						

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)						
		<p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、それぞれ下記となります。</p> <table border="0"> <tr> <td>第一回IV種優先株式</td> <td>2,500円 (上限)</td> </tr> <tr> <td>第一回V種優先株式</td> <td>5,400円 (上限)</td> </tr> <tr> <td>第二回V種優先株式</td> <td>10,200円 (上限)</td> </tr> </table>	第一回IV種優先株式	2,500円 (上限)	第一回V種優先株式	5,400円 (上限)	第二回V種優先株式	10,200円 (上限)
第一回IV種優先株式	2,500円 (上限)							
第一回V種優先株式	5,400円 (上限)							
第二回V種優先株式	10,200円 (上限)							
		<p>(4) 当社は平成18年4月28日開催の取締役会にて、平成18年6月27日開催の当社定時株主総会にて資本および資本準備金の減少を議案として付議することを決議し、同総会にて承認決議されました。</p> <p>その内容は次のとおりであります。</p> <p>1) 資本および資本準備金の減少の目的</p> <p>当社は、資本の質の改善を経営の最優先課題の一つとして検討して参りましたが、平成18年4月28日開催の取締役会にて、平成18年6月27日開催の当社定時株主総会にて自己株式の取得枠の設定が承認可決されることを条件に、発行済み優先株式の買入を行う事を決議いたしました。この処理の為、法制上の買入原資を確保する目的で「資本減少」および「資本準備金減少」により「その他資本剰余金」への振替を行うものです。</p> <p>なお、優先株式の買入の実施にあたっては、平成18年4月28日に取締役会にて発行を別途決議いたしました転換社債型新株予約権付社債の普通株式への転換による資本の充実を前提としております。</p> <p>2) 資本減少の内容</p> <p>①資本減少の要領</p> <p>商法第375条第1項の規定に基づき、資本の額130,549,826,669円のうち、120,549,826,669円を無償で減少させ、資本金を10,000,000,000円といたします。減少する資本金は全額を「その他資本剰余金」に振替えます。</p> <p>②資本減少の方法</p> <p>発行済株式総数の変更は行わず、資本の額のみを減少する方法によります。</p>						

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		<p>③資本減少の日程 取締役会決議日 平成18年4月28日(金) 株主総会決議日 平成18年6月27日(火) 債権者異議申述公告および官報掲載日 平成18年6月28日(水) 予定 債権者異議申述最終期日 平成18年7月28日(金) 予定 効力発生日 平成18年7月29日(土) 予定 資本減少登記申請日 平成18年7月31日(月) 予定</p> <p>3) 資本準備金減少の内容</p> <p>①資本準備金減少の要領 商法第289条第2項の規定に基づき、資本準備金の額 91,676,808,017円のうち、 89,176,808,017円を減少し、 「その他資本剰余金」に振替えるものです。 なお、減少後の資本準備金は 2,500,000,000円となり、これは 資本減少後の当社の資本の額 10,000,000,000円の4分の1に 相当する額となります。</p> <p>②資本準備金減少の日程 取締役会決議日 平成18年4月28日(金) 株主総会決議日 平成18年6月27日(火) 債権者異議申述公告および官報掲載日 平成18年6月28日(水) 予定 債権者異議申述最終期日 平成18年7月28日(金) 予定 効力発生日 平成18年7月29日(土) 予定 なお、上記の資本および資本準備金の減少は、それぞれの効力発生日においては、貸借対照表上の「資本の部」の勘定の振替であり、当社の純資産額にただちに変更を生じるものではなく、発行済み株式総数にも変更はありませんので、1株当たりの純資産価値に変更を生じるものではありません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		<p>(5) 当社は平成18年4月28日開催の取締役会にて、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債を下記のとおり発行することを決議しました。その内容は次のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 発行する社債 第三回無担保転換社債型新株予約権付社債 2) 社債の総額 金1,500億円 3) 各社債の金額 金10億円の1種 4) 本新株予約権付社債の形式 無記名式とする。なお、本新株予約権付社債は本社債と本新株予約権のうち、一方のみを譲渡することはできない。 5) 利率 本社債には利息を付さない。 6) 発行価格 額面100円につき金100円ただし、本新株予約権は無償にて発行するものとする。 7) 償還価格 額面100円につき金100円 8) 当初転換価格 694.1円 なお、転換価格は東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格により修正されます。 9) 上限転換価額 2,047.5円 10) 下限転換価額 341.3円 11) 新株予約権の行使請求期間 平成18年5月26日から平成20年5月22日 12) 償還の方法 イ. 満期償還 ロ. 当社の選択による繰上償還 ハ. 社債権者の選択による繰上償還 ニ. 買入消却 13) 払込期日 平成18年5月25日 14) 社債の発行日 平成18年5月25日 15) 償還期限 平成20年5月23日 16) 発行場所 日本国

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		<p>17) 募集の方法 Nomura Securities (Bermuda) Ltd. に対する第三者割当の方法による。</p> <p>18) 物上担保・保証の有無 無担保・無保証</p> <p>19) 商法その他の法令または規則の改正に伴う取扱い 本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議日以後、株券の発行または新株予約権付社債に関連する商法その他の日本の法令または規則につき改正（会社法の施行を含む。）が行われた場合には、当該改正後の商法その他の日本の法令または規則の規定および本新株予約権付社債の社債要項の主旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と判断する方法により、本新株予約権付社債の社債要項の読替えその他の必要な措置を講ずることができる。</p> <p>20) 資金の使途 当社が発行した第二回Ⅰ種優先株式、第三回Ⅰ種優先株式、第四回Ⅰ種優先株式、第一回Ⅱ種優先株式、第一回Ⅳ種優先株式、第一回Ⅴ種優先株式、第二回Ⅴ種優先株式の買入れ資金の一部に充当する予定ですが、具体的な支出までの間、当社の運転資金に充当する予定です。</p>
		<p>(6) 当社は平成18年4月28日開催の取締役会にて、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債を下記のとおり発行することを決議しました。 その内容は次のとおりであります。</p> <p>1) 発行する社債 第四回無担保転換社債型新株予約権付社債</p> <p>2) 社債の総額 金1,500億円</p> <p>3) 各社債の金額 金10億円の1種</p> <p>4) 本新株予約権付社債の形式 無記名式とする。なお、本新株予約権付社債は本社債と本新株予約権のうち、一方のみを譲渡することはできない。</p> <p>5) 利率 本社債には利息を付さない。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		<p>6) 発行価格 額面100円につき金100円 ただし、本新株予約権は無償にて発行するものとする。</p> <p>7) 償還価格 額面100円につき金100円</p> <p>8) 当初転換価格 694.1円 なお、転換価格は東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格により修正されます。</p> <p>9) 上限転換価格 2,047.5円</p> <p>10) 下限転換価格 341.3円</p> <p>11) 新株予約権の行使請求期間 平成18年7月1日から平成20年5月22日</p> <p>12) 償還の方法 イ. 満期償還 ロ. 当社の選択による繰上償還 ハ. 社債権者の選択による繰上償還 ニ. 買入消却</p> <p>13) 払込期日 平成18年5月25日</p> <p>14) 社債の発行日 平成18年5月25日</p> <p>15) 償還期限 平成20年5月23日</p> <p>16) 発行場所 日本国</p> <p>17) 募集の方法 Nomura Securities (Bermuda) Ltd. に対する第三者割当の方法による。</p> <p>18) 物上担保・保証の有無 無担保・無保証</p> <p>19) 商法その他の法令または規則の改正に伴う取扱い 本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議日以後、株券の発行または新株予約権付社債に関連する商法その他の日本の法令または規則につき改正（会社法の施行を含む。）が行われた場合には、当該改正後の商法その他の日本の法令または規則の規定および本新株予約権付社債の社債要項の主旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と判断する方法により、本新株予約権付社債の社債要項の読替えその他の必要な措置を講ずることができる。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		20) 資金の使途 当社が発行した第二回Ⅰ種優先株式、第三回Ⅰ種優先株式、第四回Ⅰ種優先株式、第一回Ⅱ種優先株式、第一回Ⅳ種優先株式、第一回Ⅴ種優先株式、第二回Ⅴ種優先株式の買入れ資金の一部に充当する予定ですが、具体的な支出までの間、当社の運転資金に充当する予定です。
	当社は平成18年9月29日の社債の発行枠設定にかかわる取締役会決議に基づき、平成18年12月1日に下記内容の無担保普通社債を発行しました。 第10回無担保普通社債 1) 社債の総額 金200億円 2) 各社債の金額 金1億円の1種 3) 発行価額の総額 金200億円 4) 発行価格 額面100円につき金100円 5) 利率 年2.38% 6) 利払日 毎年6月1日および12月1日 7) 償還の方法 イ. 満期償還 ロ. 買入消却 8) 払込期日 平成18年12月1日 9) 社債の発行日 平成18年12月1日 10) 償還期限 平成23年12月1日 11) 発行場所 日本国 12) 募集の方法 一般募集 13) 物上担保・無担保保証の有無 14) 資金の使途 運転資金等	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)				当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		旧双日ホールディングス 株式会社		旧双日株式会社		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)									
I 流動資産									
1 現金及び預金	※2	1,080		282,714		452,848		280,992	
2 受取手形	※5	—		35,343		28,884		34,454	
3 売掛金	※2	—		182,247		192,261		181,274	
4 有価証券		—		400		399		399	
5 たな卸資産	※2	—		99,067		134,266		109,172	
6 前渡金		—		13,211		26,582		15,712	
7 繰延税金資産		—		1,062		1,841		3,090	
8 短期貸付金	※2	152,250		108,518		84,833		110,420	
9 未収入金		5,198		—		45,611		46,255	
10 その他		993		61,953		13,617		19,021	
11 貸倒引当金		—		△ 2,464		△ 2,838		△ 2,954	
流動資産合計		159,523	36.51	782,054	42.66	978,309	49.60	797,840	44.07
II 固定資産									
1 有形固定資産	※1,2	23		16,146		8,929		8,680	
2 無形固定資産		58		6,013		10,288		5,473	
3 投資その他の資産									
(1) 投資有価証券	※2	271,349		796,184		796,203		835,416	
(2) 長期貸付金	※2	4,500		106,073		56,472		52,396	
(3) 固定化営業債権		—		266,927		196,291		197,544	
(4) 繰延税金資産		—		34,297		22,059		10,938	
(5) その他		230		47,330		46,015		45,819	
(6) 貸倒引当金		—		△ 221,994		△ 144,194		△ 144,874	
投資その他の資産計		276,080		1,028,818		972,848		997,240	
固定資産合計		276,161	63.21	1,050,978	57.33	992,066	50.30	1,011,395	55.87
III 繰延資産		1,209	0.28	181	0.01	2,001	0.10	1,024	0.06
資産合計		436,894	100.00	1,833,214	100.00	1,972,378	100.00	1,810,259	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)				当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		旧双日ホールディングス 株式会社		旧双日株式会社		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)									
I 流動負債									
1 支払手形	※5	—		56,066		24,441		34,680	
2 買掛金		—		143,841		151,278		149,108	
3 短期借入金	※2	—		681,349		401,332		470,473	
4 コマーシャル ペーパー		—		83,800		21,900		29,200	
5 社債(1年内償還)		26,000		5,000		—		—	
6 未払金		4,815		—		14,517		14,111	
7 未払費用		390		—		3,377		3,353	
8 賞与引当金		—		1,724		2,636		1,796	
9 その他	※2	91		83,354		62,370		85,607	
流動負債合計		31,298	7.16	1,055,137	57.56	681,853	34.57	788,331	43.55
II 固定負債									
1 社債		65,000		500		330,500		95,500	
2 長期借入金	※2	—		372,892		391,264		453,951	
3 退職給付引当金		—		20,150		15,967		17,999	
4 その他		—		12,512		9,921		12,060	
固定負債合計		65,000	14.88	406,055	22.15	747,653	37.91	579,510	32.01
負債合計		96,298	22.04	1,461,193	79.71	1,429,506	72.48	1,367,842	75.56
(資本の部)									
I 資本金		130,049	29.77	292,184	15.93	—	—	130,549	7.21
II 資本剰余金									
1 資本準備金		29,950		40,250		—	—	91,676	
2 その他資本剰余金		180,304		—		—	—	136,304	
資本剰余金合計		210,254	48.12	40,250	2.20	—	—	227,981	12.59
III 利益剰余金									
1 中間(当期)未処分 利益		357		3,774		—	—	20,583	
利益剰余金合計		357	0.08	3,774	0.21	—	—	20,583	1.14
IV その他有価証券評価 差額金		—	—	35,811	1.95	—	—	63,387	3.50
V 自己株式		△ 65	△0.01	—	—	—	—	△ 84	△0.00
資本合計		340,596	77.96	372,020	20.29	—	—	442,417	24.44
負債資本合計		436,894	100.00	1,833,214	100.00	—	—	1,810,259	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)				当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		旧双日ホールディングス 株式会社		旧双日株式会社		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)									
I 株主資本									
1 資本金		—	—	—	—	60,127	3.05	—	—
2 資本剰余金									
(1) 資本準備金		—	—	—	—	52,372		—	—
(2) その他資本剰余金		—	—	—	—	346,030		—	—
資本剰余金合計		—	—	—	—	398,403	20.20	—	—
3 利益剰余金									
(1) その他利益剰余金									
繰越利益剰余金		—	—	—	—	30,457		—	—
利益剰余金合計		—	—	—	—	30,457	1.54	—	—
4 自己株式		—	—	—	—	△ 90	△0.00	—	—
株主資本合計		—	—	—	—	488,897	24.79	—	—
II 評価・換算差額等									
1 その他有価証券 評価差額金		—	—	—	—	52,962	2.68	—	—
2 繰延ヘッジ損益		—	—	—	—	1,011	0.05	—	—
評価・換算差額等 合計		—	—	—	—	53,973	2.73	—	—
純資産合計		—	—	—	—	542,871	27.52	—	—
負債純資産合計		—	—	—	—	1,972,378	100.00	—	—

【中間損益計算書】

区分	注記番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)				当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			
		旧双日ホールディングス 株式会社		旧双日株式会社		金額(百万円)		百分比 (%)		金額(百万円)		百分比 (%)	
売上高					1,225,940	100.00		1,326,917	100.00		1,328,787	100.00	
売上原価	1				1,197,707	97.70		1,299,628	97.94		1,301,278	97.93	
売上総利益					28,232	2.30		27,289	2.06		27,508	2.07	
営業収益													
経営指導料		1,335	100.00							1,335	0.10		
営業総利益								27,289	2.06		28,844	2.17	
営業費用													
一般管理費	1	873	65.47										
販売費及び 一般管理費	1				25,041	2.04		24,200	1.83		26,227	1.97	
営業利益		461	34.53		3,191	0.26		3,088	0.23		2,616	0.20	
営業外収益													
1 受取利息		1,223			5,958			5,235			6,564		
2 受取配当金					10,733			19,008			26,486		
3 その他		35	1,258	94.23	7,577	24,268	1.98	8,582	32,826	2.47	6,588	39,639	2.98
営業外費用													
1 支払利息		618			15,255			14,415			16,370		
2 新株発行費 償却		341											
3 コマーシャル ペーパー利息					1,292			58			279		
4 その他		158	1,118	83.67	7,993	24,541	2.00	4,117	18,591	1.39	5,838	22,488	1.69
経常利益		602	45.09		2,918	0.24		17,323	1.31		19,767	1.49	
特別利益	2				7,252	0.59		3,271	0.25		5,327	0.40	
特別損失	3,4		10	0.82		8,323	0.68		15,698	1.19		9,019	0.68
税引前中間 (当期)純利益			591	44.27		1,847	0.15		4,896	0.37		16,075	1.21
法人税、住民 税及び事業税		227			4,078			1,646			2,954		
法人税等 調整額		6	234	17.53	2,151	1,926	0.16	3,329	4,976	0.37	2,220	733	0.05
中間(当期) 純利益			357	26.74		3,774	0.31		9,873	0.74		16,808	1.26
前期繰越損失			55,818									55,818	
減資による繰 越損失填補額			55,818									55,818	
合併による未 処分利益受入 れ額												3,774	
中間(当期) 未処分利益			357			3,774						20,583	

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	130,549	91,676	136,304	227,981	20,583	20,583	△84	379,029
中間会計期間中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	50,127	49,872		49,872				100,000
資本金からその他資本 剰余金への振替	△120,549		120,549	120,549				—
資本準備金からその他 資本剰余金への振替		△89,176	89,176	—				—
中間純利益					9,873	9,873		9,873
自己株式の取得							△5	△5
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)								
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)	△70,422	△39,303	209,726	170,422	9,873	9,873	△5	109,867
平成18年9月30日残高 (百万円)	60,127	52,372	346,030	398,403	30,457	30,457	△90	488,897

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	63,387	—	63,387	442,417
中間会計期間中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				100,000
資本金からその他資本 剰余金への振替				—
資本準備金からその他 資本剰余金への振替				—
中間純利益				9,873
自己株式の取得				△5
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)	△10,425	1,011	△9,413	△9,413
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)	△10,425	1,011	△9,413	100,454
平成18年9月30日残高 (百万円)	52,962	1,011	53,973	542,871

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		
<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>子会社株式</p> <p>移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券 時価法によっております。売却原価は主として移動平均法により算出しております。</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>子会社株式および関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>売買目的有価証券 同左</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>子会社株式および関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>売買目的有価証券 同左</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>子会社株式および関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		
2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法によっております。	(2) デリバティブ 時価法によっております。 (3) 運用目的の金銭の信託 時価法によっております。 (4) たな卸資産 個別法または移動平均法による原価法によっております。 2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。但し平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 (含む賃貸用固定資産) 3～65年 機械及び車両運搬具 2～17年 器具及び備品 2～20年	(2) デリバティブ 同左 (3) 運用目的の金銭の信託 同左 (4) たな卸資産の評価基準及び評価方法 同左 2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 2～65年 機械及び車両運搬具 2～17年 器具及び備品 2～20年	(2) デリバティブ 同左 (3) 運用目的の金銭の信託 同左 (4) たな卸資産の評価基準及び評価方法 同左 2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 同左
(2) 無形固定資産 定額法によっております。尚、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
	3 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	3 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左	3 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		
	<p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えて、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払に備えて、役員賞与支給見込額を計上することとしております。なお、当中間会計期間末においては計上しておりません。</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(追加情報) 当社は、退職金制度として確定拠出年金制度及び前払退職金制度を採用していましたが、平成18年4月1日より確定拠出年金制度及び退職一時金制度または前払退職金制度を採用することに変更致しました。この制度変更による平成18年度以降の損益への影響は軽微であります。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>(追加情報) 当社は、事業子会社である旧双日株式会社を合併したことにより、退職給付制度として確定拠出年金制度及び前払退職金制度を採用していましたが、平成18年4月1日より確定拠出年金制度及び退職一時金制度または前払退職金制度を採用することに変更致しました。この制度変更による平成18年度以降の損益への影響は軽微であります。</p>
	<p>4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p>	<p>4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		
3 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	5 リース取引の処理方法 同左 6 ヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。 なお、振当処理の要件を満たしている為替予約、通貨スワップ及び通貨オプションについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 外貨建取引の為替変動リスクに対して為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引を、借入金、貸付金、利付債券等の金利変動リスクに対して金利スワップ取引、金利キャップ取引、金利オプション取引を、貴金属、穀物、石油等の商品価格変動リスクに対しては商品先物取引、商品先渡取引等をヘッジ手段として用いております。 ③ ヘッジ方針 当社の事業活動に伴って発生する通貨、金利、有価証券、商品の相場変動リスクを回避するため、社内管理規程に基づき、主としてデリバティブ取引によりリスクをヘッジしております。	5 リース取引の処理方法 同左 6 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左	5 リース取引の処理方法 同左 6 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		
<p>4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 繰延資産の処理方法 創立費、新株発行費については、3年間で每期均等償却しております。</p> <p>社債発行費については、社債の償還期限または商法施行規則に規定する最長期間(3年)のいずれか短い期間で每期均等償却しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(3) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 繰延資産の処理方法 新株発行費は、3年間で均等償却しております。</p> <p>社債発行費は、社債の償還期限又は商法施行規則に規定する最長期間(3年間)のいずれか短い期間で均等償却しております。</p> <p>(2) 大型不動産開発事業に係る支払利息の会計処理 大型不動産開発事業(総投資額が20億円以上かつ開発期間が1年超のもの)に係る正常な開発期間中の支払利息は取得原価に算入しております。</p> <p>(3) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(4) 連結納税制度の適用 同左</p>	<p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 繰延資産の処理方法 株式交付費は、3年間で均等償却しております。</p> <p>社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。なお、平成18年3月31日以前に発行した社債に係る社債発行費は、社債の償還期限または3年間のいずれか短い期間で均等償却しております。</p> <p>(2) 大型不動産開発事業に係る支払利息の取得原価への算入 同左</p> <p>(3) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(4) 連結納税制度の適用 同左</p>	<p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 繰延資産の処理方法 創立費、新株発行費については、3年間で每期均等償却しております。</p> <p>社債発行費については、社債の償還期限または商法施行規則に規定する最長期間(3年)のいずれか短い期間で每期均等償却しております。</p> <p>(2) 大型不動産開発事業に係る支払利息の取得原価への算入 同左</p> <p>(3) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(4) 連結納税制度の適用 同左</p>

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	—————	—————
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。 これによる当中間会計期間の損益に与える影響はありません。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより税引前中間純利益は40百万円減少しております。なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。</p>	—————	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより税引前当期純利益は22百万円減少しております。なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。</p>
—————	—————	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)ならびに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。 これまでの資本の部の合計</p>	—————

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		
		に相当する金額は、541,860百万円であります。なお、当中間会計期間末における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	
—————	—————	(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当中間会計期間より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。	—————
—————	—————	(役員賞与に関する会計基準) 当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。	—————
—————	—————	(企業結合会計に係る会計基準等) 当中間会計期間より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。	—————

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
旧双日ホールディングス株式会社	旧双日株式会社	
	<p>(中間貸借対照表)</p> <p>「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第97号)が、平成16年6月9日に公布され、平成16年12月1日より適用となり、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号)が平成17年2月15日付で改正されたことに伴い、当中間会計期間から投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)を従来の投資その他の資産の「その他」より「投資有価証券」に表示を変更しております。なお、当中間会計期間末の「投資有価証券」に含まれる当該出資の額は、11,307百万円であります。</p>	
		<p>(中間損益計算書)</p> <p>平成17年10月1日付で事業子会社であった旧双日株式会社を合併したことにより、科目名称の統一など中間財務諸表の表示を見直した結果、当中間会計期間より下記のとおり表示方法の変更を行いました。</p> <p>(1) 従来、区分掲記しておりました「営業費用」は、合併による見直しの結果、「販売費及び一般管理費」として表示する事と致しました。</p> <p>(2) 従来、区分掲記しておりました「新株発行費償却」は、合併により営業外費用の総額の100分の10以下となったため営業外費用の「その他」に含めて表示しております。当中間会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる当該金額は315百万円であります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		
※1 有形固定資産減価償却累計額 9百万円	※1 有形固定資産減価償却累計額 8,011百万円	※1 有形固定資産減価償却累計額 4,605百万円	※1 有形固定資産減価償却累計額 4,629百万円
※2 _____	※2 担保差入資産 百万円	※2 担保差入資産 百万円	※2 担保差入資産 百万円
	現金及び預金 10,080	現金及び預金 178	現金及び預金 10,078
	売掛金 2,440	売掛金 1,581	売掛金 2,053
	たな卸資産 11,509	たな卸資産 13,971	商品 16,823
	短期貸付金 1,573	短期貸付金 2,311	短期貸付金 2,155
	有形固定資産 4,078	有形固定資産 4,004	有形固定資産 4,026
	投資有価証券 148,832	投資有価証券 183,145	投資有価証券 191,141
	長期貸付金 17,490	長期貸付金 11,417	長期貸付金 14,338
	計 195,755	計 216,610	計 240,618
	同上見合債務額	同上見合債務額	同上見合債務額
	預り金 11,509	預り金 13,971	預り金 16,823
	長期借入金(1年以内返済分を含む) 31,555	長期借入金(1年以内返済分を含む) 23,548	長期借入金(1年以内返済分を含む) 25,910
3 _____	3 偶発債務 保証債務 (1) 取引先の銀行借入等に対する保証 百万円	3 偶発債務 保証債務 (1) 取引先の銀行借入等に対する保証 百万円	3 偶発債務 保証債務 (1) 取引先の銀行借入等に対する保証 百万円
	双日ホールディングス 90,000	エルエヌジージャパン 8,857	SOJITZ AIRCRAFT LEASING 17,450
	SOJITZ AIRCRAFT LEASING 13,673	SOJITZ PETROLEUM CO. (SINGAPORE) PTE LTD. 8,583	AQUARIUS FINANCE 11,014
	AQUARIUS FINANCE 10,546	SOJITZ AIRCRAFT LEASING 6,611	SOJITZ PETROLEUM CO. (SINGAPORE) PTE LTD. 8,035
	SUNROCK AIRCRAFT CORP. LTD. 8,437	AQUARIUS FINANCE 6,407	双日ケミカル 8,003
	P. T. CHADRA ASRI 7,542	SOJITZ ENERGY PROJECT LTD. 5,875	双日エネルギー 6,325
	その他(163件) 152,862	その他(150件) 101,720	その他(157件) 122,432
	計 283,062	計 138,055	計 173,261
	上記には、保証予約等の保証類似行為による58,265百万円を含めております。	上記には、保証予約等の保証類似行為による42,668百万円を含めております。	上記には、保証予約等の保証類似行為による57,137百万円を含めております。

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		
	(2) 海外現地法人の銀行 借入等に対する保証 百万円	(2) 海外現地法人の銀行 借入等に対する保証 百万円	(2) 海外現地法人の銀行 借入等に対する保証 百万円
	双日英国会社 62,266	双日米国会社 47,916	双日米国会社 34,659
	双日米国会社 49,264	双日香港会社 28,384	双日香港会社 31,298
	双日香港会社 36,845	双日アジア会社 26,566	双日アジア会社 27,007
	双日アジア会社 27,844	双日英国会社 14,282	双日英国会社 26,437
	双日欧州会社 6,216	双日タイ会社 8,302	双日タイ会社 7,990
	その他(6社) 12,138	その他(5社) 11,240	その他(6社) 11,683
	合計 194,575	合計 136,692	合計 139,075
	上記には、保証予約等の保 証類似行為による118,595 百万円を含めております。	上記には、保証予約等の保 証類似行為による55,241 百万円を含めております。	上記には、保証予約等の保 証類似行為による82,339 百万円を含めております。
	保証債務合計 477,638	保証債務合計 274,748	保証債務合計 312,337
	(注) 連帯保証等において 当社の負担額が特定 されているものにつ いては、当社の負担 額を記載してありま す。	(注) 連帯保証等において 当社の負担額が特定 されているものにつ いては、当社の負担 額を記載してありま す。	(注) 連帯保証等において 当社の負担額が特定 されているものにつ いては、当社の負担 額を記載してありま す。
	上記(1)、(2)の内外貨建の もの US\$ 1,916,828千単位]254,473 その他の外貨 百万円	上記(1)、(2)の内外貨建の もの US\$ 1,478,570千単位]208,176 その他の外貨 百万円	上記(1)、(2)の内外貨建の もの US\$ 1,605,159千単位]221,834 その他の外貨 百万円
4	4 輸出手形割引高 22,268百万円	4 輸出手形割引高 20,816百万円	4 輸出手形割引高 20,484百万円 (内、関係会社輸出手形 割引高は、1,423百万円)
	(注) 輸出手形割引高に含 まれる輸出貿易信用 状取引における銀行 間決済未済の銀行買 取残高は7,944百万 円であります。	(注) 輸出手形割引高に含 まれる輸出貿易信用 状取引における銀行 間決済未済の銀行買 取残高は10,101百万 円であります。	(注) 輸出手形割引高に含 まれる輸出貿易信用 状取引における銀行 間決済未済の銀行買 取残高は11,055百万 円であります。
※5	※5	※5 中間期末日満期手形 の会計処理につい ては、手形交換日をも って決済処理してあり ます。なお、当中間会 計期間の末日が金融機 関の休日であったため 、次の中間期末日満期 手形が、中間会計期間 末残高に含まれてあり ます。 受取手形 2,364百万円 支払手形 1,797百万円	※5

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)																																										
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社																																												
<p>(追加情報)</p> <p>自己株式の取得</p> <p>当社は本年6月28日開催の当社定時株主総会にて承認可決され、当社第一回I種優先株式の取得枠を設定しておりますが、平成17年7月27日開催の取締役会決議に基づき、平成17年8月5日に当社第一回I種優先株式の売買契約を締結いたしました。</p> <p>その内容は次のとおりであります。</p> <p>1. 株式の種類 当社第一回I種優先株式</p> <p>2. 株式の買入価格 1株当たり2,200円(発行価格2,000円に対する割合 110%)</p> <p>3. 株式の買入価格の総額 440億円</p> <p>4. 買い入れる株式の総数 20,000,000株</p> <p>5. 買い入れる相手方、買入株式数および買入価格の総額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>買入株式数</th> <th>買入価格の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社UFJ銀行</td> <td>15,000,000株</td> <td>33,000,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社東京三菱銀行</td> <td>3,500,000株</td> <td>7,700,000,000円</td> </tr> <tr> <td>三菱信託銀行株式会社</td> <td>1,000,000株</td> <td>2,200,000,000円</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>500,000株</td> <td>1,100,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20,000,000株</td> <td>44,000,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 三菱信託銀行株式会社は平成17年10月1日付にてUFJ信託銀行株式会社と合併し、三菱UFJ信託銀行株式会社となっております。</p> <p>6. 受渡期日 平成18年1月13日</p>		相手方	買入株式数	買入価格の総額	株式会社UFJ銀行	15,000,000株	33,000,000,000円	株式会社東京三菱銀行	3,500,000株	7,700,000,000円	三菱信託銀行株式会社	1,000,000株	2,200,000,000円	農林中央金庫	500,000株	1,100,000,000円	合計	20,000,000株	44,000,000,000円	<p>(追加情報)</p> <p>自己株式の取得</p> <p>当社は平成18年6月27日開催の当社定時株主総会にて承認可決され、当社第二回I種優先株式、第三回I種優先株式、第四回I種優先株式及び第一回II種優先株式の取得枠を設定し、また、同定時株主総会にて承認可決された定款変更により当社第一回II種優先株式、第一回IV種優先株式、第一回V種優先株式及び第二回V種優先株式に取得条件を追加しておりますが、平成18年4月28日開催の取締役会決議に基づき、平成18年4月28日に以下の当社優先株式の取得に関する契約書を締結いたしました。</p> <p>その内容は次のとおりであります。</p> <p>1. 株式の種類</p> <p>当社第二回I種優先株式 当社第三回I種優先株式 当社第四回I種優先株式 当社第一回II種優先株式 当社第一回IV種優先株式 当社第一回V種優先株式 当社第二回V種優先株式</p> <p>2. 株式の取得価額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>1株当たりの取得価額</th> <th>発行価額および発行価額に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二回I種優先株式</td> <td>2,160円</td> <td>2,000円 108%</td> </tr> <tr> <td>第三回I種優先株式</td> <td>2,120円</td> <td>2,000円 106%</td> </tr> <tr> <td>第四回I種優先株式</td> <td>2,080円</td> <td>2,000円 104%</td> </tr> <tr> <td>第一回II種優先株式</td> <td>2,040円</td> <td>2,000円 102%</td> </tr> <tr> <td>第一回IV種優先株式</td> <td>2,300円</td> <td>10,000円 23%</td> </tr> <tr> <td>第一回V種優先株式</td> <td>5,160円</td> <td>12,000円 43%</td> </tr> <tr> <td>第二回V種優先株式</td> <td>10,000円</td> <td>10,000円 100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。</p>	種類	1株当たりの取得価額	発行価額および発行価額に対する割合	第二回I種優先株式	2,160円	2,000円 108%	第三回I種優先株式	2,120円	2,000円 106%	第四回I種優先株式	2,080円	2,000円 104%	第一回II種優先株式	2,040円	2,000円 102%	第一回IV種優先株式	2,300円	10,000円 23%	第一回V種優先株式	5,160円	12,000円 43%	第二回V種優先株式	10,000円	10,000円 100%	
相手方	買入株式数	買入価格の総額																																											
株式会社UFJ銀行	15,000,000株	33,000,000,000円																																											
株式会社東京三菱銀行	3,500,000株	7,700,000,000円																																											
三菱信託銀行株式会社	1,000,000株	2,200,000,000円																																											
農林中央金庫	500,000株	1,100,000,000円																																											
合計	20,000,000株	44,000,000,000円																																											
種類	1株当たりの取得価額	発行価額および発行価額に対する割合																																											
第二回I種優先株式	2,160円	2,000円 108%																																											
第三回I種優先株式	2,120円	2,000円 106%																																											
第四回I種優先株式	2,080円	2,000円 104%																																											
第一回II種優先株式	2,040円	2,000円 102%																																											
第一回IV種優先株式	2,300円	10,000円 23%																																											
第一回V種優先株式	5,160円	12,000円 43%																																											
第二回V種優先株式	10,000円	10,000円 100%																																											

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)																																																																
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社																																																																		
		<p>3. 株式の取得価額の総額</p> <table border="0"> <tr><td>第二回 I 種優先株式</td><td>568億8百万円</td></tr> <tr><td>第三回 I 種優先株式</td><td>557億56百万円</td></tr> <tr><td>第四回 I 種優先株式</td><td>547億4百万円</td></tr> <tr><td>第一回 II 種優先株式</td><td>536億52百万円</td></tr> <tr><td>第一回 IV 種優先株式</td><td>458億85百万円</td></tr> <tr><td>第一回 V 種優先株式</td><td>561億15百万円</td></tr> <tr><td>第二回 V 種優先株式</td><td>200億円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,429億20百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は3,541億28百万円となります。</p> <p>4. 取得する株式の総数</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>取得株式数</th> <th>発行済株式総数に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第二回 I 種優先株式</td><td>26,300,000株</td><td>100%</td></tr> <tr><td>第三回 I 種優先株式</td><td>26,300,000株</td><td>100%</td></tr> <tr><td>第四回 I 種優先株式</td><td>26,300,000株</td><td>100%</td></tr> <tr><td>第一回 II 種優先株式</td><td>26,300,000株</td><td>100%</td></tr> <tr><td>第一回 IV 種優先株式</td><td>19,950,000株</td><td>100%</td></tr> <tr><td>第一回 V 種優先株式</td><td>10,875,000株</td><td>100%</td></tr> <tr><td>第二回 V 種優先株式</td><td>2,000,000株</td><td>100%</td></tr> <tr><td>合計</td><td>138,025,000株</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>5. 取得する相手方、取得株式数および取得価額の総額</p> <p>第二回 I 種優先株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>18,500,000株</td> <td>39,960,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>4,500,000株</td> <td>9,720,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社りそな銀行</td> <td>1,800,000株</td> <td>3,888,000,000円</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ信託銀行株式会社</td> <td>1,000,000株</td> <td>2,160,000,000円</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>500,000株</td> <td>1,080,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,300,000株</td> <td>56,808,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	第二回 I 種優先株式	568億8百万円	第三回 I 種優先株式	557億56百万円	第四回 I 種優先株式	547億4百万円	第一回 II 種優先株式	536億52百万円	第一回 IV 種優先株式	458億85百万円	第一回 V 種優先株式	561億15百万円	第二回 V 種優先株式	200億円	合計	3,429億20百万円	種類	取得株式数	発行済株式総数に対する割合	第二回 I 種優先株式	26,300,000株	100%	第三回 I 種優先株式	26,300,000株	100%	第四回 I 種優先株式	26,300,000株	100%	第一回 II 種優先株式	26,300,000株	100%	第一回 IV 種優先株式	19,950,000株	100%	第一回 V 種優先株式	10,875,000株	100%	第二回 V 種優先株式	2,000,000株	100%	合計	138,025,000株		相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	39,960,000,000円	株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,720,000,000円	株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,888,000,000円	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,160,000,000円	農林中央金庫	500,000株	1,080,000,000円	合計	26,300,000株	56,808,000,000円	
第二回 I 種優先株式	568億8百万円																																																																		
第三回 I 種優先株式	557億56百万円																																																																		
第四回 I 種優先株式	547億4百万円																																																																		
第一回 II 種優先株式	536億52百万円																																																																		
第一回 IV 種優先株式	458億85百万円																																																																		
第一回 V 種優先株式	561億15百万円																																																																		
第二回 V 種優先株式	200億円																																																																		
合計	3,429億20百万円																																																																		
種類	取得株式数	発行済株式総数に対する割合																																																																	
第二回 I 種優先株式	26,300,000株	100%																																																																	
第三回 I 種優先株式	26,300,000株	100%																																																																	
第四回 I 種優先株式	26,300,000株	100%																																																																	
第一回 II 種優先株式	26,300,000株	100%																																																																	
第一回 IV 種優先株式	19,950,000株	100%																																																																	
第一回 V 種優先株式	10,875,000株	100%																																																																	
第二回 V 種優先株式	2,000,000株	100%																																																																	
合計	138,025,000株																																																																		
相手方	取得株式数	取得価額の総額																																																																	
株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	39,960,000,000円																																																																	
株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,720,000,000円																																																																	
株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,888,000,000円																																																																	
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,160,000,000円																																																																	
農林中央金庫	500,000株	1,080,000,000円																																																																	
合計	26,300,000株	56,808,000,000円																																																																	

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)																																										
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社																																												
		<p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は578億60百万円となります。</p> <p>第三回I種優先株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>18,500,000株</td> <td>39,220,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>4,500,000株</td> <td>9,540,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社りそな銀行</td> <td>1,800,000株</td> <td>3,816,000,000円</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ信託銀行株式会社</td> <td>1,000,000株</td> <td>2,120,000,000円</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>500,000株</td> <td>1,060,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,300,000株</td> <td>55,756,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は568億8百万円となります。</p> <p>第四回I種優先株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>18,500,000株</td> <td>38,480,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>4,500,000株</td> <td>9,360,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社りそな銀行</td> <td>1,800,000株</td> <td>3,744,000,000円</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ信託銀行株式会社</td> <td>1,000,000株</td> <td>2,080,000,000円</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>500,000株</td> <td>1,040,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,300,000株</td> <td>54,704,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	39,220,000,000円	株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,540,000,000円	株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,816,000,000円	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,120,000,000円	農林中央金庫	500,000株	1,060,000,000円	合計	26,300,000株	55,756,000,000円	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	38,480,000,000円	株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,360,000,000円	株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,744,000,000円	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,080,000,000円	農林中央金庫	500,000株	1,040,000,000円	合計	26,300,000株	54,704,000,000円	
相手方	取得株式数	取得価額の総額																																											
株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	39,220,000,000円																																											
株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,540,000,000円																																											
株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,816,000,000円																																											
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,120,000,000円																																											
農林中央金庫	500,000株	1,060,000,000円																																											
合計	26,300,000株	55,756,000,000円																																											
相手方	取得株式数	取得価額の総額																																											
株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	38,480,000,000円																																											
株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,360,000,000円																																											
株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,744,000,000円																																											
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,080,000,000円																																											
農林中央金庫	500,000株	1,040,000,000円																																											
合計	26,300,000株	54,704,000,000円																																											

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)																											
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社																													
		<p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は557億56百万円となります。</p> <p>第一回Ⅱ種優先株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>18,500,000株</td> <td>37,740,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>4,500,000株</td> <td>9,180,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社りそな銀行</td> <td>1,800,000株</td> <td>3,672,000,000円</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ信託銀行株式会社</td> <td>1,000,000株</td> <td>2,040,000,000円</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>500,000株</td> <td>1,020,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,300,000株</td> <td>53,652,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は547億4百万円となります。</p> <p>第一回Ⅳ種優先株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>19,950,000株</td> <td>45,885,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は498億75百万円となります。</p>	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	37,740,000,000円	株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,180,000,000円	株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,672,000,000円	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,040,000,000円	農林中央金庫	500,000株	1,020,000,000円	合計	26,300,000株	53,652,000,000円	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	19,950,000株	45,885,000,000円	
相手方	取得株式数	取得価額の総額																												
株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	37,740,000,000円																												
株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,180,000,000円																												
株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,672,000,000円																												
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,040,000,000円																												
農林中央金庫	500,000株	1,020,000,000円																												
合計	26,300,000株	53,652,000,000円																												
相手方	取得株式数	取得価額の総額																												
株式会社三菱東京UFJ銀行	19,950,000株	45,885,000,000円																												

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)																		
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社																				
		第一回V種優先株式 <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱 東京UFJ銀行</td> <td>10,875,000株</td> <td>56,115,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は587億25百万円となります。</p> 第二回V種優先株式 <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱 東京UFJ銀行</td> <td>1,000,000株</td> <td>10,000,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほ コーポレート銀行</td> <td>1,000,000株</td> <td>10,000,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,000,000株</td> <td>20,000,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は204億円となります。</p> <p>6. 取得日 平成19年3月30日、平成19年4月1日から平成19年6月に開催される定時株主総会の開催日の前日までの間の日で当社が別に定める日(追加取得日)、平成19年9月28日および平成20年3月31日。</p>	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱 東京UFJ銀行	10,875,000株	56,115,000,000円	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱 東京UFJ銀行	1,000,000株	10,000,000,000円	株式会社みずほ コーポレート銀行	1,000,000株	10,000,000,000円	合計	2,000,000株	20,000,000,000円	
相手方	取得株式数	取得価額の総額																			
株式会社三菱 東京UFJ銀行	10,875,000株	56,115,000,000円																			
相手方	取得株式数	取得価額の総額																			
株式会社三菱 東京UFJ銀行	1,000,000株	10,000,000,000円																			
株式会社みずほ コーポレート銀行	1,000,000株	10,000,000,000円																			
合計	2,000,000株	20,000,000,000円																			

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		
—————	—————	<p>7. 各取得日の合計取得額 直前の取得日の取得にか かかる取締役会決議の 日（初回の取得日の場 合、第三回及び第四回 無担保転換社債型新株 予約権付社債（以下 「CB」）の発行日）か ら当該取得日の取得に かかる取締役会の前日 までに転換されたCB転 換総額。 前記にかかわらず当社 の裁量によりこれを上 回る額をもって合計取 得額として定める場合 などこれを上回ること ができる。</p> <p>8. 取得順位 第二回Ⅰ種、第三回Ⅰ 種、第四回Ⅰ種、第一 回Ⅱ種、第二回Ⅴ種、 第一回Ⅳ種、第一回Ⅴ 種の順</p> <p>9. 取得方法 ・Ⅰ種／Ⅱ種優先株式 平成19年3月30日の取 得日および追加取得日 においては、平成18年 6月27日開催の定時株 主総会にて承認決議さ れた「自己株式取得枠 設定」に基づき、商法 に規定する必要な手続 を経て取得する。平成 19年3月30日の取得日 および追加取得日にお ける取得の後もⅠ種、 Ⅱ種優先株式が残存す る場合は、当社は平成 18年6月27日開催の定 時株主総会の直後の定 時株主総会またはその</p>	—————

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		
—————	—————	<p>他の株主総会にて「自己株式取得枠設定」の決議を行うものとし、平成19年9月28日および平成20年3月31日の取得日においては、当該決議に基づき、会社法に規定する必要な手続を経て取得する。</p> <p>・IV種/V種優先株式 これら優先株式について定款変更によって付された取得条項に基づき、会社法に規定する必要な手続を経て取得する。</p> <p>10. 停止条件 本契約に基づく当社による優先株式の取得は、①平成18年4月28日開催の取締役会にて別途、発行を決議した、Nomura Securities (Bermuda) Ltd. を割当先とする転換社債型新株予約権付社債がすべて発行されること、②平成18年6月27日開催の定時株主総会（以下「本株主総会」）にて当社の発行可能株式数、当社の普通株式の発行可能種類株式総数を増加する当社の定款変更の議案が承認され、会社法上必要な種類株主総会の決議がなされること、③本株主総会にて資本および資本準備金の減少に係る各議案が承認され、資本減少および資本準備金の減少の効力が発生すること、④本株主総会にて取得の対象となるI種、II種優先株式に係る「自己株式取得枠設定」の議案</p>	—————

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		
		<p>が承認されること、⑤平成19年3月30日の取得日および追加取得日（当社がこれを定めた場合）において本契約に従い合意取得対象優先株式の全部が取得されなかった場合における、残存する本優先株式の取得については、本株主総会の直後の定時株主総会またはその他の株主総会にて「自己株式取得枠設定」の議案が承認されること、⑥本株主総会にてIV種、V種優先株式について取得条項を追加する当社の定款変更の議案が承認されることおよび当該種類の株主全員の合意が得られること、その他商法および会社法上優先株式の取得が法的に可能となることを条件とする。</p> <p>11. 譲渡制限 各優先株主は、平成18年4月28日から平成20年3月31日までの間、当社の事前の承諾なく、その保有する優先株式を第三者に譲渡できない。</p> <p>12. 契約期間 平成18年4月28日から下記のうち、いずれか先に到来した日まで。 ①本契約に基づく優先株式全ての取得および決済が終了した日 ②(10)の停止条件が成就しないことが確定した日 ③平成20年3月31日</p>	

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		
1 減価償却実施額	1 減価償却実施額	1 減価償却実施額	1 減価償却実施額
有形固定資産 2百万円	有形固定資産 564百万円	有形固定資産 266百万円	有形固定資産 259百万円
無形固定資産 8百万円	無形固定資産 931百万円	無形固定資産 1,048百万円	無形固定資産 1,301百万円
2	2 特別利益のうち主な もの	2 特別利益のうち主な もの	2 特別利益のうち主な もの
	百万円	百万円	百万円
	貸倒引当金 5,271	有形固定資産 等売却益 4	有形固定資産 等売却益 5
	投資有価証券 売却益 1,839	投資有価証券 売却益 2,222	関係会社株式 売却益 1,167
	過年度償却済 債権取立益 110	出資金売却益 180	投資有価証券 売却益 3,308
	有形固定資産 等売却益 29	貸倒引当金 戻入益 826	出資金売却益 14
	出資金売却益 0	特定海外債権 売却益 30	貸倒引当金 戻入益 212
		過年度償却済 債権取立益 7	特定海外債権 売却益 617
			過年度償却済 債権取立益 2
3 特別損失のうち主な もの	3 特別損失のうち主な もの	3 特別損失のうち主な もの	3 特別損失のうち主な もの
有形固定資産 等除却損 10百万円	百万円	百万円	百万円
	関係会社等 整理・引当損 6,571	有形固定資産 等売却損 0	有形固定資産 等売却損 110
	事業構造改善 損 868	有形固定資産 等除却損 62	有形固定資産 等除却損 110
	投資有価証券 売却損 329	投資有価証券 売却損 16	減損損失 22
	出資金評価損 204	出資金売却損 1	投資有価証券 売却損 111
	有形固定資産 等除却損 195	投資有価証券 評価損 1,846	出資金売却損 1,264
	投資有価証券 評価損 62	関係会社等 整理・引当損 11,043	投資有価証券 評価損 563
	有形固定資産 等売却損 49	抱合せ株式消 滅差損 2,727	関係会社等 整理・引当損 6,122
	減損損失 40		事業構造改善 損 714
	出資金売却損 1		

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																								
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社																										
4	<p>4 減損損失</p> <p>当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位に拠って資産のグループ化を行っております。</p> <p>以下の資産は遊休状態であり、今後の使用見込みもないため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(40百万円)として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国・山東省</td> <td>リンゴ果汁搾取機械</td> <td>機械装置</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>回収可能価額は、他への転用・売却の可能性がないことなどから、備忘価額としています。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	中国・山東省	リンゴ果汁搾取機械	機械装置	40	4	<p>4 減損損失</p> <p>当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位に拠って資産のグループ化を行っております。</p> <p>以下の資産は遊休状態であり、今後の使用見込みもないため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(22百万円)として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県</td> <td>遊休資産</td> <td>器具及び備品等</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>遊休資産</td> <td>建物等</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>ソフトウェア等</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>回収可能価額は、他への転用・売却の可能性がないことなどから、備忘価額としています。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	長野県	遊休資産	器具及び備品等	6	兵庫県	遊休資産	建物等	3	その他		ソフトウェア等	12
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																								
中国・山東省	リンゴ果汁搾取機械	機械装置	40																								
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																								
長野県	遊休資産	器具及び備品等	6																								
兵庫県	遊休資産	建物等	3																								
その他		ソフトウェア等	12																								

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	165,757	10,762		176,519

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 10,762 株

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)				当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)				前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																							
旧双日ホールディングス 株式会社		旧双日株式会社		旧双日ホールディングス 株式会社		旧双日株式会社		旧双日ホールディングス 株式会社		旧双日株式会社																					
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側) リース契約の1件当たりの金額が僅少なため記載しておりません。		1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側) 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額		1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額		1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																									
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																				
機械	1,315	981	333	機械	1,203	1,086	116	機械	1,315	1,091	224																				
器具及び備品	2,000	1,101	898	器具及び備品	1,276	643	632	器具及び備品	1,586	945	640																				
その他	387	137	250	その他	623	235	387	その他	601	204	396																				
合計	3,703	2,221	1,482	合計	3,102	1,965	1,136	合計	3,502	2,240	1,262																				
		<p>なお、取得価額相当額は、有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める未経過リース料中間会計期間末残高の割合が低いため、中間財務諸表等規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっております。</p> <p>2 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>705百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>776</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,482</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、中間財務諸表等規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっております。</p>		1年内	705百万円	1年超	776	合計	1,482	同左		<p>同左</p> <p>未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>475百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>661</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,136</td> </tr> </table> <p>同左</p>		1年内	475百万円	1年超	661	合計	1,136	<p>なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>600百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>661</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,262</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法により算定しております。</p>		1年内	600百万円	1年超	661	合計	1,262				
1年内	705百万円																														
1年超	776																														
合計	1,482																														
1年内	475百万円																														
1年超	661																														
合計	1,136																														
1年内	600百万円																														
1年超	661																														
合計	1,262																														

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)				当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)				前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)			
旧双日ホールディングス 株式会社		旧双日株式会社									
3 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 399百万円 減価償却費 399 相当額 4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (貸主側) 1 リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間会計期間末残高				支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 350百万円 減価償却費 350 相当額 減価償却費相当額の算定方法 同左 (貸主側) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間会計期間末残高				支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 380百万円 減価償却費 380 相当額 減価償却費相当額の算定方法 同左 (貸主側) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高			
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間会計 期間末 残高 (百万円)		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間会計 期間末 残高 (百万円)		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)
機械	439	187	252	機械	435	314	120	機械	439	283	156
器具及び 備品	67	36	31	器具及び 備品	67	58	8	器具及び 備品	67	56	10
ソフト ウェア	186	133	52	ソフト ウェア	186	169	17	ソフト ウェア	186	152	34
合計	694	357	336	合計	689	542	146	合計	694	492	201
2 未経過リース料中間 会計期間末残高相当額 1年内 187百万円 1年超 261 合計 449 なお、未経過リース 料中間会計期間末残高 相当額は、営業債権の 中間会計期間末残高等 に占める未経過リース 料残高及び見積残存価 額の残高の合計額の割 合が低いため、中間財 務諸表等規則第5条の 3において準用する財 務諸表等規則第8条の 6第4項の規定に基づ き、受取利子込み法に よっております。 3 受取リース料及び減 価償却費 受取リース 100百万円 減価償却費 60				未経過リース料中間 会計期間末残高相当額 1年内 125百万円 1年超 119 合計 244 同左 受取リース料及び減 価償却費 受取リース 90百万円 減価償却費 54				未経過リース料期末 残高相当額 1年内 176百万円 1年超 158 合計 335 なお、未経過リース 料期末残高相当額は、 営業債権の期末残高等 に占める未経過リース 料残高及び見積残存価 額の残高の合計額の割 合が低いため、財務諸 表等規則第8条の6第 4項の規定に基づき、 受取利子込み法により 算定しております。 受取リース料及び減 価償却費 受取リース 125百万円 減価償却費 89			

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		
2 オペレーティング・リ ース取引 (借主側) 未経過リース料 1年内 1百万円 1年超 合計 1百万円	2 オペレーティング・リ ース取引 (借主側) 未経過リース料 1年内 64百万円 1年超 876 合計 941 (貸主側) 未経過リース料 1年内 63百万円 1年超 884 合計 947	2 オペレーティング・リ ース取引 (借主側) 未経過リース料 1年内 65百万円 1年超 815 合計 881 (貸主側) 未経過リース料 1年内 63百万円 1年超 821 合計 884	2 オペレーティング・リ ース取引 (借主側) 未経過リース料 1年内 66百万円 1年超 848 合計 914 (貸主側) 未経過リース料 1年内 63百万円 1年超 852 合計 915

(有価証券関係)

旧双日ホールディングス株式会社

前中間会計期間末(平成17年9月30日)

子会社株式及び関連株式で時価のあるものは、ありません。

旧双日株式会社

前中間会計期間末(平成17年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	18,794	12,073	6,721
関連会社株式	2,717	4,537	1,820
合計	21,512	16,611	4,901

当中間会計期間末(平成18年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	18,794	13,216	5,578
関連会社株式	2,128	4,534	2,406
合計	20,922	17,750	3,172

前事業年度末(平成18年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	18,794	15,645	3,149
関連会社株式	1,778	2,666	887
合計	20,573	18,311	2,262

(企業結合等関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

存続会社： 当社 総合商社
被合併会社： 双日都市開発株式会社 総合不動産業

(2) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、双日都市開発株式会社は解散いたしました。

(3) 結合後企業の名称

双日株式会社

(4) 取引の概要(共通支配下の取引)

当社の都市開発部は双日都市開発株式会社と共同でマンション分譲事業等を推進してまいりました。今般、当社はグループ経営のさらなる効率化を図るとともに、当社グループが保有する総合商社機能を一体となって活用することで、業務効率の改善および経費削減を図るために、当該事業を完全に一本化することとし、平成18年8月1日付にて双日都市開発株式会社を吸収合併いたしました。

当社は双日都市開発株式会社の発行済株式の全てを保有していることから、合併に際しては新株式の発行及び資本金の増加は行いません。また、合併交付金の支払は行いません。

2. 実施した会計処理の概要

当該合併は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)における「共通支配下における取引」に該当し、中間財務諸表において4,516百万円の「のれん」を中間貸借対照表に計上するとともに特別損失として、「抱合せ株式消滅差損」2,727百万円を計上しております。

なお、中間連結財務諸表においては、双日都市開発株式会社は、当社の100%連結子会社であり、この合併は企業集団の状況に影響はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		
1株当たり 純資産額 Δ 686円34銭	1 1株当たり純資産額 230円42銭	1株当たり 純資産額 Δ 28円37銭	1株当たり 純資産額 Δ 330円61銭
1株当たり 中間純利益金額 1円24銭	2 1株当たり中間純利益 金額 2円34銭	1株当たり 中間純利益金額 18円93銭	1株当たり 当期純利益金額 48円55銭
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額 1円16銭	なお、潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額につ いては、潜在株式が存在し ないため記載しておりませ ん。	潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額 11円58銭	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 39円39銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
	旧双日ホールディ ングス株式会社	旧双日株式会社		
中間貸借対照表の純 資産の部の合計額 (百万円)	—	—	542,871	—
普通株式に係る純 資産額(百万円)	—	—	Δ 20,528	—
差額の主な内訳 (百万円)				
優先株式に係る 払込金額	—	—	563,400	—
普通株式の発行済 み株式数(千株)	—	—	723,884	—
普通株式の自己株 式数(千株)	—	—	176	—
1株当たり純資 産額の算定に用 いられた普通株 式の数(千株)	—	—	723,708	—

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	旧双日ホールディングス株式会社	旧双日株式会社		
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益 (百万円)	357	3,774	9,873	16,808
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	357	3,774	9,873	16,808
普通株式の期中平均株式数(千株)	289,196	1,614,551	521,496	346,230
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額				
社債発行費償却 (百万円)	48	—	—	—
普通株式増加数 (千株)	59,342	—	331,158	80,515
うち転換社債型 新株予約権付社債(千株)	44,715	—	313,631	22,602
うち優先株式 (千株)	14,627	—	17,527	57,912
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第一回I種、第二回I種、第三回I種、第四回I種、第一回II種、第一回IV種、第一回V種及び第二回V種優先株式 これらの詳細については、「第4提出会社の状況1株式等の状況(1)株式の総数等」に記載のとおりであります。	—	第二回I種、第三回I種、第四回I種、第一回II種、第一回IV種、第一回V種及び第二回V種優先株式 これらの詳細については、「第4提出会社の状況1株式等の状況(1)株式の総数等」に記載のとおりであります。	第二回I種、第三回I種、第四回I種、第一回II種、第一回IV種、第一回V種及び第二回V種優先株式 これらの詳細については、「第4提出会社の状況1株式等の状況(1)株式の総数等」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		
<p>(1) 当社と事業子会社である旧双日株式会社とは平成17年6月27日開催の旧双日株式会社の定時株主総会および平成17年6月28日開催の当社の定時株主総会にてそれぞれ承認決議を得て、平成17年10月1日に合併し、商号を「双日株式会社」(英文名称: Sojitz Corporation)に変更いたしました。</p> <p>合併に関する事項の概要は次のとおりであります。</p> <p>イ) 当社は旧双日株式会社の発行済株式の全てを保有していることから、合併に際しては新株式の発行および資本金の増加は行いません。また、合併交付金の支払は行いません。</p> <p>ロ) 当社を存続会社とする吸収合併方式で、旧双日株式会社は解散いたしました。</p>	<p>当社と当社の完全親会社である旧双日ホールディングス株式会社とは平成17年6月27日開催の当社の定時株主総会および平成17年6月28日開催の旧双日ホールディングス株式会社の定時株主総会にてそれぞれ承認決議を得て、平成17年10月1日に合併し、商号を「双日株式会社」(英文名称: Sojitz Corporation)に変更いたしました。</p> <p>合併に関する事項の概要は次のとおりであります。</p> <p>イ) 旧双日ホールディングス株式会社は当社の発行済株式の全てを保有していることから、合併に際しては新株式の発行および資本金の増加は行いません。また、合併交付金の支払は行いません。</p> <p>ロ) 旧双日ホールディングス株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、旧双日株式会社は旧双日ホールディングス株式会社</p>		

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)				当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)					
旧双日ホールディングス株式会社		旧双日株式会社									
<p>八) 当社は、合併により、資本準備金、利益剰余金およびその他有価証券評価差額金をそれぞれ61,226百万円、3,774百万円および35,811百万円増加させました。この結果、資本準備金は91,176百万円、利益剰余金は4,132百万円、その他有価証券評価差額金は35,811百万円となりました。</p> <p>二) 合併により、旧双日株式会社より引継いだ資産及び負債の内訳は次のとおりであります。</p> <p>(単位：百万円)</p>				<p>に資産・負債及び権利義務の一切ならびに従業員を引き継いだ上で解散いたしました。</p> <p>八) 平成17年10月1日付にて旧双日ホールディングス株式会社の取締役に加瀬 豊、藤島 安之、石原 啓資、佐藤 洋二が就任し、平成17年10月3日付にて取締役の加瀬 豊、橋川 真幸、藤島 安之が代表取締役に就任いたしました。この結果、平成17年10月3日現在の当社の取締役および監査役の「役位」及び「担当」は次のとおりであります。</p> <p>(平成17年10月3日現在)</p>							
科目	金額	科目	金額	役位	氏名	担当					
流動資産	782,054	流動負債	1,055,137	代表取締役社長	土橋 昭夫						
現金及び預金	282,714	支払手形及び買掛金	199,908	代表取締役副社長執行役員	加瀬 豊	社長補佐(営業全般・海外担当)					
受取手形及び売掛金	217,590	短期借入金	681,349	代表取締役副社長執行役員	橋川 真幸	社長補佐(コーポレート全般)					
有価証券	400	コマーシャルペーパー	83,800	代表取締役専務執行役員	藤島 安之	CCO 兼 新規事業開発グループ担当 兼 法務部、コンプライアンス部担当					
商品	99,067	社債(一年以内償還)	5,000	取締役専務執行役員	小林 克彦	リスク管理部、リスク管理企画室担当					
短期貸付金	108,518	その他の流動負債	85,079	取締役専務執行役員	石原 啓資	営業全般補佐・海外担当補佐 兼 人事総務部担当					
その他の流動資産	76,227	固定負債	406,055	取締役	佐藤 洋二	CFO 兼 財務部主計部担当					
貸倒引当金	2,464	長期借入金	372,892	取締役	村岡 茂生						
固定資産	1,050,978	社債	500	取締役	宮内 義彦						
有形固定資産	16,146	退職給付引当金	20,150	監査役(常勤)	和田 譲治						
無形固定資産	6,013	その他の固定負債	12,512	監査役(常勤)	八幡 俊朔						
投資その他の資産	1,028,818	負債合計	1,461,193	監査役(常勤)	岡崎 謙二						
投資有価証券・出資金	205,899			監査役(非常勤)	石田 克明						
関係会社株式・出資金	622,427			監査役(非常勤)	星野 和夫						
長期貸付金	106,073										
その他の固定資産	316,412										
貸倒引当金	221,994										
繰延資産	181										
資産合計	1,833,214	正味引継財産合計額	372,020								
<p>ホ) 平成17年10月1日付にて当社の取締役に加瀬 豊、藤島 安之、石原 啓資、佐藤 洋二が就任し、平成17年10月3日付にて取締役の加瀬 豊、橋川 真幸、藤島 安之が代表取締役に就任いたしました。この結果、平成17年10月3日現在の当社の取締役および監査役の「役位」及び「担当」は次のとおりであります。</p>				<p>(注) 1. 取締役 村岡茂生氏は商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。</p> <p>2. 監査役 八幡俊朔、石田克明、星野和夫の各氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。</p>							

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)			当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社			旧双日株式会社	
(平成17年10月3日現在)				
役位	氏名	担当		
代表取締役 社長	土橋 昭夫			
代表取締役 副社長執行役員	加瀬 豊	社長補佐(営業 全般・海外担 当)		
代表取締役 副社長執行役員	橋川 真幸	社長補佐(コー ポレート全般)		
代表取締役 専務執行役員	藤島 安之	CCO 兼 新規 事業開発グル ープ担当 兼 法務部、コン プライアンス 部担当		
取締役 専務執行役員	小林 克彦	リスク管理 部、リスク管 理企画室担当		
取締役 常務執行役員	石原 啓資	営業全般補 佐・海外担当 補佐 兼 人 事総務部担当		
取締役 常務執行役員	佐藤 洋二	CFO 兼 財務 部、主計部担 当		
取締役	村岡 茂生			
取締役	宮内 義彦			
監査役(常勤)	和田 譲治			
監査役(常勤)	八幡 俊朔			
監査役(常勤)	岡崎 謙二			
監査役(非常勤)	石田 克明			
監査役(非常勤)	星野 和夫			
<p>(注)1.取締役 村岡茂生氏 は商法第188条第2項 第7号ノ2に定める社 外取締役であります。 2. 監査役 八幡俊朔、 石田克明、星野和夫 の各氏は「株式会社 の監査等に関する商 法の特例に関する法 律」第18条第1項に 定める社外監査役で あります。</p> <p>(2) 当社は平成17年9月29 日の社債の発行枠設定に かかわる取締役会決議に 基づき、平成17年12月6 日に下記内容の無担保普 通社債を発行しました。</p> <p>第5回無担保普通社債</p> <p>1) 社債の総額 金100億円</p> <p>2) 各社債の金額 金1億円の1種</p> <p>3) 発行価額の総額 金100億円</p> <p>4) 発行価格 額面100円につき金100 円</p> <p>5) 利率 年2.41%</p>				

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																								
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社																										
6) 利払日 毎年6月6日および12月6日 7) 償還の方法 イ. 満期償還 ロ. 買入消却 8) 払込期日 平成17年12月6日 9) 社債の発行日 平成17年12月6日 10) 償還期限 平成22年12月6日 11) 発行場所 日本国 12) 募集の方法 一般募集 13) 物上担保・保証の有無 無担保 14) 資金の用途 運転資金等																											
			(1) 当社は平成18年4月28日開催の取締役会決議に基づき、平成18年4月28日に以下の当社優先株式の取得に関する契約書を締結いたしました。 その内容は次のとおりであります。 1) 株式の種類 当社第二回 種優先株式 当社第三回 種優先株式 当社第四回 種優先株式 当社第一回 種優先株式 当社第一回 種優先株式 当社第一回 種優先株式 当社第二回 種優先株式 2) 株式の取得価額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>1株当たりの取得価額</th> <th>発行価額および発行価額に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二回 種優先株式</td> <td>2,160円</td> <td>2,000円 108%</td> </tr> <tr> <td>第三回 種優先株式</td> <td>2,120円</td> <td>2,000円 106%</td> </tr> <tr> <td>第四回 種優先株式</td> <td>2,080円</td> <td>2,000円 104%</td> </tr> <tr> <td>第一回 種優先株式</td> <td>2,040円</td> <td>2,000円 102%</td> </tr> <tr> <td>第一回 種優先株式</td> <td>2,300円</td> <td>10,000円 23%</td> </tr> <tr> <td>第一回 種優先株式</td> <td>5,160円</td> <td>12,000円 43%</td> </tr> <tr> <td>第二回 種優先株式</td> <td>10,000円</td> <td>10,000円 100%</td> </tr> </tbody> </table>	種類	1株当たりの取得価額	発行価額および発行価額に対する割合	第二回 種優先株式	2,160円	2,000円 108%	第三回 種優先株式	2,120円	2,000円 106%	第四回 種優先株式	2,080円	2,000円 104%	第一回 種優先株式	2,040円	2,000円 102%	第一回 種優先株式	2,300円	10,000円 23%	第一回 種優先株式	5,160円	12,000円 43%	第二回 種優先株式	10,000円	10,000円 100%
種類	1株当たりの取得価額	発行価額および発行価額に対する割合																									
第二回 種優先株式	2,160円	2,000円 108%																									
第三回 種優先株式	2,120円	2,000円 106%																									
第四回 種優先株式	2,080円	2,000円 104%																									
第一回 種優先株式	2,040円	2,000円 102%																									
第一回 種優先株式	2,300円	10,000円 23%																									
第一回 種優先株式	5,160円	12,000円 43%																									
第二回 種優先株式	10,000円	10,000円 100%																									

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																																
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		<p>(注)取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。</p> <p>3) 株式の取得価額</p> <table border="1"> <tr><td>第二回 種優先株式</td><td>568億8百万円</td></tr> <tr><td>第三回 種優先株式</td><td>557億56百万円</td></tr> <tr><td>第四回 種優先株式</td><td>547億4百万円</td></tr> <tr><td>第一回 種優先株式</td><td>536億52百万円</td></tr> <tr><td>第一回 種優先株式</td><td>458億85百万円</td></tr> <tr><td>第一回 種優先株式</td><td>561億15百万円</td></tr> <tr><td>第二回 種優先株式</td><td>200億円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,429億20百万円</td></tr> </table> <p>(注)取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は3,541億28百万円となります。</p> <p>4) 取得する株式の総数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>取得株式数</th> <th>発行済株式総数に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第二回 種優先株式</td><td>26,300,000株</td><td>100%</td></tr> <tr><td>第三回 種優先株式</td><td>26,300,000株</td><td>100%</td></tr> <tr><td>第四回 種優先株式</td><td>26,300,000株</td><td>100%</td></tr> <tr><td>第一回 種優先株式</td><td>26,300,000株</td><td>100%</td></tr> <tr><td>第一回 種優先株式</td><td>19,950,000株</td><td>100%</td></tr> <tr><td>第一回 種優先株式</td><td>10,875,000株</td><td>100%</td></tr> <tr><td>第二回 種優先株式</td><td>2,000,000株</td><td>100%</td></tr> <tr><td>合計</td><td>138,025,000株</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>5) 取得する相手方、取得株式及び取得価額の総額</p> <p>第二回 種優先株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td><td>18,500,000株</td><td>39,960,000,000円</td></tr> <tr><td>株式会社みずほコーポレート銀行</td><td>4,500,000株</td><td>9,720,000,000円</td></tr> <tr><td>株式会社りそな銀行</td><td>1,800,000株</td><td>3,888,000,000円</td></tr> <tr><td>三菱UFJ信託銀行株式会社</td><td>1,000,000株</td><td>2,160,000,000円</td></tr> <tr><td>農林中央金庫</td><td>500,000株</td><td>1,080,000,000円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>26,300,000株</td><td>56,808,000,000円</td></tr> </tbody> </table>	第二回 種優先株式	568億8百万円	第三回 種優先株式	557億56百万円	第四回 種優先株式	547億4百万円	第一回 種優先株式	536億52百万円	第一回 種優先株式	458億85百万円	第一回 種優先株式	561億15百万円	第二回 種優先株式	200億円	合計	3,429億20百万円	種類	取得株式数	発行済株式総数に対する割合	第二回 種優先株式	26,300,000株	100%	第三回 種優先株式	26,300,000株	100%	第四回 種優先株式	26,300,000株	100%	第一回 種優先株式	26,300,000株	100%	第一回 種優先株式	19,950,000株	100%	第一回 種優先株式	10,875,000株	100%	第二回 種優先株式	2,000,000株	100%	合計	138,025,000株		相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	39,960,000,000円	株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,720,000,000円	株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,888,000,000円	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,160,000,000円	農林中央金庫	500,000株	1,080,000,000円	合計	26,300,000株	56,808,000,000円
第二回 種優先株式	568億8百万円																																																																		
第三回 種優先株式	557億56百万円																																																																		
第四回 種優先株式	547億4百万円																																																																		
第一回 種優先株式	536億52百万円																																																																		
第一回 種優先株式	458億85百万円																																																																		
第一回 種優先株式	561億15百万円																																																																		
第二回 種優先株式	200億円																																																																		
合計	3,429億20百万円																																																																		
種類	取得株式数	発行済株式総数に対する割合																																																																	
第二回 種優先株式	26,300,000株	100%																																																																	
第三回 種優先株式	26,300,000株	100%																																																																	
第四回 種優先株式	26,300,000株	100%																																																																	
第一回 種優先株式	26,300,000株	100%																																																																	
第一回 種優先株式	19,950,000株	100%																																																																	
第一回 種優先株式	10,875,000株	100%																																																																	
第二回 種優先株式	2,000,000株	100%																																																																	
合計	138,025,000株																																																																		
相手方	取得株式数	取得価額の総額																																																																	
株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	39,960,000,000円																																																																	
株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,720,000,000円																																																																	
株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,888,000,000円																																																																	
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,160,000,000円																																																																	
農林中央金庫	500,000株	1,080,000,000円																																																																	
合計	26,300,000株	56,808,000,000円																																																																	

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																										
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		<p>(注)取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は578億60百万円となります。</p> <p>第三回 種優先株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>18,500,000株</td> <td>39,220,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>4,500,000株</td> <td>9,540,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社りそな銀行</td> <td>1,800,000株</td> <td>3,816,000,000円</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ信託銀行株式会社</td> <td>1,000,000株</td> <td>2,120,000,000円</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>500,000株</td> <td>1,060,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,300,000株</td> <td>55,756,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は568億8百万円となります。</p> <p>第四回 種優先株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>18,500,000株</td> <td>38,480,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>4,500,000株</td> <td>9,360,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社りそな銀行</td> <td>1,800,000株</td> <td>3,744,000,000円</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ信託銀行株式会社</td> <td>1,000,000株</td> <td>2,080,000,000円</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>500,000株</td> <td>1,040,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,300,000株</td> <td>54,704,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取</p>	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	39,220,000,000円	株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,540,000,000円	株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,816,000,000円	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,120,000,000円	農林中央金庫	500,000株	1,060,000,000円	合計	26,300,000株	55,756,000,000円	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	38,480,000,000円	株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,360,000,000円	株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,744,000,000円	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,080,000,000円	農林中央金庫	500,000株	1,040,000,000円	合計	26,300,000株	54,704,000,000円
相手方	取得株式数	取得価額の総額																																											
株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	39,220,000,000円																																											
株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,540,000,000円																																											
株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,816,000,000円																																											
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,120,000,000円																																											
農林中央金庫	500,000株	1,060,000,000円																																											
合計	26,300,000株	55,756,000,000円																																											
相手方	取得株式数	取得価額の総額																																											
株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500,000株	38,480,000,000円																																											
株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000株	9,360,000,000円																																											
株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,744,000,000円																																											
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000株	2,080,000,000円																																											
農林中央金庫	500,000株	1,040,000,000円																																											
合計	26,300,000株	54,704,000,000円																																											

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																	
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		<p>得価額で取得すると、 取得価額の総額は557 億56百万円となります。 第一回 種優先株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱 東京UFJ銀行</td> <td>18,500,000株</td> <td>37,740,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社みず ほコーポレー ト銀行</td> <td>4,500,000株</td> <td>9,180,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社りそ な銀行</td> <td>1,800,000株</td> <td>3,672,000,000円</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ信託銀 行株式会社</td> <td>1,000,000株</td> <td>2,040,000,000円</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>500,000株</td> <td>1,020,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,300,000株</td> <td>53,652,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)取得時期が平成19年10 月以降になる場合、1 株当たり取得価額は、 各優先株式の発行価額 の2%相当額を加算し た額となります。仮に 全ての優先株式を当該 加算後の1株当たり取 得価額で取得すると、 取得価額の総額は547 億4百万円となります。 第一回 種優先株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱 東京UFJ銀行</td> <td>19,950,000株</td> <td>45,885,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)取得時期が平成19年10 月以降になる場合、1 株当たり取得価額は、 各優先株式の発行価額 の2%相当額を加算し た額となります。仮に 全ての優先株式を当該 加算後の1株当たり取 得価額で取得すると、 取得価額の総額は498 億75百万円となります。 第一回 種優先株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱 東京UFJ銀行</td> <td>10,875,000株</td> <td>56,115,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)取得時期が平成19年10 月以降になる場合、1 株当たり取得価額は、 各優先株式の発行価額 の2%相当額を加算し た額となります。仮に 全ての優先株式を当該</p>	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱 東京UFJ銀行	18,500,000株	37,740,000,000円	株式会社みず ほコーポレー ト銀行	4,500,000株	9,180,000,000円	株式会社りそ な銀行	1,800,000株	3,672,000,000円	三菱UFJ信託銀 行株式会社	1,000,000株	2,040,000,000円	農林中央金庫	500,000株	1,020,000,000円	合計	26,300,000株	53,652,000,000円	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱 東京UFJ銀行	19,950,000株	45,885,000,000円	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱 東京UFJ銀行	10,875,000株	56,115,000,000円
相手方	取得株式数	取得価額の総額																																		
株式会社三菱 東京UFJ銀行	18,500,000株	37,740,000,000円																																		
株式会社みず ほコーポレー ト銀行	4,500,000株	9,180,000,000円																																		
株式会社りそ な銀行	1,800,000株	3,672,000,000円																																		
三菱UFJ信託銀 行株式会社	1,000,000株	2,040,000,000円																																		
農林中央金庫	500,000株	1,020,000,000円																																		
合計	26,300,000株	53,652,000,000円																																		
相手方	取得株式数	取得価額の総額																																		
株式会社三菱 東京UFJ銀行	19,950,000株	45,885,000,000円																																		
相手方	取得株式数	取得価額の総額																																		
株式会社三菱 東京UFJ銀行	10,875,000株	56,115,000,000円																																		

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)												
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		<p>加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は587億25百万円となります。</p> <p>第二回 種優先株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方</th> <th>取得株式数</th> <th>取得価額の総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>1,000,000株</td> <td>10,000,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>1,000,000株</td> <td>10,000,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,000,000株</td> <td>20,000,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株当たり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取得価額の総額は204億円となります。</p> <p>6) 取得日 平成19年3月30日、平成19年4月1日から平成19年6月に開催される定時株主総会の開催日の前日までの間の日で当社が別に定める日(追加取得日)、平成19年9月28日および平成20年3月31日。</p> <p>7) 各取得日の合計取得額 直前の取得日の取得にかかる取締役会決議の日(初回の取得日の場合、第三回及び第四回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」)の発行日)から当該取得日の取得にかかる取締役会の前日までに転換されたCB転換総額。 前記にかかわらず当社の裁量によりこれを上回る額をもって合計取得額として定める場合などこれを上回ることができる。</p>	相手方	取得株式数	取得価額の総額	株式会社三菱東京UFJ銀行	1,000,000株	10,000,000,000円	株式会社みずほコーポレート銀行	1,000,000株	10,000,000,000円	合計	2,000,000株	20,000,000,000円
相手方	取得株式数	取得価額の総額													
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,000,000株	10,000,000,000円													
株式会社みずほコーポレート銀行	1,000,000株	10,000,000,000円													
合計	2,000,000株	20,000,000,000円													

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		<p>8) 取得順位 第二回 種、第三回種、第四回 種、第一回種、第二回 種、第一回 種、第一回 種の順</p> <p>9) 取得方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 種 / 種優先株式 平成19年3月30日の取得日および追加取得日においては、平成18年6月27日開催の定時株主総会にて承認決議された「自己株式取得枠設定」に基づき、商法に規定する必要な手続を経て取得する。平成19年3月30日の取得日および追加取得日における取得の後も種、種優先株式が残存する場合は、当社は平成18年6月27日開催の定時株主総会の直後の定時株主総会またはその他の株主総会にて「自己株式取得枠設定」の決議を行うものとし、平成19年9月28日および平成20年3月31日の取得日においては、当該決議に基づき、会社法に規定する必要な手続を経て取得する。 種 / 種優先株式 これら優先株式について定款変更によって付された取得条項に基づき、会社法に規定する必要な手続を経て取得する。

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		<p>10) 停止条件</p> <p>本契約に基づく当社による優先株式の取得は、平成18年4月28日開催の取締役会にて別途、発行を決議した、Nomura Securities (Bermuda) Ltd.を割当先とする転換社債型新株予約権付社債がすべて発行されること、平成18年6月27日開催の定時株主総会(以下「本株主総会」)にて当社の発行可能株式総数、当社の普通株式の発行可能種類株式総数を増加する当社の定款変更の議案が承認され、会社法上必要な種類株主総会の決議がなされること、本株主総会にて資本および資本準備金の減少に係る各議案が承認され、資本減少および資本準備金の減少の効力が発生すること、本株主総会にて取得の対象となる種、種優先株式に係る「自己株式取得枠設定」の議案が承認されること、平成19年3月30日の取得日および追加取得日(当社がこれを定めた場合)において本契約に従い合意取得対象優先株式の全部が取得されなかった場合における、残存する本優先株式の取得については、本株主総会直後の定時株主総会またはその他の株主総会にて「自己株式取得枠設定」の議案が承認されること、本株主総会にて種、種優先株式について取得条項を追加する当社の定款変更の議案が承認されることおよび当該種類の株主全員の合意が得られること、その他商法および会社法上優先株式の取得が法的に可能となることを条件とする。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																		
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社																				
			<p>11) 譲渡制限 各優先株主は、平成18年4月28日から平成20年3月31日までの間、当社の事前の承諾なく、その保有する優先株式を第三者に譲渡できない。</p> <p>12) 契約期間 平成18年4月28日から下記のうち、いずれか先に到来した日まで。 本契約に基づく優先株式全ての取得および決済が終了した日 10) の停止条件が成就しないことが確定した日 平成20年3月31日</p> <p>(2) 当社は平成18年4月28日開催の取締役会にて下記の優先株式にかかる商法第210条の規定に基づく自己株式の取得枠の設定について、平成18年6月27日開催の当社定時株主総会に付議することを決議し、同総会にて承認決議されました。 その内容は次のとおりであります。</p> <p>1) 取得する株式の種類 当社第二回 種優先株式 当社第三回 種優先株式 当社第四回 種優先株式 当社第一回 種優先株式</p> <p>2) 取得する株式の総数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>取得する株式の総数</th> <th>発行済株式総数に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二回 種優先株式</td> <td>26,300,000株 (上限)</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第三回 種優先株式</td> <td>26,300,000株 (上限)</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第四回 種優先株式</td> <td>26,300,000株 (上限)</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第一回 種優先株式</td> <td>26,300,000株 (上限)</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>105,200,000株 (上限)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 株式の取得価額の総額 2,209億200万円(上限)</p>	種類	取得する株式の総数	発行済株式総数に対する割合	第二回 種優先株式	26,300,000株 (上限)	100%	第三回 種優先株式	26,300,000株 (上限)	100%	第四回 種優先株式	26,300,000株 (上限)	100%	第一回 種優先株式	26,300,000株 (上限)	100%	合計	105,200,000株 (上限)	
種類	取得する株式の総数	発行済株式総数に対する割合																			
第二回 種優先株式	26,300,000株 (上限)	100%																			
第三回 種優先株式	26,300,000株 (上限)	100%																			
第四回 種優先株式	26,300,000株 (上限)	100%																			
第一回 種優先株式	26,300,000株 (上限)	100%																			
合計	105,200,000株 (上限)																				

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		<p>4) 取得する相手方 株式会社三菱東京UFJ 銀行、株式会社みずほコ ーポレート銀行、株式会 社りそな銀行、三菱UFJ 信託銀行株式会社および 農林中央金庫</p> <p>5) 取得する期間 平成18年6月27日開催 の当社定時株主総会にお いて承認決議された資本 および資本準備金の減少 にかかる効力が発生した 時から平成19年6月開催 予定の次期定時株主総会 終結の時まで。</p> <p>(注) 上記の内容について は、平成18年6月27日 開催の当社定時株主総 会において、「自己株 式取得の件」、「資本 減少の件」ならびに 「資本準備金減少の 件」が承認可決される ことを条件としてお り、全て承認決議され ました。</p> <p>(3) 当社は平成18年4月28 日開催の取締役会にて下 記の優先株式について、 平成18年6月27日開催の 当社定時株主総会におい て取得条件を追加する定 款変更を行うことを付議 することを決議し、同総 会にて承認決議されまし た。</p> <p>その取得条件に関する 主たる追加内容は次のと おりであります。</p> <p>1) 取得条件を追加する株 式の種類 当社第一回 種優先株式 当社第一回 種優先株式 当社第二回 種優先株式</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																											
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		<p>2) 取得条件を追加する株式の総数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>取得する株式の総数</th> <th>発行済株式総数に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一回 種優先株式</td> <td>19,950,000株 (上限)</td> <td>100% (上限)</td> </tr> <tr> <td>第一回 種優先株式</td> <td>10,875,000株 (上限)</td> <td>100% (上限)</td> </tr> <tr> <td>第二回 種優先株式</td> <td>2,000,000株 (上限)</td> <td>100% (上限)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>32,825,000株 (上限)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 取得条件を追加する株式の取得価額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第一回 種優先株式</td> <td>2,300円 (上限)</td> </tr> <tr> <td>第一回 種優先株式</td> <td>5,160円 (上限)</td> </tr> <tr> <td>第二回 種優先株式</td> <td>10,000円 (上限)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株あたり取得価額は、それぞれ下記となります。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第一回 種優先株式</td> <td>2,500円 (上限)</td> </tr> <tr> <td>第一回 種優先株式</td> <td>5,400円 (上限)</td> </tr> <tr> <td>第二回 種優先株式</td> <td>10,200円 (上限)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 当社は平成18年4月28日開催の取締役会にて、平成18年6月27日開催の当社定時株主総会にて資本および資本準備金の減少を議案として付議することを決議し、同総会にて承認決議されました。その内容は次のとおりであります。</p> <p>1) 資本および資本準備金の減少の目的</p> <p>当社は、資本の質の改善を経営の最優先課題の一つとして検討して参りましたが、平成18年4月28日開催の取締役会にて、平成18年6月27日開催の当社定時株主総会にて自己株式の取得枠の設定が承認可決されることを条件に、発行済み優先株式の買入を行う事を決議いたしました。この処理の為、法制上の買入原資を確保する目的で「資</p>	種類	取得する株式の総数	発行済株式総数に対する割合	第一回 種優先株式	19,950,000株 (上限)	100% (上限)	第一回 種優先株式	10,875,000株 (上限)	100% (上限)	第二回 種優先株式	2,000,000株 (上限)	100% (上限)	合計	32,825,000株 (上限)		第一回 種優先株式	2,300円 (上限)	第一回 種優先株式	5,160円 (上限)	第二回 種優先株式	10,000円 (上限)	第一回 種優先株式	2,500円 (上限)	第一回 種優先株式	5,400円 (上限)	第二回 種優先株式	10,200円 (上限)
種類	取得する株式の総数	発行済株式総数に対する割合																												
第一回 種優先株式	19,950,000株 (上限)	100% (上限)																												
第一回 種優先株式	10,875,000株 (上限)	100% (上限)																												
第二回 種優先株式	2,000,000株 (上限)	100% (上限)																												
合計	32,825,000株 (上限)																													
第一回 種優先株式	2,300円 (上限)																													
第一回 種優先株式	5,160円 (上限)																													
第二回 種優先株式	10,000円 (上限)																													
第一回 種優先株式	2,500円 (上限)																													
第一回 種優先株式	5,400円 (上限)																													
第二回 種優先株式	10,200円 (上限)																													

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		<p>本減少」および「資本準備金減少」により「その他資本剰余金」への振替を行うものです。なお、優先株式の買入の実施にあたっては、平成18年4月28日に取締役会にて発行を別途決議いたしました転換社債型新株予約権付社債の普通株式への転換による資本の充実を前提としております。</p> <p>2) 資本減少の内容 資本減少の要領 商法第375条第1項の規定に基づき、資本の額130,549,826,669円のうち、120,549,826,669円を無償で減少させ、資本金を10,000,000,000円といたします。減少する資本金は全額を「その他資本剰余金」に振替えます。</p> <p>資本減少の方法 発行済株式総数の変更は行わず、資本の額のみを減少する方法によります。</p> <p>資本減少の日程 取締役会決議日 平成18年4月28日(金) 株主総会決議日 平成18年6月27日(火) 債権者異議申述公告および官報掲載日 平成18年6月28日(水)予定 債権者異議申述最終期日 平成18年7月28日(金)予定 効力発生日 平成18年7月29日(土)予定 資本減少登記申請日 平成18年7月31日(月)予定</p>

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		<p>3) 資本準備金減少の内容 資本準備金減少の要領 商法第289条第2項の規定に基づき、資本準備金の額91,676,808,017円のうち、89,176,808,017円を減少し、「その他資本剰余金」に振替えるものです。</p> <p>なお、減少後の資本準備金は2,500,000,000円となり、これは資本減少後の当社の資本の額10,000,000,000円の4分の1に相当する額となります。</p> <p>資本準備金減少の日程 取締役会決議日 平成18年4月28日(金) 株主総会決議日 平成18年6月27日(火) 債権者異議申述公告および官報掲載日 平成18年6月28日(水)予定 債権者異議申述最終期日 平成18年7月28日(金)予定 効力発生日 平成18年7月29日(土)予定</p> <p>なお、上記の資本および資本準備金の減少は、それぞれの効力発生日においては、貸借対照表上の「資本の部」の勘定の振替であり、当社の純資産額にただちに変更を生じるものではなく、発行済み株式総数にも変更はありませんので、一株当たりの純資産価値に変更を生じるものではありません。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		<p>(5) 当社は平成18年4月28日開催の取締役会にて、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債を下記のとおり発行することを決議しました。その内容は次のとおりであります。</p> <p>1) 発行する社債 第三回無担保転換社債型新株予約権付社債</p> <p>2) 社債の総額 金1,500億円</p> <p>3) 各社債の金額 金10億円の1種</p> <p>4) 本新株予約権付社債の形式 無記名式とする。なお、本新株予約権付社債は本社債と本新株予約権のうち、一方のみを譲渡することはできない。</p> <p>5) 利率 本社債には利息を付さない。</p> <p>6) 発行価格 額面100円につき金100円ただし、本新株予約権は無償にて発行するものとする。</p> <p>7) 償還価格 額面100円につき金100円</p> <p>8) 当初転換価格 694.1円なお、転換価格は東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格により修正されます。</p> <p>9) 上限転換価格 2,047.5円</p> <p>10) 下限転換価格 341.3円</p> <p>11) 新株予約権の行使請求期間 平成18年5月26日から平成20年5月22日</p> <p>12) 償還の方法 イ. 満期償還 ロ. 当社の選択による繰上償還</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		<p>八．社債権者の選択による繰上償還 二．買入消却</p> <p>13) 払込期日 平成18年5月25日</p> <p>14) 社債の発行日 平成18年5月25日</p> <p>15) 償還期限 平成20年5月23日</p> <p>16) 発行場所 日本国</p> <p>17) 募集の方法 Nomura Securities (Bermuda) Ltd.に対する 第三者割当の方法による。</p> <p>18) 物上担保・保証の有無 無担保・無保証</p> <p>19) 商法その他の法令または規則の改正に伴う取扱い</p> <p>本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議日以後、株券の発行または新株予約権付社債に関連する商法その他の日本の法令または規則につき改正(会社法の施行を含む。)が行われた場合には、当該改正後の商法その他の日本の法令または規則の規定および本新株予約権付社債の社債要項の主旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と判断する方法により、本新株予約権付社債の社債要項の読替えその他の必要な措置を講ずることができる。</p> <p>20) 資金の使途 当社が発行した第二回種優先株式、第三回種優先株式、第四回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第二回種優先株式の買入れ資金の一部に充当する予定ですが、具体的な支出までの間、当社の運転資金に充当する予定です。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		<p>(6) 当社は平成18年4月28日開催の取締役会にて、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債を下記のとおり発行することを決議しました。</p> <p>その内容は次のとおりであります。</p> <p>1) 発行する社債 第四回無担保転換社債型新株予約権付社債</p> <p>2) 社債の総額 金1,500億円</p> <p>3) 各社債の金額 金10億円の1種</p> <p>4) 本新株予約権付社債の形式 無記名式とする。なお、本新株予約権付社債は本社債と本新株予約権のうち、一方のみを譲渡することはできない。</p> <p>5) 利率 本社債には利息を付さない。</p> <p>6) 発行価格 額面100円につき金100円ただし、本新株予約権は無償にて発行するものとする。</p> <p>7) 償還価格 額面100円につき金100円</p> <p>8) 当初転換価格 694.1円なお、転換価格は東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格により修正されます。</p> <p>9) 上限転換価格 2,047.5円</p> <p>10) 下限転換価格 341.3円</p> <p>11) 新株予約権の行使請求期間 平成18年7月1日から平成20年5月22日</p> <p>12) 償還の方法 イ. 満期償還 ロ. 当社の選択による繰上償還</p>

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		<p>八．社債権者の選択による繰上償還 二．買入消却</p> <p>13) 払込期日 平成18年5月25日</p> <p>14) 社債の発行日 平成18年5月25日</p> <p>15) 償還期限 平成20年5月23日</p> <p>16) 発行場所 日本国</p> <p>17) 募集の方法 Nomura Securities (Bermuda) Ltd.に対する第三者割当の方法による。</p> <p>18) 物上担保・保証の有無 無担保・無保証</p> <p>19) 商法その他の法令または規則の改正に伴う取扱い</p> <p>本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議日以後、株券の発行または新株予約権付社債に関連する商法その他の日本の法令または規則につき改正(会社法の施行を含む。)が行われた場合には、当該改正後の商法その他の日本の法令または規則の規定および本新株予約権付社債の社債要項の主旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と判断する方法により、本新株予約権付社債の社債要項の読替えその他の必要な措置を講ずることができる。</p> <p>20) 資金の使途 当社が発行した第二回種優先株式、第三回種優先株式、第四回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第二回種優先株式の買入れ資金の一部に充当する予定ですが、具体的な支出までの間、当社の運転資金に充当する予定です。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		<p>(7) 当社は平成18年4月28日開催の当社取締役会において、当社の100%子会社であるグローバル・ケミカル・ホールディングス株式会社およびその100%事業子会社である双日ケミカル株式会社を吸収合併する方針を決定いたしました。</p> <p>その内容は次のとおりであります。</p> <p>1) 合併の目的</p> <p>当社の化学品事業は双日本社で行っている肥料事業およびメタノール事業と中核事業会社である双日ケミカル株式会社で行っている化学品事業を両輪として推進してまいりました。今般、当社はグループ経営のさらなる効率化を図るとともに、当社グループが保有する総合商社機能を一体となって活用することでグローバルな事業展開を加速させるために、化学品事業を当社に集約することとし、化学品事業持ち株会社であるグローバル・ケミカル・ホールディングス株式会社およびその100%事業子会社である双日ケミカル株式会社を吸収合併する方針を決定いたしました。</p> <p>2) 合併の要旨</p> <p>合併の日程</p> <p>合併契約書承認取締役会 平成18年6月30日(予定)</p> <p>合併契約書調印 平成18年6月30日(予定)</p> <p>合併期日 平成18年10月1日(予定)</p> <p>合併登記 平成18年10月上旬(予定)</p>

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		<p>合併方式 当社を存続会社とする吸収合併方式で、グローバル・ケミカル・ホールディングス株式会社および双日ケミカル株式会社は解散します。</p> <p>合併比率 当社はグローバル・ケミカル・ホールディングス株式会社の発行済株式の全てを、また、グローバル・ケミカル・ホールディングス株式会社は双日ケミカル株式会社の発行済株式の全てを保有していることから、合併に際しては新株式の発行及び資本金の増加は行いません。</p> <p>合併交付金 合併交付金の支払は行いません。</p> <p>3) 合併後の状況(予定)</p> <p>商号 双日株式会社 (英文名称: Sojitz Corporation)</p> <p>事業内容 総合商社</p> <p>本店所在地 東京都港区赤坂六丁目1番20号</p> <p>代表者 代表取締役 土橋昭夫</p> <p>決算期 3月31日</p> <p>業績に与える影響 この合併は、単体決算において、平成18年4月より適用となった「企業結合に係る会計基準」における共通支配下での取引に該当するため、合併期日に特別損失として、抱合せ株式消滅差損が約100億円発生する見込みです。</p> <p>また、連結決算においては、グローバル・ケミカル・ホールディングス株式会社および双日ケミカル株式会社は、当社の連結子会社であり、この合併は企業集団の状況に影響を与えません。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		<p>(8) 当社は平成18年4月28日開催の当社取締役会において、当社の100%子会社である双日都市開発株式会社を吸収合併する方針を決定し、平成18年5月23日開催の取締役会にて平成18年8月1日付にて当社を存続会社として合併する合併契約書締結の承認を決議いたしました。</p> <p>その内容は次のとおりであります。</p> <p>1) 合併の目的</p> <p>当社の都市開発部は双日都市開発株式会社と共同でマンション分譲事業等を推進してまいりました。</p> <p>今般、当社はグループ経営のさらなる効率化を図るとともに、当社グループが保有する総合商社機能を一体となって活用することで、業務効率の改善および経費削減を図るために、当該事業を完全に一本化することとし、双日都市開発株式会社を吸収合併する方針を決定いたしました。</p> <p>2) 合併の要旨</p> <p>合併の日程</p> <p>合併契約書承認取締役会 平成18年5月23日</p> <p>合併契約書調印 平成18年5月23日</p> <p>合併期日 平成18年8月1日(予定)</p> <p>合併登記 平成18年8月上旬(予定)</p> <p>合併方式</p> <p>当社を存続会社とする吸収合併方式で、双日都市開発株式会社は解散します。</p> <p>合併比率</p> <p>当社は双日都市開発株式会社の発行済株式の全てを保有していることから、合併に際しては新株式の発行及び資本金の増加は行いません。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		<p>合併交付金 合併交付金の支払は行 いません。</p> <p>3) 合併後の状況(予定) 商号 双日株式会社 (英文名称: Sojitz Corporation) 事業内容 総合商社 本店所在地 東京都港区赤坂六丁目 1番20号 代表者 代表取締役土橋 昭夫 決算期 3月31日 業績に与える影響 この合併は、単体決算 において、平成18年4月 より適用となった「企業 結合に係る会計基準」に おける共通支配下での取 引に該当するため、合併 期日に特別損失として、 抱合せ株式消滅差損が約 40億円発生する見込みで す。</p> <p>また、連結決算におい ては、双日都市開発株式 会社は、当社の連結子会 社であり、この合併は企 業集団の状況に影響を与 えません。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		
		<p>(1) 当社は平成18年9月29日の社債の発行枠設定にかかわる取締役会決議に基づき、平成18年12月1日に下記内容の無担保普通社債を発行しました。</p> <p>第10回無担保普通社債</p> <p>1) 社債の総額 金200億円</p> <p>2) 各社債の金額 金1億円の1種</p> <p>3) 発行価額の総額 金200億円</p> <p>4) 発行価格 額面100円につき金100円</p> <p>5) 利率 年2.38%</p> <p>6) 利払日 毎年6月1日および12月1日</p> <p>7) 償還の方法 イ. 満期償還 ロ. 買入消却</p> <p>8) 払込期日 平成18年12月1日</p> <p>9) 社債の発行日 平成18年12月1日</p> <p>10) 償還期限 平成23年12月1日</p> <p>11) 発行場所 日本国</p> <p>12) 募集の方法 一般募集</p> <p>13) 物上担保・保証の有無 無担保</p> <p>14) 資金の用途 運転資金等</p>	

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		
		<p>(2) 当社は平成18年4月28日開催の当社取締役会決議に基き、平成18年10月1日付にて、当社の100%子会社で化学品事業持ち株会社であるグローバル・ケミカル・ホールディングス株式会社および、その100%事業子会社である双日ケミカル株式会社を吸収合併いたしました。</p> <p>その内容は次のとおりであります。</p> <p>1) 合併の目的</p> <p>当社の化学品事業は双日本社で行っている肥料事業およびメタノール事業と中核事業会社である双日ケミカル株式会社で行っている化学品事業を両輪として推進してまいりました。今般、当社はグループ経営のさらなる効率化を図るとともに、当社グループが保有する総合商社機能を一体となって活用することでグローバルな事業展開を加速させるために、化学品事業を当社に集約することとし、化学品事業持ち株会社であるグローバル・ケミカル・ホールディングス株式会社およびその100%事業子会社である双日ケミカル株式会社を吸収合併いたしました。</p> <p>2) 合併の要旨</p> <p>合併の日程</p> <p>合併契約書承認取締役会 平成18年6月30日</p> <p>合併契約書調印 平成18年6月30日</p> <p>合併期日 平成18年10月1日</p> <p>合併登記 平成18年10月5日</p>	

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																
旧双日ホールディングス株式会社	旧双日株式会社	<p>合併方式 当社を存続会社とする吸収合併方式で、グローバル・ケミカル・ホールディングス株式会社および双日ケミカル株式会社は解散しました。</p> <p>合併比率 当社はグローバル・ケミカル・ホールディングス株式会社の発行済株式の全てを、また、グローバル・ケミカル・ホールディングス株式会社は双日ケミカル株式会社の発行済株式の全てを保有していることから、合併に際しては新株式の発行及び資本金の増加は行いません。</p> <p>合併交付金 合併交付金の支払は行いません。</p> <p>3) 合併後の状況 商号 双日株式会社 (英文名称: Sojitz Corporation) 事業内容 総合商社 本店所在地 東京都港区赤坂六丁目1番20号 代表者 代表取締役 土橋昭夫 決算期 3月31日 当社は、合併により、利益剰余金を16,247百万円減少、その他有価証券評価差額金を3,306百万円増加させました。この結果、利益剰余金は14,210百万円、その他有価証券評価差額金は56,269百万円となりました。</p> <p>合併により、引き継いだ資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>流動資産</td> <td style="text-align: right;">79,953</td> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">107,567</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">49,450</td> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">9,946</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>負債合計</td> <td style="text-align: right;">117,513</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td style="text-align: right;">129,404</td> <td>正味引継 財産合計 額</td> <td style="text-align: right;">11,890</td> </tr> </table>	流動資産	79,953	流動負債	107,567	固定資産	49,450	固定負債	9,946			負債合計	117,513	資産合計	129,404	正味引継 財産合計 額	11,890	
流動資産	79,953	流動負債	107,567																
固定資産	49,450	固定負債	9,946																
		負債合計	117,513																
資産合計	129,404	正味引継 財産合計 額	11,890																

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		
		<p>経営成績に与える影響 この合併は、単体決算において、平成18年4月より適用となった「企業結合に係る会計基準」における共通支配下での取引に該当するため、合併期日に特別損失として、抱合せ株式消滅差損が16,361百万円発生する見込みです。</p> <p>また、連結決算においては、グローバル・ケミカル・ホールディングス株式会社および双日ケミカル株式会社は、当社の連結子会社であり、この合併は企業集団の状況に影響を与えないため当社の連結財務諸表への影響はありません。</p>	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 自 平成17年4月1日 平成18年6月27日
(第3期) 至 平成18年3月31日 関東財務局長に提出

(2) 発行登録書（社債）及びその添付書類

平成18年11月30日
関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2
（資産の額が最近事業年度の末日における純資産額の百分の
三十以上増加することが見込まれ、売上高が最近事業年度の
売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併）の規
定に基づく臨時報告書

平成18年4月28日
関東財務局長に提出

(4) 有価証券届出書及びその添付書類

平成18年4月28日
関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書の訂正届出書

平成18年4月28日付提出の有価証券届出書の訂正届出書

平成18年5月9日
平成18年5月16日
関東財務局長に提出

(6) 発行登録書追補書類（社債）

平成18年8月8日
平成18年9月15日
平成18年11月24日
関東財務局長に提出

(7) 訂正発行登録書

平成18年4月28日
平成18年6月27日
平成18年7月13日
関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月9日

双日株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	西	文	夫	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥	山	弘	幸	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	竹	野	俊	成	印

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	富	山	正	次	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	横	井	直	人	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	野	純	司	印

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている双日株式会社（旧双日ホールディングス株式会社）の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析の手段等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、双日株式会社（旧双日ホールディングス株式会社）及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

（追記情報）

1. 追加情報に記載されているとおり、会社は平成17年8月5日に第一回 種優先株式の売買契約を締結した。
2. セグメント情報「事業の種類別セグメント情報」に記載されているとおり、会社はセグメント情報の事業区分を変更した。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成17年12月6日に無担保普通社債を発行した。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月8日

双日株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	富	山	正	次	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	平	野		巖	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	野	純	司	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている双日株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、双日株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

(追記情報)

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年12月1日に無担保普通社債を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月9日

双日株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	西	文	夫	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥	山	弘	幸	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	竹	野	俊	成	Ⓔ

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	富	山	正	次	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	横	井	直	人	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	野	純	司	Ⓔ

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている双日株式会社（旧双日ホールディングス株式会社）の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、双日株式会社（旧双日ホールディングス株式会社）の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

（追記情報）

追加情報に記載されているとおり、会社は平成17年8月5日に第一種優先株式の売買契約を締結した。

重要な後発事象として、以下の事項が記載されている。

1. 会社は、平成17年10月1日に旧双日株式会社と合併した。
2. 会社は、平成17年12月6日に無担保普通社債を発行した。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月9日

双日株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	西	文	夫	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥	山	弘	幸	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	竹	野	俊	成	Ⓔ

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	富	山	正	次	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	横	井	直	人	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	野	純	司	Ⓔ

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている旧双日株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第189期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、旧双日株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

(追記情報)

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成17年10月1日に旧双日ホールディングス株式会社と合併した。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月8日

双日株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	富	山	正	次	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	平	野		巖	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	野	純	司	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている双日株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、双日株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

(追記情報)

重要な後発事象として、以下の事項が記載されている。

1. 会社は、平成18年12月1日に無担保普通社債を発行した。
2. 会社は、平成18年10月1日付にて、100%子会社で化学品事業持ち株会社であるグローバル・ケミカル・ホールディングス株式会社および、その100%事業子会社である双日ケミカル株式会社を吸収合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

